令和７年３月定例会

長和町議会会議録

令和７年　２月２７日　開会
令和７年　３月２１日　閉会

長　和　町　議　会

令和７年３月　議会関係日程表

令和７年２月２７日招集

月	日	曜日	区　　分	摘　　要
２	**１３**	**木**		**12:00　一般質問締切日**
	１４	**金**		**9:30　議会運営委員会**
	１５	土		
	１６	日		
	１７	月		
	１８	火		
	１９	水		
	２０	木		
	２１	金		
	２２	土		
	２３	日		
	２４	月		
	２５	火		
	２６	水		
	２７	**木**	**本　会　議**	**9:30　３月定例会開会**
	２８	金	休　　会	
３	１	土	休　　日	
	２	日	休　　日	
	３	月	休　　会	
	４	**火**	**本　会　議**	**9:00　一般質問**
	５	**水**	**本　会　議**	**9:30　一般質問**
	６	**木**	**委　員　会**	**9:30　社会文教常任委員会**
	７	**金**	**委　員　会**	**9:30　総務経済常任委員会**
	８	土	休　　日	
	９	日	休　　日	
	１０	月	休　　会	
	１１	火	休　　会	
	１２	**水**	**委　員　会**	**9:30　予算特別委員会…一般会計当初予算審議（社文関係）**
	１３	**木**	**委　員　会**	**9:30　予算特別委員会…一般会計当初予算審議（総経関係）**
	１４	金	休　　会	
	１５	土	休　　日	
	１６	日	休　　日	

	１７	月	休　　会	
	１８	火	休　　会	
	１９	水	休　　会	
	２０	木	休　　日	
	２１	**金**	**本　会　議**	**9:30　議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）**

会期２３日間

第　　1　　号

（　２　月　２７　日　）

議　事　日　程

令和７年　２月２７日
午前　９時３０分　開会
長 和 町 議 会 議 長

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　報告第　１号　例月出納検査結果報告
日程第　４　報告第　２号　議員派遣結果報告
日程第　５　報告第　３号　令和７年度長和町土地開発公社事業会計予算について
日程第　６　発委第　１号　長和町予算特別委員会の設置について
（委員会提出）
日程第　７　長和町予算特別委員会の委員の選任について
日程第　８　長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について
日程第　９　発委第　２号　長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
（委員会提出）
日程第１０　発委第　３号　長和町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
（委員会提出）
日程第１１　発委第　４号　長和町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
（委員会提出）
日程第１２　議案第　２号　長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
（町長提出）
日程第１３　議案第　３号　長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
（町長提出）
日程第１４　議案第　４号　長和町税条例の一部を改正する条例について
（町長提出）
日程第１５　議案第　５号　長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

日程第１６　議案第　６号　長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第１７　議案第　７号　長和町景観審議会条例を廃止する条例について

（町長提出）

日程第１８　議案第　８号　長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第１９　議案第　９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

（町長提出）

日程第２０　議案第１０号　長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第２１　議案第１１号　長和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第２２　議案第１２号　長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第２３　議案第１３号　長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第２４　議案第１４号　長和町直営別荘地用機械器具貸与に関する条例を廃止する条例について

（町長提出）

日程第２５　議案第１５号　長和町直営別荘地管理棟等条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第２６　議案第１６号　長和町営開発地テニスコート条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第２７　議案第１７号　令和６年度長和町一般会計補正予算（第８号）について

（町長提出）

日程第２８　議案第１８号　令和６年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算

（第３号）について

（町長提出）

日程第２９　議案第１９号　令和６年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

日程第３０　議案第２０号　令和６年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

（町長提出）

日程第３１　議案第２１号　令和６年度長和町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

（町長提出）

日程第３２　議案第２２号　令和６年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第３号）について

（町長提出）

日程第３３　議案第２３号　令和６年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第２号）について

（町長提出）

日程第３４　議案第２４号　令和６年度長和町上水道事業会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

日程第３５　議案第２５号　令和６年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

日程第３６　議案第２６号　令和７年度長和町一般会計予算について

（町長提出）

日程第３７　議案第２７号　令和７年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

（町長提出）

日程第３８　議案第２８号　令和７年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について

（町長提出）

日程第３９　議案第２９号　令和７年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について

（町長提出）

日程第４０　議案第３０号　令和７年度長和町介護保険特別会計予算について

（町長提出）

日程第４１　議案第３１号　令和７年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算に

ついて

（町長提出）

日程第４２　議案第３２号　令和７年度長和町観光施設事業特別会計予算について

（町長提出）

日程第４３　議案第３３号　令和７年度長和町和田財産区特別会計予算について

（町長提出）

日程第４４　議案第３４号　令和７年度長和町上水道事業会計予算について

（町長提出）

日程第４５　議案第３５号　令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について

（町長提出）

日程第４６　議案第３６号　指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）

（町長提出）

日程第４７　議案第３７号　指定管理者の指定について（長和町特産物直売所（和田宿ステーション））

（町長提出）

日程第４８　議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

（町長提出）

日程第４９　陳情第　１号　「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

日程第５０　委員会付託について

散　会

令和７年長和町議会３月定例会（第１号）

令和７年２月２７日　午前　９時３０分開会

出席議員（１０名）

１番	阿　部　由紀子　議員	２番	龍　野　一　幸　議員
３番	荻　野　友　一　議員	４番	佐　藤　恵　一　議員
５番	田　福　光　規　議員	６番	羽　田　公　夫　議員
７番	原　田　恵　召　議員	８番	小　川　純　夫　議員
９番	渡　辺　久　人　議員	１０番	森　田　公　明　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽　田　健一郎　君	副町長	髙見沢　髙　明　君
教育長	藤　田　仁　史　君	総務課長	藤　田　健　司　君
総合政策課長	宮　阪　和　幸　君	住民生活課長兼会計管理者	上　野　公　一　君
保健福祉課長	清　水　英　利　君	保健福祉課参事	小　林　義　明　君
産業建設課長	中　原　良　雄　君	産業建設課参事	米　沢　　正　君
教育課長	笹　井　佳　彦　君	総務課長補佐	遠　藤　　剛　君
代表監査委員	丸　山　淳　子　君		

議会事務局出席者

事務局長	長　井　真　樹　君	議会事務局書記	齊　藤　照　恵　君

開　　会　　午前　９時３０分

◎開会の宣告

○議長（森田公明君）　おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、令和７年３月長和町議会第１回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君）　日程第１　会議録署名議員の指名について、会議規則第１２７条の規定に基づき、議長において、６番、羽田公夫議員、８番、小川純夫議員の両議員を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（森田公明君）　続いて、日程第２　会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、２月１４日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会事務局長より報告いたします。

長井議会事務局長

○事務局長（長井真樹君）　それでは、議会日程を申し上げます。

お手元の議案書２ページを御覧ください。

２月１４日に開催されました議会運営委員会で会期が決定いたしました。本日、３月定例会の開会となります。

３月４日及び５日にかけて一般質問が行われます。３月４日は６名の議員の方から行われます。３月５日は２名の議員の方から行われます。

３月６日、社会文教常任委員会、３月７日、総務経済常任委員会をそれぞれ開催いたします。

３月１２日、予算特別委員会、社会文教常任委員会の所管関係です。

３月１３日、予算特別委員会、総務経済常任委員会の所管関係となります。

３月２１日、議会が再開され、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は２３日間となります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君）　報告が終わりました。

ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日２月２７日から３月２１日までの２３日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認め、本定例会の会期は本日２月２７日から３月２１日までの２３日間と決定いたしました。

○議長（森田公明君）　ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第１号から報告第３号までの報告３件、発委第１号から発委第４号までの委員会発委４件、議案第２号から議案第１６号までの条例案１５件、議案第１７号から議案第２５号までの補正予算案９件、議案第２６号から議案第３５号までの令和７年度予算案１０件、議案第３６号及び議案第３７号の指定管理者の指定に関する案２件、議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に関する案１件、陳情第１号　「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情１件、合計４５件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第３　報告第１号　例月出納検査結果報告

○議長（森田公明君）　日程第３　報告第１号　例月出納検査結果報告について、代表監査委員から報告を求めます。

丸山代表監査委員。

○代表監査委員（丸山淳子君）　おはようございます。

報告第１号　例月出納検査結果の報告をさせていただきます。

議案書８ページになりますが、よろしくお願いいたします。

報告第１号

令和７年２月２７日

長　和　町　長　　羽　田　健一郎　殿

長和町議会議長　　森　田　公　明　殿

長和町監査委員　丸　山　淳　子

〃　　小　川　純　夫

例月出納検査結果報告（令和７年１月分）

令和７年２月２５日、１月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第２３５条の２第３項の規定により別紙のとおり報告する。

詳細につきましては、次ページ以降を御参照いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（森田公明君）　報告を終わります。

◎日程第４　報告第２号　議員派遣結果報告

○議長（森田公明君）　次に、日程第４　報告第２号　議員派遣結果について報告を行います。

議員派遣結果報告については、私から報告いたします。

お手元の議案書１６ページから１７ページに記載してありますとおり、１月２１日に令和６年度長野県町村議会広報研修会、１月２７日に令和６年度上田地域市町村議会議員研修会が開催され、各議員が出席しております。

内容につきましては、ここに記載のとおりです。御参加いただき、大変御苦労さまでした。

◎日程第５　報告第３号　令和７年度長和町土地開発公社事業会計予算について

○議長（森田公明君）　次に、日程第５　報告第３号　令和７年度長和町土地開発公社事業会計予算について報告を求めます。

高見沢土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（高見沢高明君）　改めまして、おはようございます。

それでは、御報告を申し上げます。

議案書の１８ページをお開きをお願いいたします。

令和７年度の土地開発公社事業会計の予算につきましては、２月２０日開催の理事会において御承認いただき、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、当議会へ報告をするものでございます。

令和７年度の予算は、残区画となっております細尾団地の３区画の販売を目指す予算となってございます。理事会においても様々な御提案をいただきながら進めておりますが、特に昨今は建築資材の高騰などの要因により、住宅建築費も高額化してきております。

細尾団地は、販売を開始してから既に２８年ほど経過をしております。土地代の見直しなども考慮し、販売の道筋が立てられるよう努力してまいりたいと存じております。

また、人口減少や移住定住等に向け、新たな宅地造成にも取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、１９ページから３３ページの予算書を御覧いただければと思います。

以上、報告といたします。

○議長（森田公明君）　報告を終わります。

◎日程第６　発委第１号　長和町予算特別委員会の設置について

（委員会提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第６　発委第１号　長和町予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

原田恵召議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田恵召君）　発委第１号　長和町予算特別委員会の設置についての説明をさ

せていただきます。

それでは、議案書の３４ページを御覧ください。

長和町予算特別委員会の設置について、会議規則第１４条第３項の規定により提出するものであります。

議案書３５ページにございます、名称、設置の根拠、目的は、記載のとおりでございます。

委員の定数は８名で、議長と議会選出の監査委員を除く議員全員でございます。

活動期間ですが、予算の審査終了までとなっております。

以上でございますが、御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（森田公明君）　提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。発委第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認め、発委第１号は本日審議することに決定いたしました。

本案に対する質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終決し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより発委第１号を採決いたします。発委第１号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、発委第１号は原案のとおり可決されました。

したがいまして、令和７年度長和町一般会計予算につきましては、ただいま設置された、予算特別委員会において審査することといたします。

◎日程第７　長和町予算特別委員会の委員の選任について

○議長（森田公明君）　次に、日程第７　長和町予算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第７条第２項の規定により、議長が会議に諮って指名いたします。

それでは、議会事務局長より朗読いたします。

長井議会事務局長。

○事務局長（長井真樹君）　それでは、長和町予算特別委員会の委員のお名前を読み上げます。

渡辺久人議員、原田恵召議員、羽田公夫議員、田福光規議員、佐藤恵一議員、荻野友一議員、龍

野一幸議員、阿部由紀子議員。

以上でございます。

○議長（森田公明君）　お諮りします。予算特別委員会の委員の選任につきましては、ただいま朗読のとおりといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認め、予算特別委員会の委員を、ただいまの朗読のとおり指名いたします。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休　　憩　　午前　９時４１分

再　　開　　午前　９時４４分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第８　長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について

○議長（森田公明君）　日程第８　長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について、互選された結果を事務局長より朗読いたします。

長井議会事務局長。

○事務局長（長井真樹君）　それでは、長和町予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を読み上げます。

委員長、渡辺久人議員、副委員長、原田恵召議員。

以上でございます。

○議長（森田公明君）　予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告を終わります。

◎日程第　９　発委第２号　長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

（委員会提出）

◎日程第１０　発委第３号　長和町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

（委員会提出）

◎日程第１１　発委第４号　長和町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

（委員会提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第９　発委第２号　長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第１１　発委第４号　長和町議会議員の請

負の状況の公表に関する条例の制定についてまでを一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

原田恵召議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田恵召君）　発委第２号　長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

それでは、議案書の３８ページを御覧ください。

長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１０９条第６項及び第７項並びに長和町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出するものであります。

令和６年の人事勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、長和町議会議員の期末手当の手当率を改正するものであります。

議案書３９ページを御覧ください。

第１条は、令和６年１２月期の支給を遡及して改正するものであり、年間で０．０５月分の引上げを改定とするため、現行の手当率が１００分の１７０であるので、令和６年１２月分の手当率は１００分の１７５に改定となります。

第２条は、令和７年４月１日以降の手当率の改正となり、６月の支給分を現行の手当率１００分の１７０を１００分の１７２．５に、１２月の支給分を第１条で改正した手当率１００分の１７５を１００分の１７２．５に改め、年間で０．０月分を引上げるものであります。

施行期日につきましては、公布の日からとし、第１条は、令和６年１２月１日から適用し、第２条は、令和７年４月１日施行となっております。

以上でございますが、御理解の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

次に、発委第３号について説明いたします。長和町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

それでは、議案書の４２ページを御覧ください。

長和町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１０９条第６項及び第７項並びに長和町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出するものであります。

議案書４３ページを御覧ください。

第２０８回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律は、懲役及び禁錮を廃止し、これに代えて禁錮刑を創設することなどを内容とするもので、この法律改正に併せて本条例中の「懲役」、「禁錮」の表記を「拘禁刑」に改めるものであります。

また、第２１３回国会において成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改

正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、これらに対応するため所要の規定の整備をする必要があることから一部改正するものであります。

施行期日につきましては令和７年４月１日からとなりますが、第５３条から第５５条までの改正規定は、令和７年６月１日から施行となります。

以上でございますが、御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

次に、発委第４号　長和町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案書の５１ページを御覧ください。

長和町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の整定について、地方自治法第１０９条第６項及び第７項並びに長和町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出するものであります。

議案書の５２ページを御覧ください。

改正前の地方自治法第９２条の２の規定では、議員個人と当該地方公共団体との請負が認められていませんでしたが、地方自治法の一部を改正する法律が令和４年１２月１６日に公布されたことにより、政令で定める一定金額３００万円までは、議員個人と当該地方公共団体との請負が規制の対象から除かれることとなりました。

この法律改正により、議員が町から請負の可能となったことで、その請負の状況を議長へ報告し公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の構成・事務執行の適正を図ることを目的として、新たな条例を制定するものであります。

施行期日につきましては公布の日からとし、令和７年４月１日に始まる会計年度における請負から適用していくものであります。

以上でございますが、御理解の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（森田公明君）　提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。発委第２号から発委第４号までは、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認め、発委第２号から発委第４号までは本日審議することに決定いたしました。

初めに、日程第９　発委第２号　長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより発委第２号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、発委第２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１０　発委第３号　長和町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより発委第３号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、発委第３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１１　発委第４号　長和町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより発委第４号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、発委第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第　２号　長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第１３　議案第　３号　長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第１４　議案第　４号　長和町税条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第１５　議案第　５号　長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第１６　議案第　６号　長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第１７　議案第　７号　長和町景観審議会条例を廃止する条例について

（町長提出）

◎日程第１８　議案第　８号　長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第１９　議案第　９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

（町長提出）

◎日程第２０　議案第１０号　長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第２１　議案第１１号　長和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第２２　議案第１２号　長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第２３　議案第１３号　長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第２４　議案第１４号　長和町直営別荘地用機械器具貸与に関する条例を廃止する条例について

（町長提出）

◎日程第２５　議案第１５号　長和町直営別荘地管理棟等条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第２６　議案第１６号　長和町営開発地テニスコート条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第２７　議案第１７号　令和６年度長和町一般会計補正予算（第８号）について

（町長提出）

◎日程第２８　議案第１８号　令和６年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）について

（町長提出）

◎日程第２９　議案第１９号　令和６年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

◎日程第３０　議案第２０号　令和６年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

（町長提出）

◎日程第３１　議案第２１号　令和６年度長和町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

（町長提出）

◎日程第３２　議案第２２号　令和６年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第３号）について

（町長提出）

◎日程第３３　議案第２３号　令和６年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第２号）について

（町長提出）

◎日程第３４　議案第２４号　令和６年度長和町上水道事業会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

◎日程第３５　議案第２５号　令和６年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

◎日程第３６　議案第２６号　令和７年度長和町一般会計予算について

（町長提出）

◎日程第３７　議案第２７号　令和７年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

（町長提出）

◎日程第３８　議案第２８号　令和７年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第３９　議案第２９号　令和７年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第４０　議案第３０号　令和７年度長和町介護保険特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第４１　議案第３１号　令和７年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第４２　議案第３２号　令和７年度長和町観光施設事業特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第４３　議案第３３号　令和７年度長和町和田財産区特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第４４　議案第３４号　令和７年度長和町上水道事業会計予算について

（町長提出）

◎日程第４５　議案第３５号　令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について

（町長提出）

◎日程第４６　議案第３６号　指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）

（町長提出）

◎日程第４７　議案第３７号　指定管理者の指定について（長和町特産物直売所（和田宿ステーション））

（町長提出）

◎日程第４８　議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

（町長提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第１２　議案第２号　長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第４８　議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　皆さん、おはようございます。

昨年の冬は暖冬でございましたが、今年の冬は寒波の影響を受け、寒く厳しい冬も感じることもありました。暦の上では春を迎え、寒さの中にも一雨ごとに春の陽気を感じる今日この頃でございます。町内でもフクジュソウが顔をのぞかせ始め、次なる季節の訪れも、もう間もなくではないかと待ち遠しく思うところでございます。

本日は、長和町議会３月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員全員の御出席を賜り開会できますこと、また、日頃より町政の運営に対して御理解と御協力をいただいておりますことを心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、コロナ危機を経験し、一連の取組により露呈した保健や医療の脆弱性や課題から、行政として様々な観点で命と暮らしを守ることの大切さを再度認識をするとともに、多発する様々な災害からの教訓を生かしながら、ウィズコロナからポストコロナに合わせた働き方や生活など様々な変化の変遷に併せ、本当の意味でのしあわせ長和、健康長和を改めて目指してまいりたいと考えております。

つきましては、今後ますます高齢化社会が進展する状況の中で、医療と行政が一層連携を強化し、医療・介護・福祉の一体的な住民サービスを提供できるようにするため、令和７年４月から依田窪病院医師１名を、まちづくりアドバイザーとして医療や認知症などの専門的な相談がしやすい体制を構築するとともに、町の将来構想や計画策定に参加・参画いただき、さらに安心・安全なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

さて、本年の社会経済情勢は、世界経済では新型コロナ禍前の水準に比べ低水準の成長が予想され、日本経済では、物価を上回るペースで賃金の上昇するケースが一部ではあるものの、まだまだ個人消費の持ち直しへは、ほど遠い状況であるように感じるところでございます。

また、米国ではトランプ大統領が返り咲いたことで、保護主義的な政策運営がなされる可能性があり、世界経済に大きな影響を与えることが懸念をされております。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は３年が経過し、長期戦となっております。ほかにもパレスチナ問題など、多くの地域で紛争や内戦が続いております。これらの影響の一つである物価上昇は、広く社会経済活動に大きな影響を与え続け、生活を直撃し、国の地方創生臨時交付金事業による対策をもってもいまだに解決できない現状となっております。

長期戦になればなるほど、大勢の民間人や社会的弱者の犠牲者や、インフラの破壊は多くなります。子供たちに与える影響も大変深刻であると考えますので、トランプ効果により、一刻も、そして一日も早い終戦を期待するとともに、待たされるところであり、早期に平和が訪れることを改めて心からお祈りをするところでございます。

それでは、本議会に提案申し上げました議案について、順次説明をいたします。

まず、議案第２号から第１６号までの条例案件を御説明いたします。

議案第２号　長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和６年度の人事院勧告及び長野県人事委員会の給与勧告を受けて改正をするものです。

次に、議案第３号　長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の県統一化に向けた保険税率の改正等を行うものです。

次に、議案第４号　長和町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関連する法律の改正を受けての改正となっております。

次に、議案第５号　長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、長和町廃棄物対策検討委員会による協議結果を受け、料金等に関する改正となっております。

次に、議案第６号　長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、充電器の更新に併せて専用のアプリ等に関する改正となっております。

次に、議案第７号　長和町景観審議会条例を廃止する条例の制定につきましては、長和町景観条例の制定に伴い廃止するものでございます。

次に、議案第８号　長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同基準の一部改正に伴う改正でございます。

次に、議案第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法の改正により拘禁刑が創設されたことに伴い改正をするものであります。

次に、議案第１０号　長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院規則の一部改正に伴う改正となっております。

次に、議案第１１号　長和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正を受けての改正となっております。

次に、議案第１２号　長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正を受けての改正となっております。

次に、議案第１３号　長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、夏季シーズンにおける料金の新設に伴う改正となっております。

次に、議案第１４号　長和町直営別荘地用機械器具貸与に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、利用実績と機械の故障に伴い廃止するものでございます。

次に、議案第１５号　長和町直営別荘地管理棟等条例の一部を改正する条例の制定につきましては、昨年１２月に山の家が解体されたことに伴う改正となっております。

次に、議案第１６号　長和町営開発地テニスコート条例の一部を改正する条例の制定につきましては、老朽化により利用できないテニスコートの廃止と料金の改正となっております。

次に、令和７年度当初予算関係について説明をさせていただきます。

最初に、令和７年度予算編成に当たっての基本方針について述べさせていただきます。

猛威を振るった新型コロナウイルス感染拡大による混乱は、令和５年の５類移行に伴い、人々の

行動制限も解除され、落ち着きを取り戻しました。しかし、この新型コロナウイルス感染拡大や、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高騰の波は、いまだに収束の兆しが見えない状況となっており、住民の皆様の生活に大きな影響を与え続けております。

町といたしましても、できる限りの対策を講じていきたいと考えているところであります。

このような状況の中で、令和７年度の予算編成につきましては、自然災害への危機管理の強化、そして、少子化対策として、子ども・子育て支援体制の充実強化、そして、デジタル社会への対応やＤＸ、デジタルトランスフォーメーションの推進、そして、長和町気候非常事態宣言に基づく地球温暖化対策の推進等を重点事項とし、町民皆様の幸せにつながる事業を実施することができる予算編成といたしました。

また、私の公約であります「ＮＡＧＡＷＡ　ＮＥＸＴ　ＶＩＳＩＯＮ　Ⅴ」に掲げた８つの宣言、そして１０１の約束を確実に推進し、町が置かれている厳しい財政状況を考慮しながらも、誰一人取り残さない持続可能な長和町、誰もが幸せ感を実感できる長和町を目指した予算編成をしたところでございます。

以上、令和７年度予算編成につきましては、今まで述べさせていただいたことを基本方針として予算編成を行ったところであります。

さて、令和７年度当初予算につきましては、一般会計が６０億７，８００万円、和田財産区特別会計を除く６つの特別会計の合計が２１億８，３１０万円で、一般会計と６つの特別会計の総額は８２億６，１１０万円となっております。

一般会計につきましては、前年度と比較して１億５００万円、率にして１．８％の増、特別会計６会計につきましては８，４２０万円、率にして４．０％の増となっております。

一般会計、特別会計の総額では、前年度と比較して１億８，９２０万円、率にして２．３％の増となっております。

主な事業といたしましては、脱炭素関連では、住宅用太陽光発電システム設置補助金、住宅用蓄電池システム設置補助金、デジタル社会への対応関連では、基幹システムの標準化対応を進めるほか、町内巡回バスにおける地域連携ＩＣカードへの対応、防災関連では、地域防災計画等の改定、個別避難計画の策定、防災備蓄品の充実などを行います。

そのほか、依田窪医療福祉事務組合への負担金、上田地域広域連合への負担金、各特別会計への繰出金をはじめとした、これまでの継続事業に関連する予算、町内に整備される障がい者等福祉施設への整備事業補助、ブランシュたかやまスキー場の施設整備、橋梁保全工事や道路修繕工事、二十歳を迎える町合併２０周年記念事業などを計上いたしました。

次に、議案第２７号　令和７年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算から、議案第３３号　令和７年度長和町和田財産区特別会計予算について説明をさせていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計ですが、当初予算額は、前年度と比較して７，９００万円増額の８億５，９００万円といたしました。一般被保険者療養給付費の増額が主な要因となっております。

国民健康保険歯科診療所事業特別会計につきましては、前年度と比較して５００万円減額の１，０００万円の予算額とさせていただきました。これは、人手不足による休診日の増加が要因となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額は１億１，０７０万円であり、前年度比で１，５５０万円増額となりました。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主な要因となっております。

次に、介護保険特別会計につきましては、前年度より７００万円減額の１１億２００万円の予算額とさせていただきました。これは、サービス給付費の減額が主な要因となっております。

同和地区住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、前年度より３０万円増額の７４０万円とさせていただきました。

観光施設事業特別会計につきましては、前年度より１４０万円増額の９，８００万円とさせていただきました。

各別荘地の維持管理業務を実施するとともに、別荘地の道路整備に使用する清掃車両借上料の増が主な要因となっております。

和田財産区特別会計につきましては、前年度より５８０万円増額の９００万円とさせていただきました。歳入では繰越金、歳出では予備費の増が主な要因となっております。

次に、議案第３４号　令和７年度長和町上水道事業会計予算及び議案第３５号　令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算の企業会計について説明をさせていただきます。

上水道事業会計予算につきましては、これまでどおり適切な水の供給に努めるとともに、アセットマネジメントの結果に基づき、老朽化している施設等に対する修繕など、計画的に進めてまいります。

また、施設等の老朽化に伴い、美し松別荘地の水道改良工事基本計画策定業務、滝ノ沢地区水道改良工事実施設計業務を実施し、令和８年度以降予定しております改良事業着手に向けて進めてまいります。

公共下水道事業関係予算につきましては、長門水処理センターの耐震診断を実施し、ストックマネジメントの結果に基づき、効率よく計画的に施設等の改修を実施する予定でございます。

経営の独立採算を目指した健全化を研究・検討し、今後の取組方針を定めてまいりたいと考えております。

以上、一般会計、特別会計、企業会計それぞれの令和７年度予算の概要となりますが、後ほど、それぞれの担当課長から予算概要及び主要事業について説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

令和７年は、私の５期目の任期の最終年となります。町民の皆様の幸せ実現に向けて、各種事業の推進を一層加速させていく所存でありますので、議会の皆様、また、町民の皆様方の一層の御支援をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、令和６年度補正予算関係について説明をさせていただきます。

最初に、議案第１７号　令和６年度長和町一般会計補正予算（第８号）について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも、人事異動及び給与改定に伴う人件費の補正や各種事務事業の実績及び実績見込みに関する補正が主なものになっております。

これらの補正以外の主な補正予算といたしましては、まず、地方交付税の関係ですが、普通交付税の再算定に伴い、普通交付税が追加交付されることになったため、普通交付税を増額する補正予算を計上させていただきました。普通交付税の総額は２８億２，８９５万２，０００円となります。

また、追加交付された普通交付税につきまして、臨時財政対策債の償還費分を減債基金に積み立てることになっておりますので、この関係の補正予算も計上をさせていただきました。

また、国の、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策により創設された新しい地方経済・生活環境創生交付金の中の地域緊急防災整備型を活用した消防備品の購入に係る補正予算を計上させていただきました。

また、長門小学校の校長住宅の土地及び建物の売却に係る補正予算、ブランシュたかやまスキー場施設整備に充当する起債につきまして、辺地対策事業債の一部を過疎対策事業債に振り替える補正予算も計上をさせていただきました。

次に、議案第１８号　令和６年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）から、議案第２３号　令和６年度和田財産区特別会計補正予算（第２号）までの特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

特別会計の補正予算につきましても、一般会計の補正予算と同様に、給与改定等に伴う人件費の補正や事業の実績及び実績見込みに伴う補正予算が主なものでございます。

これら以外の補正予算につきましては、国民健康保健特別会計におきまして、県負担金である特別調整交付金に係る補正予算、これに伴う直営診療施設運営分繰出金に係る補正予算を計上させていただきました。

また、介護保険特別会計の補正予算につきましては、約３，３００万円の減額補正予算を計上させていただいていますが、各種給付費の実績及び実績見込みに伴います給付金に係る補正予算と、給付金に係る国県支出金の補正予算等を計上させていただきました。

次に、企業会計の関係になります議案第２４号　令和６年度長和町上水道事業会計補正予算（第１号）及び議案第２５号　令和６年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）の関係について説明をさせていただきます。

上水道事業会計補正予算と公共下水道事業会計及び排水処理施設事業会計補正予算の関係ですが、人事異動及び給与改定に伴う補正予算を計上させていただきました。

補正予算につきましても、後ほど、担当課長より詳細について説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第３６号から議案第３７号の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

議案第３６号につきましては、長和町資料館「羽田野」の指定管理者を、引き続き株式会社米屋鐵五郎とするものでございます。

議案第３７号につきましては、長和町特産物直売所、和田宿ステーションの指定管理者を、引き続き和田宿ステーション観光農林業振興組合とするものでございます。

続きまして、議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて説明をさせていただきます。

これは、例年と同様に、令和７年度に実施する地域医療対策事業に、ふるさと基金を取り崩して充当するものであります。

以上、本定例会に提案させていただきました案件について、概要を説明させていただきました。

詳細につきましては、御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君）　提案理由の説明が終わりました。

ただいま１０時２６分です。１０時３６分まで休憩といたします。

休　　憩　　午前１０時２６分

再　　開　　午前１０時３６分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第１２　議案第２号　長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君）　それでは、条例案件につきまして御説明申し上げます。

議案書の５４ページをお願いいたします。

議案第２号　長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、５５ページから１４２ページが改正分、１４３ページから２３７ページが新旧対照表となってございます。

この改正につきましては、国の人事院勧告や長野県人事委員会の勧告を受け、県が条例改正を行ったことを受けまして、町も県に準じて条例を改正するものでございます。

条例の施行日につきましては、公布の日からとしてございます。

以上でございます。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。議案第２号　長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認め、議案第２号は本日審議することに決定いたしました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第２号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１３　議案第３号　長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、日程第２６　議案第１６号　長和町営開発地テニスコート条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君）　引き続きまして、よろしくお願いいたします。

議案書の２３８ページを御覧ください。

議案第３号　長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、１枚おめくりいただきまして、国民健康保険税水準の県統一に向けまして、令和３年度から県の示す標準税率を参考に、資産税額の段階的な廃止に伴う税率改正を行っておるところでございますが、国民健康保険税額につきまして、長和町国民健康保険運営協議会での検討、諮問、答申を経ましての改正を行うものでございます。

条例の施行日につきましては、本年４月１日からとしてございます。

次に、議案書の２５０ページを御覧いただきますようお願いいたします。

議案第４号　長和町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

１枚おめくりいただきまして、改正の内容につきましては、情報通信技術の活用によります行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、同法の規定によります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部も改正されたことによります改正を行うものでござい

ます。

施行日につきましては、本年４月１日としてございます。

次に、議案書の２５６ページをお願いいたします。

議案第５号　長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

１枚をおめくりいただきまして、改正の内容につきましては、長和町廃棄物対策検討委員会の協議結果によります手数料の減額と、不要となりましたＥＭぼかし菌を削除する改正となってございます。

施行日につきましては、本年４月１日としております。

次に、議案書の２５９ページをお願いいたします。

議案第６号　長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、改正の内容につきましては、ＥＶ充電器の更新に併せまして、専用アプリを使用し充電する仕様となったため、専用アプリの追加などの改正を行うものでございます。

施行日につきましては、本年の４月１日からとしてございます。

次に、議案書の２６２ページをお願いいたします。

議案第７号　長和町景観審議会条例を廃止する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、長和町景観条例の制定に伴い、審議会に関する事項が条例内に規定されておるため、不要となることから廃止するものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしてございます。

次に、議案書の２６５ページをお願いいたします。

議案第８号　長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、制定の内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに栄養士法の一部改正に伴い改正するものとなってございます。

施行日につきましては、公布の日からとしてございますが、第１６条第１項第２号の規定につきましては、本年の４月１日としてございます。

次に、議案書の２７０ページをお願いいたします。

議案第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、刑法の改正により拘禁刑が創設され、本年６月１日に施行されることから、罰則規定のある条例の改正が必要になったため、改正するものでございます。

改正する条例につきましては、長和町個人情報保護審査会条例、長和町公共物管理条例、長和町

一般の職員の給与に関する条例、長和町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、長和町非常勤消防団に関わる退職報償金の支給に関する条例につきまして、それぞれ改正するものでございます。

施行日につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行日としてございます。

次に、議案書の２７９ページをお願いいたします。

議案第１０号　長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、制定の内容につきましては、人事院規則、職員の勤務時間、休日及び休暇の一部改正に伴い改正するものとなってございます。

第１条では、育児または介護を行う職員が請求した場合の超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大し、３歳に満たない子から小学校就学の式に達するまでの子に、第２条では、地方公務員法の一部を改正する法の附則の一部改正による条ずれ対応した改正となってございます。

施行日につきましては、令和７年の４月１日としてございます。

次に、議案書の２８３ページをお願いいたします。

議案第１１号　長和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、制定の内容につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴うもので、別表中３１年から３５年が新たに追加されたものとなってございます。

施行日につきましては、本年の４月１日としてございます。

次に、議案書の２８６ページをお願いいたします。

議案第１２号　長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、制定の内容につきましては、消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い改正するものとなっております。

それぞれにおきまして、補償基準額などの改正がされたものでございます。

施行日につきましては、本年の４月１日としてございます。

次に、議案書の２９２ページをお願いいたします。

議案第１３号　長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、制定の内容につきましては、令和７年度の夏季シーズンに実施いたします夏山クワットリフト等の料金を新設するため、別表等の改正するものとなってございます。

施行日につきましては、公布の日からとしてございます。

次に、議案書の２９７ページをお願いいたします。

議案第１４号　長和町直営別荘地用機械器具貸与に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、これにつきましては、近年の利用がないことと、機械器具自体も故障していることから廃止としたいものとございます。

施行日につきましては、公布の日からとしてございます。

次に、議案書の３００ページを御覧いただきたいと思います。

議案第１５号　長和町直営別荘地管理棟等条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、制定の内容につきまして、昨年の山の家が解体され風の庭が完成したために、名称の変更をするものでございます。

施行日につきましては、令和７年４月１日としてございます。

次に、議案書の３０３ページをお願いいたします。

議案第１６号　長和町営開発地テニスコート条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、制定の内容につきましては、学者村２期のテニスコートにつきまして、老朽化が進み使用できない状況から廃止するものと、現存するテニスコートのクラックから有償での利用は難しいとの判断から、利用料の無償化をするために改正するものとなってございます。

施行日につきましては、公布の日からとしてございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

なお、今定例会に上程された議案のうち、議案第３号から議案第３８号までと陳情第１号は、委員会の付託を予定しておりますので、詳細な質疑については担当の委員会へ委ねていただき、この場では総括的、大綱的なものについてのみ質疑をお願いいたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第２７　議案第１７号　令和６年度長和町一般会計補正予算（第８号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　それでは、議案第１７号　令和６年度長和町一般会計補正予算（第８号）について説明をさせていただきたいと思います。

議案書の３０９ページをお願いいたします。

最初に、第１条の関係ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５，３０８万１，

０００円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ６２億３，０３３万６，０００円とするものでございます。

第２条の繰越明許費につきましては、地方自治法の規定より、令和６年度内に支出を終わらない見込みとなったため、令和７年度へ繰り越す事業に関わるものでございます。

繰越事業につきましては、３１４ページを御覧いただきたいと思います。

農林水産業費の農業振興費、鳥獣被害防止柵総合対策整備交付金につきましては、この１月３０日の議会第１回臨時会におきまして可決していただきました令和６年度一般会計補正予算（第７号）に計上させていただきました国庫補助事業でございますが、新型コロナウイルス感染症とロシアのウクライナ侵攻の影響による供給網の混乱、それと原材料不足により、年度内の完了が間に合わないことから、令和７年度に繰り越すものでございます。令和７年１２月の完了を予定しております。

同じ農業費の町単耕地応急工事事業につきましては、五十鈴川に係る橋梁の復旧事業の関係でございます。河川法、砂防法の申請にあたりまして、上田建設事務所との協議に不測の日数を要したため、令和７年度に繰り越すものでございます。事業の完了は、令和７年５月の竣工を予定しております。

次に、林業費の林業事業一般経費につきましては、本沢線の工事に関するものでございます。災害復旧事業として実施した箇所の工事の竣工後でなければ実施できない工事であること、それと工法選択に時間を要したため、令和７年度に繰り越すものでございます。工事の完了は、令和７年８月を予定しております。

次に、商工費の商工振興費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の関係につきましては、この交付金を活用して実施します地域いきいき券の配布に係る事業であります燃料費高騰等支援事業と、事業所の皆様に対する支援であります町内事業者エネルギー高騰応援事業に関わるものでございます。２つの事業とも、商工会と連携して実施する事業でございますが、商工会との打ち合わせの中で、地域いきいき券の利用期間の設定などの関係から、本年度内での完了が難しいということで、令和７年度に繰り越すものでございます。事業の完了は、令和７年１１月を予定しております。

次に、土木費の土木管理費、道路橋梁維持管理経費につきましては、町道古町長久保線の側溝改修工事に係るものでございます。工法の選択に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。工事の完了は、令和７年５月を予定しております。

同じ土木管理費の道路メンテナンス事業につきましては、上五十鈴橋橋梁保全工事に係るものでございます。橋梁下部工の工法選択に不測の日数を要したため、令和７年度へ繰り越すものでございます。工事の竣工は、令和７年５月を予定しております。

次に、第３条の地方債補正の関係でございますが、３１５ページの第３表の地方債補正を御覧いただきたいと思います。

今回の補正につきましては、スキー場施設整備の関係で辺地対策事業債の一部を過疎対策事業債に振替える補正予算と、過疎対策事業債のソフト分、給食費の無償化の関係でございますが、この増額に係る補正でございます。

スキー場の施設整備に係る辺地対策事業債につきましては、減額調整が行われ、当初予定していました借入額が減額される見込みとなってしまいました。その替わりですが、過疎対策事業債につきましては、ほかの自治体などで不用額が生じることが見込まれ、起債額の増額が可能となったことから、過疎対策事業債を増額して対応するものでございます。

過疎対策事業債の借入限度額を１億７，９５０万円増額し、辺地対策事業債の借入限度額を１億１，９８０万円に減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

次に、歳入歳出の関係でございますが、今回の補正予算につきましては、事業の完了及び完了見込みに伴う精算、人事異動、給与改定に伴う人件費の補正が主なものとなっております。

最初に、歳入の主なものについて説明をさせていただきます。

議案書の３１９ページをお願いいたします。

款１の町税、目１の町民税の関係でございますが、本年度実施されました定額減税の関係で現年度課税分を１，１４４万１，０００円減額する補正予算を計上させていただいております。

款１０の地方交付税の関係につきましては、普通交付税の追加交付に係る補正予算として７，７２８万円を増額する補正予算を計上させていただいております。国の国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に伴う増額でございまして、補正後の普通交付税の総額は２８億２，８９５万２，０００円となります。

次に、款１２の分担金、負担金の目４　教育費負担金の関係でございますが、予定をしておりました呑入遺跡ほかの緊急調査が見送られたことなどによりまして、８５３万６，０００円を減額する補正予算を計上させていただいております。

次に、３２０ページをお願いいたします。

款１３の使用料、手数料の目７　教育使用料の関係でございます。黒耀石体験ミュージアムの入館料につきまして、団体数の増加などにより、２４５万５，０００円を増額する補正予算を計上させていただいております。

次に、３２１ページをお願いいたします。

款１４の国庫出資金、目１の総務費国庫補助金の関係でございますが、デジタル田園都市国家構想推進交付金につきまして、オンライン決済機能の取りやめと機器購入経費の実績などによりまして、１４９万１，０００円を減額する補正予算、あと、物価高騰対応臨時交付金につきましては、給付費に事務費分の交付金を充当していましたが、事務費分から給付費への臨時交付金の充当はできないということで１６０万１，０００円を減額する補正予算を計上させていただいております。

目３の衛生費補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチンの助成金の実績に基づきまし

て、８４６万６，０００円を減額する補正予算を計上させていただいております。

目７の教育費国庫補助金につきましては、先ほどの教育費の負担金の関係で説明させていただきました発掘の緊急調査の先送りに伴いまして、４２２万２，０００円を減額する補正予算を計上させていただいております。

目９の消防費国庫補助金につきましては、国の国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策により創設されました新しい地方経済・生活環境創生交付金の中の地域緊急防災整備型、これを活用して実施します消防部品を購入する予定でありまして、これに関係する補助金としまして、１９２万８，０００円の補正予算を計上させていただいております。

３２３ページをお願いいたします。

款１５の県支出金、目４の農林水産業費補助金の林業費補助金の関係につきましては、マツクイムシ防除事業の事業料が確定したことによりまして、４６９万７，０００円を減額する補正予算を計上させていただいております。

款１６の財産収入、目１　不動産売払収入の中の公用地の売払収入の関係ですが、旧長門小学校の校長住宅の土地と建物、これの売払いに係る収入としまして、４１９万９，０００円を計上させていただいております。

次に、款１７の寄附金、目３　ふるさと納税寄附金につきましては、歴史遺産を生かした国際交流事業の長和青少年黒耀石大使応援に係るガバメントクラウドファンディングの実績に伴いまして、１４８万円を減額する補正予算を計上させていただいております。

３２４ページをお願いいたします。

款１８の繰入金の関係ですが、最初に、目４の財政調整基金の繰入金の関係です。今回の補正予算の編成に伴いまして、８，８４７万５，０００円を減額する補正予算、あと、目５の国際交流基金繰入金につきましては、先ほどの寄附金で説明させていただきました長和青少年黒耀石大使応援のガバメントクラウドファンディングの実績に伴い１４８万円を減額する補正予算を、目７の地域福祉基金繰入金につきましては和田保育園の土地購入の実績に基づきまして、２２１万円を減額する補正予算を計上させていただいております。

次に、３２５ページをお願いいたします。

３２６ページにかけての町債の関係ですが、先ほど地方債の補正で説明させていただきましたが、ブランシュたかやまスキー場の施設整備に関わります過疎対策事業債を６，５００万円増額して、辺地対策事業債を６，８４０万円減額する補正予算、あと、過疎対策事業債のソフト事業の関係で給食費の無償化事業、これを１８０万円増額する補正予算を計上させていただいております。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

３２７ページをお願いいたします。

款２の総務費、目１　一般管理費の国際交流基金積立金につきましては、先ほどの歳入の寄附金、あと、基金繰入金で説明をさせていただきました長和青少年黒耀石大使のガバメントクラウドファ

ンディングの実績に基づきまして、１４８万円を減額する補正予算を計上させていただいております。

３３０ページをお願いいたします。

目４の財産管理費の地域おこし協力隊事業の関係でございますが、ふるさと納税関係の地域おこし協力隊の着任予定が令和７年度になることから、令和６年度予算に計上させていただきました関係経費を減額する補正予算を計上させていただいております。

次に、３３１ページをお願いいたします。

目６の財政調整基金費の減債基金積立金につきましては、普通交付税の再算定に伴い追加交付された普通交付税につきまして、臨時財政対策債の償還費分を減債基金に積み立てることとなっておりますので、この経費として１，８８０万７，０００円の補正予算を計上させていただいております。

３３２ページをお願いいたします。

目９の災害対策支援費につきましては、能登半島地震に係る職員派遣の実績に伴う補正予算を計上させていただいております。

３３３ページをお願いいたします。

次のページにかけての選挙費の財産区議会選挙費につきましては、昨年行われました財産区議会議員選挙が無投票となったことによる減額補正予算を計上させていただいております。

次に、３３５ページをお願いいたします。

目１の情報管理費の関係ですが、情報管理一般経費におきましては、庁内ネットワークの更新に伴いますオフィスソフト、これが共同調達価格で購入できることによりまして、１４０万円の減額補正、これと基幹系のパソコンの購入実績に伴う２５０万円の減額補正予算を計上させていただいております。デジタル田園都市国家構想交付金事業につきましては、オンライン決済の取りやめ、それとキャッシュレス機器の購入実績に伴いまして、２９８万２，０００円の減額補正予算を計上させていただいております。

３３７ページをお願いいたします。

款３の民生費、目２　障がい福祉費の関係でございますが、障がい者自立支援給付におきまして、各種給付事業の実績見込みによる補正予算を計上させていただいたほか、令和７年度の制度改正に向けたシステム改修委託として、１５０万７，０００円の補正予算を計上させていただいております。

３３９ページをお願いいたします。

目４の在宅福祉費の関係ですが、高齢者生活福祉センターの施設備品購入費につきまして、小型非常用発電機の購入実績によりまして、１１５万９，０００円を減額する補正予算を計上させていただいております。

３４２ページをお願いいたします。

項３の児童福祉費、目２の児童運営費の和田保育園運営経費の公有財産購入費につきましては、和田保育園土地の購入実績に伴う補正予算を計上させていただいております。

３４４ページをお願いいたします。

款４の衛生費、目２の健康づくり費の依田窪医療福祉事務組合負担金につきましては、僻地診療所の運営及び救急患者受入体制支援事業に係る国保特別調整交付金の算入によりまして、２９０万円の減額補正予算を計上させていただいております。予防費の関係ですが、新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施に伴いまして、１，１０３万９，０００円を減額する補正予算を計上させていただいております。

次に、３４７ページをお願いいたします。

目３の環境衛生費の再生可能エネルギー普及推進事業につきましては、再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業などの実績によりまして、２７１万１，０００円を減額する補正予算を計上させていただいております。

ちょっとページが飛びますが、３５３ページをお願いいたします。

款６の商工費、目２の商工費の関係でございますが、地域いきいき券の利用の増加に伴いまして、負担金を２２０万円増額する補正予算、県制度資金借入信用保証料、県商工会制度資金利子補給金につきまして、実績見込みにより、それぞれ１２３万１，０００円、８８３万４，０００円を増額する補正予算を計上させていただいております。

３５７ページをお願いいたします。

款８の消防費の目４の防災対策費の関係でございますが、個別避難計画策定業務の委託につきまして、当初予算では全ての対象者を計上させていただいておりましたが、実績に合わせ減額する補正予算を計上させていただいております。

備品購入費の防災備品につきましては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して各種備品を購入する補正予算として、３８５万５，０００円を計上させていただいております。

次に、３６２ページをお願いいたします。

３６３ページにかけての教育費の社会教育費、埋蔵文化財発掘調査費につきましては、発掘調査を予定していた呑入遺跡ほかの緊急調査が見送られたことなどによりまして、関係経費１，５５７万円を減額する補正予算を計上させていただいております。

人件費の補正予算の明細につきましては、３６４ページからの附属明細に記載されておりますので、また御確認いただきたいと思います。

以上、令和６年度長和町一般会計補正予算（第８号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第２８　議案第１８号　令和６年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

上野住民生活課長。

○住民生活課長（上野公一君）　それでは、議案書３６７ページからお願いいたします。

おめくりいただきまして、３６８ページを開きください。

議案第１８号　令和６年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）について御説明をさせていただきます。

条文、予算の第１条で、既定の歳入歳出をそれぞれ９７７万９，０００円を追加し、歳入歳出の総額を７億９，３８７万９，０００円とするものでございます。

それでは、補正内容について説明をさせていただきます。

３７４ページをお開きください。

歳入では、款６、項１、目１　保険給付費等交付金の説明欄、保険者努力支援分につきましては、後ほど歳出でも説明させていただきますけれども、被保険者の健康の保持、疾病予防、生活の質の向上等を目的に、保険者が国保被保険者に対して実施する取組状況に応じて交付金が交付される制度で、事業実績により１９７万１，０００円の減額となります。

また、特別調整交付金１，２０２万７，０００円の増額につきましては、こちらも歳出で説明ありますが、内訳は直営診療施設僻地直営診療所の運営に要した費用に係る交付金として４３９万９，０００円の増額と、療養給付費のうち結核性疾病及び精神病に係る額の占める割合が一定基準を超える場合の交付金７６２万８，０００円の増額によるものでございます。

次に、歳出、３７５ページからお願いいたします。

款１、項１、目１　一般管理費ですが、総務管理費、節１１　役務費で電算処理手数料として、歳入の特別調整交付金で触れましたが、療養給付費のうち結核性疾病及び精神病に係る額の占める割合が一定基準を超える場合に交付金の対象になることから、国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連の交付申請の支援を受けるための電算共同処理手数料として７６万３，０００円の増額、その下の款３　国民健康保険事業費納付金、項１　医療給付費分から、３７７ページ上段の項３　介護納付金つきましては、歳入の補正、特別調整交付金の増額等による財源内訳の変更でございます。

次に、３７７ページ中段からです。

款６、項１、目１　保険衛生普及費の国保会計年度任用職員人件費については、保険事業実績に伴う各種人件費の増減で、合計で１９７万１，０００円の減額となります。

同じく３７７ページ下段の款９、項２、目１　直営診療施設繰出金につきましては、歳入でも少し触れましたけれども、今回の補正は看護師の確保、救急患者受入体制の整備、僻地診療施設の支援事業ということで、国保依田窪病院附属和田診療所において実施した事業に対して、歳入６の県

支出金でそれぞれ特別調整交付金を４４０万円、繰出金として支出するため、４３９万９，０００円の増額補正をするものでございます。

おめくりいただきまして、３７８ページ、款１０　予備費につきましては、今まで申し上げました補正に伴う総額調整のため、５８６万２，０００円を増額するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第２９　議案第１９号　令和６年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

上野住民生活課長。

○住民生活課長（上野公一君）　それでは、今度は議案書３８３ページをお願いします。

おめくりいただきまして、３８４ページをお開きください。

議案第１９号　令和６年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

条文、予算の第１条で、既定の歳入歳出をそれぞれ９００万円減額し、歳入歳出の総額を６００万円とするものでございます。

それでは、補正内容について説明をさせていただきます。

３９０ページをお開きください。

運営を行っている長門歯科の人員等の不足により、週３日の診療日が週２日に減少したため、歳入では款１、項１、目１　診療収入の国保分で４６０万円、社保分で２６０万円、一部負担金で１８０万円の合計９００万円の減額、おめくりいただいた３９１ページの歳出につきましても、同額の９００万円の減額をお願いするものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第３０　議案第２０号　令和６年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

上野住民生活課長。

○住民生活課長（上野公一君）　議案書３９２ページになります。

おめくりいただきまして、３９３ページをお開きください。

議案第２０号　令和６年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について御説明をさせていただきます。

条文、予算の第１条で、既定の歳入歳出をそれぞれ１１５万９，０００円減額し、歳入歳出の総額を１億７８６万９，０００円とするものです。

それでは、補正内容について説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、広域連合納付金の実績の確定による補正となります。

３９９ページを御覧ください。

歳入につきましては、款４　繰入金について、保険基盤安定、保険料負担軽減額の確定により、一般会計からの繰入金を１１５万９，０００円減額する補正となります。

おめくりいただいた４００ページの歳出でありますが、款２、項１、目１　後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、保険基盤安定の保険料負担軽減額が確定いたしましたので、同じく１１５万９，０００円の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第３１　議案第２１号　令和６年度長和町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

清水保健福祉課長。

○保健福祉課長（清水英利君）それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

議案第２１号　令和６年度長和町介護保険特別会計補正予算（第３号）について御説明をいたします。

議案書４０２ページをお開きいただきたいと思います。

既定の歳入歳出からそれぞれ３，３５６万６，０００円を減額し、歳入歳出の総額を１１億２，２４７万１，０００円とするものでございます。

今回の主な補正理由ですけれども、歳入歳出ともに４月からの実績と今後の見込みを勘案いたしまして、必要な補正を行うものとなります。

それでは、主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

議案書４０８ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、款１、項１、目１　第１号被保険者保険料につきましては、

実績と今後の見込みによりまして１５０万３，０００円を減額、款３　国庫支出金、款４　支払基金交付金につきましては、保険給付費及び事業の実績による交付金の決定などによりまして、それぞれ８２７万１，０００円と２，２２５万７，０００円を減額、款１０、項２、目３　利用者負担金は、配食サービスに関わるものでございますけれども、当初の見込みより配食数が少ないことから１５３万５，０００円を減額補正するものでございます。

続きまして、４０９ページからの歳出でございます。

主な内容といたしまして、４１０ページの款２、項１、目１　居宅介護サービス給付費、目３　地域密着型介護サービス給付費、目５　施設介護サービス給付費、４１１ページにまいりまして、項２、目１　介護予防サービス給付費につきましては、介護サービスや介護予防サービスを提供した場合に給付する保険給付費でありまして、４月からの実績と見込みを勘案しての補正となります。

４１０ページ中、項１、目１　居宅介護サービス給付費を１，３３３万円増額、目３　地域密着型介護サービス給付費を６１０万円増額、目５　施設介護サービス給付費を２，０３８万円減額し、項１　介護サービス等諸費の合計では３５万円の減額となります。

４１１ページの項２　介護予防サービス等諸費の合計では３３６万円減額するものでございます。

同じく４１１ページの款２、項５、目１　特定入所者介護サービス費ですが、低所得者の方が施設サービスや短期入所サービスの利用が困難とならないよう、居住費、食費について、所得に応じた自己負担限度額の残りの費用を給付するものでございまして、こちらも実績と今後の見込みを勘案いたしまして、１，１００万円を減額するものでございます。

以上が、款２　保険給付費に関する補正となりまして、保険給付費の合計では、１，４７１万円の減額補正となります。

また、４１１ページから４１３ページの款４　地域支援事業につきましても、それぞれ実績と今後の見込みを勘案いたしまして、給付費や委託料などの補正を行いまして、合計で５３９万円の減額補正となります。

４１３ページの款８、項１、目１の予備費は、歳入歳出の調整額となりまして、１，３４６万６，０００円を減額するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第３２　議案第２２号　令和６年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

米沢産業建設課参事。

○産業建設課参事（米沢　正君）　議案第２２号　令和６年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第３号）について説明をさせていただきます。

議案書の４１８ページになりますが、１ページおめくりいただき、４１９ページを御覧ください。

歳入歳出の補正の第１条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１９２万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億９８万３，０００円とするものでございます。

詳細につきましては、４２５ページを御覧ください。

歳入につきまして、款１　使用料及び手数料、項２　手数料、目１　手数料、節１　別荘地管理手数料で６９万円の減額でありますが、実績見込みによるものでございます。

次に、款３　繰入金、項１　基金繰入金、目１　財政調整基金繰入金、節１の財政調整基金繰入金で１２３万４，０００円の減額でありますが、実績見込みによるものでございます。

続きまして、４２６ページを御覧ください。

歳出の関係につきまして、御説明をさせていただきます。

款１　総務費、項１　総務管理費、目３　学者村別荘地総務管理費につきましては、学者村別荘地管理事業で、節１３　使用料及び賃借料の３３万円の減額につきまして、実績によるものでございます。

次に、節１４　工事請負費の５２万円の減額につきましては、学者村第１期にございました旧管理事務所山の家の解体工事が終了したことにより、精算に伴うものでございます。

目４　美し松別荘地管理費、４２７ページになりますが、目５　ふれあいの郷別荘地管理費につきましては、それぞれ実績による減額でございます。

以上となります。よろしくお願いします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第３３　議案第２３号　令和６年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君）　それでは、よろしくお願いいたします。

議案書の４３１ページからとなります。

１枚お送りいただきまして、議案第２３号　令和６年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第２号）につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ９９７万３，０００円とするものでございます。

詳細につきましては、４３６ページをお願いいたします。

森林造成事業の実績によりまして、負担金を減額し、消費税を増額、予備費で調整をさせていただくものとなってございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第３４　議案第２４号　令和６年度長和町上水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

米沢産業建設課参事。

○産業建設課参事（米沢　正君）　それでは、令和６年度長和町上水道事業会計補正予算（第１号）について説明を申し上げます。

議案書４３８ページを御覧ください。

議案第２４号　令和６年度長和町上水道事業会計補正予算（第１号）は、次の定めるところによる。

収益的収支の補正の関係でございます。

第１款　水道事業費用、既決予定額２億７２１万８，０００円に１１万６，０００円を増額し、２億７，７３３万４，０００円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正といたしまして、科目、職員給与費、既決予定額６７１万２，０００円に１１万６，０００円を増額し、６８２万８，０００円とするものでございます。

４４５ページを御覧ください。

令和６年度補正予算実施計画明細書でございます。

収益的収支、款１、項１、目４　総係費で、給料、手当１１万６，０００円について、給与改正による増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第３５　議案第２５号　令和６年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

米沢産業建設課参事。

○産業建設課参事（米沢　正君）　令和６年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

議案書の４４７ページを御覧ください。

議案第２５号　令和６年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収支の補正でございます。

第１款　下水道事業費用、既決予定額４億６，４４４万７，０００円から９４万９，０００円を減額し、４億６，３４９万８，０００円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正といたしまして、科目、職員給与費、既決予定額５９８万７，０００円から９０万６，０００円を減額し、５０２万７，０００円とするものでございます。

４５４ページを御覧ください。

令和６年度補正予算実施計画明細書、収益的収支でございますが、款１、項１、目５、節１　給料３４万円、節２　手当５３万６，０００円について、それぞれ人事異動、給与改正による減額でございます。節３の賞与引当金繰入金の７万３，０００円について減額補正をお願いするものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第３６　議案第２６号　令和７年度長和町一般会計補正予算についてから、日程第４５　議案第３５号　令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についてまでを一括して議題といたします。

各課長より、令和７年度予算の主要事業について、概要説明を求めます。

まず、最初に総務課関係について説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君）　それでは、別冊になってございます各課の新年度予算の概要につきまして、総務課の関係について御説明申し上げます。

３ページからとなりますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務係では、行政事務包括業務委託の継続やデマンドバスの運行を実証運行から本格運行へと位置づけを変えまして、さらなる利便性と運行の効率の向上を目指して進化させてまいりたい

と考えております。

その他、所務事務経費、人事管理経費に係るものや、本年につきましては、参議院議員選挙、長和町の町長選挙、同議会議員選挙、長和町の合併２０周年記念事業、ＩＣカードの導入に係る費用をそれぞれ計上してございます。

危機管理係が所管する消防、防災に係る経費でございますが、広域連合消防本部負担金並びに消防団に係るそれぞれの費用を計上してございます。

情報管理係では、広報ながわに係る経費のほか、基幹系システムの共同化の負担金、庁内ネットワーク機器のリース、番組制作の関係の業務委託、自主放送設備機器等のリース、インターネットの接続使用料などに係る経費をそれぞれ計上いたしてございます。大門、長久保、和田の３つの支所につきましては、それぞれの施設の管理、維持経費を計上してございます。

次に、主要事業でございますけれども、それぞれの係が所管する主要事業をそれぞれ掲載させていただいてございますので、確認をお願いいたします。

総務課に係る一般会計の予算概要につきましては、以上となります。

資料にはございませんけれども、長和町和田財産区特別会計の予算については、議案書の４５６ページからとなります。

歳入歳出については、それぞれ９００万円と定めまして、例年どおり管理いたします山林の造成等に関わる経費のほか、和田財産区の管理会の経費などを見込んでおるところでございます。

総務課の関係については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　次に、総合政策課関係について説明を求めます。

宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　それでは、総合政策課の令和７年度予算概要、主要事業について説明をさせていただきます。

概要書の７ページをお願いいたします。

最初に、財政管財係の予算概要について説明させていただきます。

財政関係では、令和７年度の一般会計当初予算概要の関係でございますが、先ほどの町長の提案理由説明の中で触れられていましたので、詳細についての説明は省略させていただきますが、限られた財源を有効活用して、急激な社会経済情勢の変化に対応していくため、新たな課題にも対応しつつ、これまでの事業も継続し、長和町の発展、安心安全な暮らし、豊かな地域社会につながるために、必要な事業を実施する予算とさせていただいております。

次に、８ページをお願いします。

移住定住係の予算概要でございますが、空き家活用促進事業、空き家バンクを活用した改修などの補助金、田舎暮らし体験住宅、シェアハウス事業、ＵＩＪターン事業、住まい快適助成金、結婚新生活支援事業補助金など、各種関係経費について予算計上させていただき、移住定住の促進を図っていきたいと考えております。

次に、企画政策係の関係でございます。

従来より実施しております町民手づくり事業補助や、地域おこし協力隊、女子美術大学と連携したアートによる長和町活性化、ふるさと納税に係る事業を実施していくほか、令和７年度は長和町合併２０年を迎えることから、合併２０周年に係る町勢要覧の作成を、令和７年度から令和８年度にかけて実施する予定でございます。

このほか国勢調査をはじめとした統計調査に関する経費について、予算計上させていただいております。

９ページお願いいたします。

主要事業の関係でございますが、財政管財係につきましては、町有財産などの財産管理の経費、公用車や庁舎管理に係る経費のほか、基金や公債費に係る経費を計上させていただいております。

移住定住係の関係でございますが、空き家対策に関する予算としまして、令和８年度に改定を予定しております空き家対策計画の事前調査としまして、空き家の実態調査に係る予算５５０万円を計上させていただいております。

このほかに空き家改修関係の補助金ということで、２２０万円などの予算も計上させていただいております。

公営住宅、町営住宅の関係につきましては、住宅の維持管理に係る予算のほか、四泊の町営住宅につきまして、住宅敷地内の管理対策ということで、芝張りに関係する予算１９０万円を計上させていただいております。

１０ページをお願いいたします。

企画政策係の関係でございますが、町民手づくり事業の補助金１００万円、コミュニティ助成事業の関係１３８万２，０００円のほか、先ほどもちょっと申し上げましたが、２０周年記念として、令和７年度、８年度の２か年にわたって実施します町勢要覧作成に係ります７年度分の予算として、８０万円を計上させていただいております。

このほか、ふるさと納税に係る地域おこし協力隊関係経費６１８万６，０００円、ふるさと納税関係経費１，３９１万１，０００円などの予算を計上させていただいております。

以上、総合政策課の令和７年度の予算概要、主要事業の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君）　次に、住民生活課関係について説明を求めます。

上野住民生活課長。

○住民生活課長（上野公一君）　それでは、住民生活課関係について説明をさせていただきます。

引き続き、１１ページ、お開きください。

住民生活課は、一般会計の４係と３つの特別会計を担当しております。

それでは、最初に一般会計の予算概要について説明をさせていただきます。

まず、会計係ですが、公金の収納、支払業務に必要な予算を計上させていただきました。また、３月中旬から運用を開始を予定しております窓口公金収納、キャッシュレス対応に伴う経費を予算

計上しました。

税務係については、町税の賦課徴収業務に必要な予算を計上させていただいております。

窓口保険係でございますが、窓口業務と保険業務に分かれております。

まず、保険業務についてですが、戸籍住民基本台帳事務、窓口関連業務、コンビニ交付システムの経常経費等の予算を計上させていただきました。

次に、保険業務関係についてですが、住民生活課では、国民健康保険と後期高齢者医療保険に関する業務を所管しており、３つの特別会計を担当しております。特別会計における予算概要、主要事業につきましては、後ほど説明させていただきます。

最後に、環境温暖化対策係でございます。

おめくりいただいた１２ページまで、各種の事業を行っております。環境衛生費、塵芥処理費については、景観、環境、自然エネルギーの活用に関する事業、建築確認や住宅の耐震、犬や猫の適正飼育、ごみの収集運搬、生ごみや汚泥の堆肥化処理に関することなどの予算を計上しております。

また、花と緑のまちづくり費では、町内のポケットパーク管理団体等への花苗の提供費用などを予算計上しております。

次に、各係の主要事業につきましては、１２ページの下段からになります。詳細は御覧いただきたいと思いますが、７年度における新規事業、主なものについて説明させていただきます。

まず、会計係におきましては、先ほど申し上げたＰＯＳレジの保守委託料２７万３，０００円、オンライン決済利用料として１４万４，０００円などを新たに計上しております。

１３ページ、税務係におきましては、７年度の町税の徴収見込みを７億１，９００万円ほどと見込みました。前年度との予算対比では２７０万円ほどの減額となっております。また、歳出では固定資産税の賦課のため、航空写真の共同撮影の負担金として１，３１４万１，０００円を計上しております。

続きまして、窓口保険係です。窓口業務といたしましては、安定した業務運営を行うための経常経費のほか、７年度ではマイナンバー法の改定による戸籍の記載事項への氏名、振り仮名追加に伴う確認通知の発送、システム費用として３１３万８，０００円、基幹系業務標準化対応のためのコンビニ交付受付システムや戸籍システムの改修費用として１，３５３万円を計上しております。

次に、保険業務といたしましては、町としての負担金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の特別会計の繰出しを行い、特別会計の財政安定を図るための予算を計上しております。

１４ページ、５の環境温暖化対策係につきましては、環境衛生費、塵芥処理費につきましては、広域に支払う丸子クリーンセンター負担金などの経常経費に加え、住宅耐震改修補助事業で１１５万円、住宅太陽光発電蓄電池設置に対する補助で、合計１２０万円、ごみ収集運搬委託経費４，５９２万円、生ごみ収集運搬経費５４０万円などを計上してございます。

また、花と緑のまちづくり費につきましては、景観団体への補助金として３０万円などを計上しております。

以上が、住民生活課の一般会計に係る予算概要、主要事業についての主な説明となります。

次に、特別会計について御説明させていただきます。

最初に１５ページ、長和町国民健康保険特別会計についてですが、予算概要といたしましては、県の保険税統一に向け、国保基金からの繰入れ等も行いながら税率改定を実施し、国保会計の安定的運営の継続を図ってまいります。令和７年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ８億５，９００万円となっております。

主要事業といたしましては、保険税率の検討として、県の保険税統一に向け、国民健康保険運営協議会において、保険税率改定の検討を重ねてまいります。また、４年度より実施しております未就学児の被保険者に係る均等割合の軽減と、町独自に６歳以上１８歳未満の被保険者の均等割合の軽減補助を継続してまいります。

次に、１７ページの長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計についてですが、予算概要、主要事業といたしまして、令和７年度の予算総額を歳入歳出それぞれ１，０００万円となっております。令和７年度も医療法人新正会への業務委託により診療を行ってまいります。

業務といたしましては、国民健康保険団体連合会等から診療報酬を歯科診療所からの一部負担金として受け入れまして、同額を医療法人新正会へ委託料として支出をしております。

最後に、１８ページをお願いいたします。

長和町後期高齢者医療特別会計についてです。予算概要、主要事業といたしましては、令和７年度の予算総額を歳入歳出それぞれ１億１，０７０万円としてございます。後期高齢者医療につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合において運営を行っております。後期高齢者医療保険料は、今後見込まれる医療費などの推計を基に、２年に一度改正されておりますが、令和７年度の保険料につきましては、所得割が９．４５％、均等割額が４万４，３６５円となっております。

町では、広域連合と連携をしながら、引き続き保険料徴収、資格確認書等発送業務、療養費、高額医療費の申請受付業務など、加入者の方への窓口的業務を行ってまいります。

以上が、住民生活課に関する令和７年度予算概要、主要事業の説明になります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　次に、保健福祉課関係について説明を求めます。

清水保健福祉課長。

○保健福祉課長（清水英利君）　それでは、保健福祉課に関係します予算の概要と主要事業につきまして御説明をさせていただきます。

当課におきましては、７つの係と介護保険特別会計ということで、１つの特別会計を所管しております。

なお、説明ですけれども、健康づくり係と保育園については、私の説明に続きまして、小林参事のほうから説明をさせていただきたいと思います。

それでは、概要書の１９ページを御覧いただきたいと思います。

主要事業と予算額につきましては、２２ページから２５ページに掲載されておりますので、併せて御覧いただければと思います。

まず、福祉係ですけれども、社会福祉総務費におきまして、高校３年生までの窓口無料化や、母子・父子家庭への福祉医療給付事業として、２，１７１万９，０００円。社会福祉協議会の負担金、補助金といたしまして、２，２９４万１，０００円。民生児童委員協議会の関係では、４７９万８，０００円を計上させていただいております。

障害福祉費ですけれども、障害者総合支援法に関係する費用といたしまして、自立支援給付費で１億９，８１８万５，０００円、地域生活支援事業といたしまして９８２万円など、障がい者の福祉支援に関する予算を計上させていただきました。

次に、介護高齢者支援係でございますが、高齢者が可能な限り自立した生活が継続できるための予算を、今年度も計上させていただいております。

主な内容ですけれども、１２名分の養護老人ホーム入所措置費として２，１６６万円、高齢者生活福祉センターの業務委託料といたしまして１，４１２万５，０００円。また、介護保険事業の保険給付費や地域支援事業費など、町が負担する額ですとか、上田地域広域連合への負担金、そして、介護保険特別会計への繰出金として、合計１億８，２３４万４，０００円などを計上させていただいております。

また、２６ページの介護保険特別会計でございますけれども、介護保険事業によります介護保険給付費と地域支援事業を主といたしまして、歳入歳出ともに１１億２００万円の予算を計上させていただいております。前年度の当初額よりも７００万円の減額予算となっております。

続いて、１９ページに戻っていただきまして、子育て支援係でございますが、保育料について、町単独の軽減維持や３歳以上の副食費につきまして、全園児を対象に徴収免除をさせていただきます。また、児童を養育している方の生活安定に寄与するための児童手当給付事業といたしまして、７，２０７万円のほか、子育て世代を応援するため、子育て支援センターの運営や子育て応援給付金など、子育て支援事業に対する費用をそれぞれ計上しました。

これら主な事業の予算額は、２３ページのとおりとなっております。

次に、２１ページの福祉企業センターでございます。これまでどおり、就労機会の提供と利用者の自立支援のために必要となる施設運営経費を計上させていただくとともに、令和８年度より企業センターの機能を樅の木福祉会様に業務委託することとなりまして、山の子学園共同村の敷地内に新たな施設を建設する費用として、９，８７６万２，０００円を計上しております。

次に、人権男女共同参画係でございますが、隣保館、児童館及び図書館を一体的に運営するふれあい館の運営経費を主といたしまして、２５ページに記載した主な事業として、それぞれ予算を計上させていただいております。

では続いて、小林参事のほうでお願いしたいと思います。

○議長（森田公明君）　小林保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（小林義明君）　それでは、概要書の２０ページをお願いいたします。

健康づくり係でございますが、健康づくりの原点となる健診の受診率を向上するため、受診勧奨を行うとともに、がん検診、特定保健指導、精密検査の受診率向上を目指してまいります。

また、妊娠時期から全ての妊婦や子育て家庭に寄り添い、妊娠、出産、子育てをきれめなく安心して子どもを産み育てられる子育て支援を実施してまいります。特に、産後ケア事業を周知し、産後鬱、虐待防止に努めてまいります。

後期高齢者の生活習慣病の重症化予防に努め、その方らしい生活が送れるよう支援をしてまいります。住民の安心となり、信頼できる地域医療及び高齢者介護サービス事業の充実と継続を支えてまいります。

定期予防接種の対象者にワクチン等の情報を提供し、接種を希望する方が確実に接種することができるようにしてまいります。

保育園につきましては、２園でお預かりする９１名の園児が、健やかな保育園生活を送れるよう、明るく、仲よく、元気よくを目標に、安心安全な保育園運営を行い、心豊かな子どもの育成に努めてまいります。アレルギー食の対応や、配慮が必要なお子さん、それぞれに合った個別の支援をしてまいります。町内２園の交流の機会を設け、様々な体験の機会を増やすとともに、保育園のＩＣＴ化を活用し、保育園の安全性と保護者の利便性、保育事務の効率化を図ってまいります。

続きまして、２３ページの主要事業でございますが、健康づくり係、依田窪医療福祉事務組合負担金としまして、４億８，１７９万９，０００円、病院の医療機器の購入や施設整備を町の過疎債事業により負担する依田窪医療福祉事務組合施設整備分の負担金５，６７０万円、６５歳以上等の新型コロナ、帯状疱疹ワクチンを含む定期予防接種委託料２，４４２万８，０００円、老人保健施設負担金３，２３１万９，０００円、検診等の委託料１，９１１万４，０００円、おめくりいただきまして、保育園につきましては、ながと保育園給食材料費、光熱水費等で１，３９７万１，０００円、ながと保育園バス運行業務委託料１，６４１万７，０００円、和田保育園給食材料、光熱水費といたしまして４１５万２，０００円、和田保育園バス運行業務委託料５９８万円となります。

以上、保健福祉課となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　次に、産業建設課関係について説明を求めます。

中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　それでは、産業建設課に関わる予算概要、主要事業について御説明をさせていただきます。

最初に、私からは一般会計に関わる説明をさせていただきまして、特別会計、企業会計につきましては、米沢参事のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、概要書２８ページをお願いいたします。

最初に、農政係、農業委員会、農業振興費関係でございますけれども、③農業振興一般事業でご

ざいますけれども、引き続き、農業機械施設導入補助、獣害防止柵の資材提供を実施いたしまして、担い手農家等の経営負担の支援を図ってまいります。

次に、農地費の関係でございますが、②でございます。地域資源の適切な保全管理及び農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の協働活動を推進するため、多面的機能支払交付金を有効に活用してまいります。

次に、地場産業振興費関係でございますけれども、２９ページをお願いいたします。

③でございますが、長門地区、和田地区にある２つの道の駅につきまして、指定管理者はじめ関係機関と協力し、農業所得の向上、都市農村交流の促進、地域の活性化に資する取組を推進してまいります。

次に、商工観光係の関係でございます。

③でございますが、商工振興のための制度資金融資、利子補給や信用保証料の負担など、継続して支援をしてまいります。また、新規雇用、販路拡大に関する助成のほか、創業を目指す方に創業初期支援を行い、地域産業振興の施策の充実を図ってまいります。

次に、観光費の関係でございます。

①でございますが、信州・長和町観光協会と連携を図り、地域の観光資源を活用し、各種イベント等を開催する中で、観光地域としてブランドを確立することを目標に、誘客、宣伝活動に取り組んでまいります。

次に、概要書３０ページをお願いいたします。

施設管理費関係でございます。

③でございますが、株式会社マウント長和の指定管理施設であるブランシュたかやまスキー場の施設等の改修につきましては、スキー場の施設整備に関する計画に基づきまして、各年度精査した上で、国の補助事業や有利な起債及び施設使用料を活用した事業を実施してまいります。

また、株式会社マウント長和の施設及び運営の在り方について、関係機関及び団体等と協議を継続して実施してまいります。

次に、建設林務係の関係です。

④でございますが、令和元年度より施行された森林経営管理制度を引き続き検討するとともに、森林環境譲与税を活用した林道等、整備を引き続き取り組んでまいります。また、上田地域４市町村で連携し、森林環境譲与税の活用を検討してまいります。

次に、３１ページをお願いいたします。

土木管理費の関係の一番最初でございますが、社会資本整備総合交付金事業において、国庫補助を活用しながら、橋梁長寿命化修繕詳細設計業務委託、また本沢橋、相馬橋の橋梁保全工事を実施してまいります。

概要書３１ページから３４ページにかけまして、主要事業を掲載してございますので、また後ほど御覧いただければと思います。

一般会計につきましての説明は以上です。

○議長（森田公明君）　米沢産業建設課参事。

○産業建設課参事（米沢　正君）　私のほうから、観光施設事業特別会計と企業会計について説明をさせていただきます。

概要書３５ページを御覧いただきたいと思います。

観光施設事業特別会計でございますが、予算総額は９，４００万円で、前年対比１４０万円の増額でございます。

主要事業でございますが、直営別荘地管理事業として、学者村別荘地、美し松別荘地、ふれあいの郷別荘地、美ヶ原高原郷別荘地の維持管理業務に関する経費でございます。行政事務包括業務委託料としまして、職員５名分、シルバー人材センターへの委託分を含め２，６３３万７，０００円、道路清掃車両借上料として１１０万円、重機借上料、除雪車４台分として、４３６万１，０００円、その他各管理事務所の光熱水費、車両保険等でございます。

続きまして、３６ページを御覧いただきたいと思います。

上水道事業会計でございますが、予算概要でございます。

年々給水人口の減少による料金収入の減少と、施設の老朽化による修繕等で経費が増加傾向にあり、経営状況は厳しくなっている状況でございます。昨年度、アセットマネジメント事業が完了いたしましたので、これに基づき老朽化に対する施設修繕等を計画的に進めるとともに、料金改定を実施していく予定でございます。県内での事業統合や連携、広域化や共同化等の協議において検討が進められておりますので、経営の健全化に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

主要事業としましては、美し松水道基本計画策定業務、滝ノ沢水道整備事業実施計画設計業務、窪城配水池流量計及び水系の更新工事、青原配水池の滅菌機の更新工事等が主な内容となっております。

上下水道関係につきましては、以上でございます。

続きまして、３７ページを御覧いただきたいと思います。

公共下水道事業及び排水処理施設事業会計でございますが、予算概要でございます。

下水道事業会計は平成９年度の供用開始から２７年が経過しており、現在は主に施設の維持管理を行っております。計画的に効率よく施設の改善を実施するためのストックマネジメント実施計画を策定いたしましたので、計画に基づいた維持管理及び施設の修繕等を進めるとともに、料金改定を実施していく予定でございます。令和７年度以降は、長和町上下水道耐震化計画に基づき、施設の耐震化についても、順次進めてまいりたいと考えております。

主要事業といたしましては、管渠修繕工事、マンホール修繕を含みます。それから、長門処理場の流入汚水ポンプ修繕、下水処理場維持管理委託業務、長門水処理センターの耐震診断、企業債の利息１，４８１万２，０００円、企業債元金が２億７，４８８万５，０００円を見込んでございま

す。

観光施設事業会計及び上下水道事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（森田公明君）　次に、教育課関係について説明を求めます。

笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君）　それでは、教育課の令和７年度予算概要及び主要事業について説明させていただきます。

予算概要書の３８ページを御覧ください。

学校教育係の関係でございますが、教育委員会に関わる経費、各小学校の運営経費、中学校組合への負担金などについて計上しております。また、ＧＩＧＡスクール実現のためのＩＣＴ関係支援業務委託経費、またＧＩＧＡスクール教材ソフトに関わる経費を計上しております。

令和７年度予算におきましても、子育て支援施策の大きな柱として給食費無償化を引き続き実施していくほか、高等学校通学費等補助も引き続き実施し、保護者皆様の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に、社会教育係の関係でございますが、生涯学習講座の開催や小集団グループの育成、総合文化祭の開催、文化活動の支援に取り組んでまいります。また、青少年の健全育成を目指して、長和スポーツクラブを中心として開催しております各種スポーツ教室への補助金などを計上させていただいております。

次に、３９ページまで係る文化財係の関係でございますが、歴史関連施設の維持管理運営経費の計上のほか、国史跡に指定されております星糞峠黒耀石原産地と歴史の道中山道や宿場の町並みについて、修繕箇所等の整備を行い、保存活用を図ってまいります。令和７年度の国際交流事業といたしまして、第６期黒耀石大使の次年度渡航に向けた研修を実施いたします。

次に、主要事業の関係でございますが、主だったものを御説明いたします。

学校給食関係につきまして、小学校給食費として児童１９９人分でございますが、１，６７８万１，０００円、依田窪南部中学校の関係が負担金という形になりますが、生徒１１３人分で７１０万７，０００円を予算計上しております。このほか、高等学校通学費等補助として１，６００万８，０００円、長門地区スクールバス、和田地区スクールバス、蓼科高校関係のスクールバスの運行委託で、合わせまして４，１７３万８，０００円を計上しております。

社会教育係の関係でございますが、生涯学習講座講師謝礼として１５９万７，０００円を計上させていただきました。生涯学習講座は全部で１０講座を開設する予定でございます。また、和田コミュニティセンター指定管理用として８７２万円、古町コミュニティセンター指定管理用として３０８万９，０００円を計上いたしました。そのほか、分館活動補助１８５万５，０００円、ジュニアスポーツ教室補助１５０万円、依田窪プール負担金１３８万１，０００円を計上いたしました。

次に、４０ページの文化財係の関係でございますが、主なものといたしましては、長久保宿保存整備事業といたしまして６０９万７，０００円、和田宿保存整備事業として６１７万８，０００円、

黒耀石関係におきまして、国際交流事業として２７１万２，０００円、町内遺跡確認調査といたしまして６６７万４，０００円を計上いたしました。

以上が、教育課関連の予算になります。以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　次に、議会事務局関係について説明を求めます。

長井議会事務局長。

○事務局長（長井真樹君）　それでは、新年度予算概要書の４１ページからになります。

初めに、議会関係ですが、主な事業といたしましては、年４回の定例会、本会議、一般質問及び常任委員会の開催、必要に応じて臨時会、特別委員会を設置して、それぞれ開催してまいります。

議会運営については、デジタル化、ペーパーレス化に向け、令和５年度からタブレット端末機を導入し、定例会、臨時会、委員会、全員協議会等で活用を進めてきたところであり、引き続き取り組んでいくとしております。

議会本会議のインターネット配信については、議会内や議会モニターからの意見を踏まえまして、令和７年度から一般質問をインターネットの動画配信サイトを利用して行っていきたいと考えております。

これまで開催してきました住民との懇談会や各種団体との懇談も、機会を捉えて計画していきたいと考えます。

そのほか議会だよりの年４回の発行や、町公式ホームページにも会議等の開催告知をするなど、必要な情報を提供していく予定でございます。

歳出の主な内容につきましては、議会会議録作成委託料８５万６，０００円、タブレット端末の会議システムライセンス料４９万２，０００円、議会のインターネット配信を行うに当たっての編集用パソコン４５万１，０００円などとなっております。議会だよりの発行費用は、この３月議会分を含めた現在の議員任期までの３回分を印刷製本費で、議会議員改選後の１回分はデザイン作業を印刷と含めた業者に委託しておりますことから、それぞれ別科目で計上を予定しております。

新年度は、議会議員の選挙が行われる年となりますので、それを考慮して各事業に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、４２ページを御覧ください。

監査委員費の関係でありますけども、監査委員の報酬が主なものでございます。監査計画に基づく例月出納検査、定期監査、決算審査等を行ってまいります。その他、指定管理者監査、また必要に応じて随時監査なども実施いたします。

議会及び監査委員事務局の所管します令和７年度予算概要、資料事業の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　以上で、令和７年度予算の概要説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第４６　議案第３６号　指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）及び日程第４７　議案第３７号　指定管理者の指定について（長和町特産物直売所（和田宿ステーション））を一括して質疑といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　それでは、指定管理者の指定の関係について説明をさせていただきます。

本議会に提出させていただきました指定管理者の指定案件につきましては、２件でございます。いずれの案件も、地方自治法の規定により、指定管理者を指定するに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の５０１ページをお願いいたします。

議案第３６号　長和町資料館「羽田野」の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

施設の名称につきましては、長和町資料館「羽田野」でございます。指定管理者の名称につきましては、株式会社米屋鐵五郎、代表者につきましては、代表取締役中村勘次さんです。主たる事務所の所在地は、長和町和田２６６９番地１。

指定管理期間につきましては、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間となっております。

５０２ページからは、指定申請書の写しを添付させていただきましたので、また御覧いただきたいと思います。

次に、５０９ページをお願いいたします。

議案第３７号　長和町特産物直売所（和田宿ステーション）の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

施設の名称につきましては、長和町特産物直売所でございます。指定管理者の名称につきましては、和田宿ステーション観光農林業振興組合、代表者につきましては、組合長橋詰悦男さんです。主たる事務所の所在地は、長和町和田２８３４番地５。

指定管理期間につきましては、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間となっております。

５１０ページからは、申請書の写しを添付させていただいておりますので、また御覧いただきたいと思います。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第４８　議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　それでは、議案書の５１７ページをお願いいたします。

議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて、説明をさせていただきます。

ふるさと基金の権利放棄につきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。放棄する権利の内容でございますが、長和町の出資総額７，８８３万２，０００円のうち、４５９万９，０００円を権利放棄するものでございます。権利放棄の相手方につきましては、上田地域広域連合でございます。

権利放棄をする理由につきましては、令和７年度に実施します地域医療対策事業に充当するものでございます。

詳細につきましては、５１８ページ以降に資料を添付させていただきましたので、御覧いただきたいと思います。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第４９　陳情第１号　「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（森田公明君）　次に、日程第４９　陳情第１号　「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を上程いたします。

なお、本陳情は委員会付託を予定しております。また、後日趣旨説明会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第５０　委員会付託について

○議長（森田公明君）　次に、日程第５０　委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第３号から議案第１６号までの条例案１４件、議案第１７号から議案第２５号までの令和６年度補正予算案９件、議案第２６号から議案第３５号までの令和７年度予算案１０件、議案第３６号及び議案第３７号の指定管理者の指定に関する案２件、議案第３８号

上田地域広域連合ふるさと基金に関する案１件、陳情第１号　「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情の１件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認め、委員会付託表のとおり、委員会へ付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、３月４日及び５日に一般質問を予定しておりますが、４日の会議時刻を午前９時といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認め、３月４日の一般質問につきましては、午前９時開会といたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君）　以上をもちまして、本日予定した会議は全て終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

散　　会　　午後　０時２２分

第　　２　　号

（　３　月　４　日　）

議　事　日　程

令和７年　３月　４日
午前　９時００分　開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第　１　一　般　質　問
散　会

令和７年長和町議会３月定例会（第２号）

令和７年３月４日　午前　９時００分開議

出席議員（１０名）

１番	阿　部　由紀子　議員	２番	龍　野　一　幸　議員
３番	荻　野　友　一　議員	４番	佐　藤　恵　一　議員
５番	田　福　光　規　議員	６番	羽　田　公　夫　議員
７番	原　田　恵　召　議員	８番	小　川　純　夫　議員
９番	渡　辺　久　人　議員	１０番	森　田　公　明　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽　田　健一郎　君	副町長	髙見沢　髙　明　君
教育長	藤　田　仁　史　君	総務課長	藤　田　健　司　君
総合政策課長	宮　阪　和　幸　君	住民生活課長兼会計管理者	上　野　公　一　君
保健福祉課長	清　水　英　利　君	保健福祉課参事	小　林　義　明　君
産業建設課長	中　原　良　雄　君	産業建設課参事	米　沢　　正　君
教育課長	笹　井　佳　彦　君		

議会事務局出席者

事務局長	長　井　真　樹　君	議会事務局書記	齊　藤　照　恵　君

開　　議　　午前　９時００分

◎開議の宣告

○議長（森田公明君）　おはようございます。

令和７年長和町議会第１回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（森田公明君）　日程第１　一般質問を行います。

通告順により、本日６名の一般質問を行います。

５番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

○５番（田福光規君）　議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

本日、私は第１に、私有林の伐採状況とその対応、特に天然更新への対応について。第２に、当町の奨学金貸付制度の課題と対応、奨学金返還支援助成金の新設の提案について。第３に、帯状疱疹予防ワクチン接種への助成の実施についての３つの一般質問を行います。

最初の質問は、私有林の伐採状況とその対応、特に天然更新への対応についてであります。

近年、木材価格の高騰により、町内でも私有林の広範囲な伐採が目立っています。２０２１年、和田・細尾地区の裏山で大規模な森林の伐採が行われましたが、植林しないままで自然の木が育つのを待つ、天然更新という状態でした。細尾地区の住民の方から、大雨が降った際に土砂崩れなどの災害が起きるのではないかという不安の声が広がり、私は、町に対する「森林伐採に伴う災害防止対策の要望」の提出に自治会会長と同席をさせていただきました。その結果は、植林の要望はするが、特に罰則規定がないため強制はできないとの答弁でありました。その後、２０２２年４月に森林法が改正されました。

最初の質問です。２０２２年（令和４年）４月に改正された森林法の改正内容についてお聞きします。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　皆さん、おはようございます。

ただいま、田福議員の質問にお答えを申し上げます。

森林所有者などが森林の立ち木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務づけられております。

また、森林法改正に伴いまして、令和４年４月以降、伐採が完了したときは伐採に係る森林の状況の報告を、伐採後の造林が完了したときは伐採後の造林に係る森林の状況の報告を行うことが義務づけられております。

さらに、伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行った方は、伐採後の造林に係る森林の状況の報告に加え、伐採後の森林の状況の報告が必要となっております。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　２０２２年４月の森林法の改正以降、町内で届出、伐採された箇所数は何か所ですか。また、その際の町の対応についてお聞きします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　現状、２０２２年（令和４年）４月以降に届出の案件が２４件で、現場での町の対応といたしましては、事前相談があった場合の施業について、今後の流れについてアドバイスや助言を行ったりしております。

施業後の現地確認につきましては、現在の職員体制では非常に困難であることから、確認できるところは確認しているのが現状でございます。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　町内の森林の伐採２４件のうち、造林の計画の届出が天然更新とされている件数は何件ですか。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　造林計画において、天然更新に該当する案件につきましては１５件となっております。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　森林法では、市町村は、伐採及び伐採後の造林の計画の届出提出後、現地確認を行うことが義務づけられています。そして、その結果、以下に掲げる状態が認められる場合は、届出書の内容の変更を求めることができるとされています。

第１に、母樹や更新木がない、環境が劣悪などの理由で天然更新が期待できない場合。

第２に、伐採により森林の持つ公益的機能が大きく損なわれると判断された場合。

第３に、森林の持つ公益的機能の保持が強く求められる場合。

第４に、市町村森林整備計画において、植栽によらなければ適切な更新が困難な森林とされている場合。

以上については、天然更新での伐採及び伐採後の造林の届出の受理はできませんとされています。２４件の伐採及び伐採後の造林の計画の届出の現地確認を全て行い、上記の条件を確認されていますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　伐採届における現地確認についてのお尋ねでございますが、届出のあった森林について、全てその都度現地確認を行うことは、職員体制などから現実的には困難な状況にございます。

しかしながら、大きな面積の皆伐で植栽がされない天然更新の場合など、特に災害の危険性があ

るような場合においては、できるだけ現地の確認等を行ってまいりたいと考えております。その場合の調査や調査結果に基づく届出者への指導、助言についてでございますが、必要がある場合には、県上田地域振興局の林業普及指導員等に技術的な助言、協力を求めることとしております。

なお、質問中にありました、植栽によらなければ適切な更新が困難な森林についてでございますが、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が周囲１００メートル以内に存在しないなどの条件の森林で、長和町森林整備計画においては該当なしの状況でございます。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　再質問いたします。伐採届における現地確認について、届出のあった森林について、全てその都度現地確認を行うことということは、職員体制などから現実的には困難な状況にある、また、大きな面積の皆伐で植栽がされない天然更新の場合など、特に災害の危険性があるような場合においては、できるだけ現地の確認等を行っていきたいとの答弁でありました。

特に災害の危険性があるような場合において、できるだけ現地確認等を行うでは、安全管理上大変心配です。そのような場合には、必ず行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　特に災害の危険性がある場合の対応につきましては、地域振興局、林務課と連携をし、現地確認を行い、普及指導員からの技術的な助言、協力等を求めて対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　令和３年９月の森林法施行規則の改正により、令和４年４月以降、伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行った方は、伐採後の造林に係る森林の状況の報告に加え、人工林は３年、天然更新は５年を経過するまでの期間に、森林の状況報告が必要となりました。

そして、市町村は伐採終了から５年後に、天然更新の完了確認を行う必要があります。天然更新の完了確認調査の結果、天然更新が完了したと認められない場合は、森林所有者等は、市町村森林整備計画に適合した植栽等を行うことが義務づけられています。

天然更新の完了基準は、天然更新の模式図に記載されていて、各階層の期待成立本数の１０分の３に達することで、天然更新完了とみなすとされています。

私も天然更新模式図を見てみましたが、森林の専門知識を持った方でなければできないように思いました。天然更新の完了確認調査は、どのようにして誰が行いますか。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　天然更新の基準やその調査方法につきましては、長和町森林整備計画に記載しておりますとおりでして、基本的には、これに従って町の職員が行いますが、必要がある場合には、県上田地域振興局の林業普及指導員等に技術的な助言、協力を求めることとしております。

なお、最初の御質問にありました和田・細尾地区の伐採地の更新確認につきましては、５年を経

過する日、令和８年度に、県上田地域振興局の林業普及指導員等に助言、協力を求めながら、確認調査を行いたいと考えております。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　最後に、町長に要望を申し上げたいと思います。

通告をしておりませんので、要望とさせていただきますが、できれば答弁がお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

今までの答弁で、伐採届における現地確認について、届出のあった森林について全てその都度現地確認を行うということは、職員体制などから現実的には困難な状況にある、また、天然更新の基準やその調査方法などについて、基本的には町の職員が行いますが、必要がある場合には、県の上田地域振興局の林業普及指導員等に技術的な助言、協力を求めるとの答弁でした。

近年、木材価格の高騰により、町内でも私有林の広範囲な伐採が目立っており、今後も増加することが考えられます。そのため、増加すると思われる伐採届における現地確認や天然更新の完了確認調査を、当町の義務として行う必要があるわけですが、専門的な知識や資格取得がなく、３年から５年で職場異動となる当町の人的体制では、それに対応できるとは思われません。これは、全県の森林を抱えた町村全てが抱えた課題であると思います。

先ほど、必要がある場合には、県上田地域振興局の林業普及指導員等に、技術的な助言、協力を求めるとの答弁がございましたが、長野県の指導、援助が不可欠であると思います。

そのため、羽田町長には、県の町村会長として、ぜひとも長野県に、県の林業普及指導員等に技術的な助言、協力をしっかりしていただく、しかも、それができる体制もしっかり取っていただくよう、働きかけをお願いしたいと思います。

答弁がいただけるようでしたら、ぜひともお願いいたします。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　まあ、どのくらいの規模かということは、またいろいろ議論するところでございますけれども、確かに長野県は森林県でございますので、おっしゃるとおり、しっかりとそういった管理をする必要があろうかと思います。

町村会でまた一つ、皆さんに相談をして、市長会のほうにも話をして、市長会、町村会で県のほうへ、どの程度のことができるか、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　どうぞよろしくお願いいたします。

２つ目の質問に入らせていただきます。当町の奨学金貸付制度の課題と対応、奨学金返還支援助成金の新設の提案についてであります。

私は同様の質問を２０２３年１２月、一昨年になりますが、一般質問で行いました。その際、羽田町長より「償還の部分で支援制度、例えば卒業後地元に戻った場合、地元企業に就職した場合などは、償還金の減額、免除を行えないか、長和町奨学金貸付運営委員会にも協議に加わっていただ

き、奨学金返還支援制度の創設を行ってまいりたいと考えております」との奨学金返還支援制度の創設に前向きな答弁をいただきました。

また、平成１７年の合併により、長和町が発足した際に制定された、長和町奨学金の貸与に関する規則の奨学金額や支給基準等の見直しに対して、「奨学金の見直しにつきましては、奨学金返還支援制度の創設と併せ行う必要があると考えています。奨学金貸付運営委員会からの現在の物価に合わせ、奨学金貸付額、所得基準、控除額等規則の見直しの御意見をいただきました。教育委員会としては、前述のほか、償還の据置期間や償還年数などについても規則見直しの際に検討してまいりたいと考えております」との答弁をいただいています。

その後、１年３か月が経過いたしました。その後の進捗状況について、町の取組をただしてまいります。

最初に、改めて、この間の新たな変化も含めて、日本の教育環境、奨学金状況について述べさせていただきます。

日本の大学の授業料は、この３０年間で国立大学が１．４倍、年間５３万５，８００円、私立大学では１．５倍、施設整備費を加えて、文科系で年間９４万４，３２０円、理科系で年間１２９万４，１２１円にも上昇しています。

さらに、東京大学が２０年ぶりに今年４月から授業料を値上げする方針を発表しました。今回の値上げで、年間の授業料が現在の５３万５，８００円から６４万２，９６０円に引き上げられ、４年間で約４３万円の追加費用が必要になります。

それでも、私立大学より国立大学のほうが学費を抑えられているのも事実であります。文科省の調査では、２０２４年度の私立大学の授業料の平均は９５万９，２０５円、国立大学より４年間で約１７０万円も多く払い込む必要があります。国立大学の授業料２０年据置きはどこ吹く風で、私立大学は年々上昇しております。

しかし一方、親の収入は１９９６年をピークに４６万円減少し、２０２０年度の日本学生支援機構の調査によりますと、大学生の約半数が奨学金を借りている状況です。日本学生支援機構の奨学金を受けると、ほとんどの人が金利をつけて返済することになり、平均の借入額は３２４万円、毎月の返還額は１万６，８８０円で返済までに平均１５年かかっています。社会人になると同時に３００万円のローンを背負い、返済が終わるのは４０歳近くになるということです。日本学生支援機構の貸与型奨学金の総貸与残高は１５年で２倍になり、２０２１年度末で９．５兆円、国の予算の１０分の１まで膨れ上がっているという深刻な事態であります。

私は、以上のような深刻な学費・奨学金問題の現状を踏まえて、当町の奨学金が、町民の皆さんにさらに利用しやすく、教育の機会均等に役立つよう、一日も早い奨学金の改善・充実の実施を求めて質問を行います。

最初に、奨学金の運用状況をお聞きします。当町の奨学金の基金総額、令和５年度末の貸付中の金額、令和５年度末の現金額をお聞きします。

○議長（森田公明君）　羽田町長。
○町長（羽田健一郎君）　奨学金に関する御質問でございます。
　私の公約「ＮＡＧＡＷＡ　ＮＥＸＴ　ＶＩＳＩＯＮ　Ｖ」で「心満たされる学びの環境づくりをすすめます」の一つとして、奨学金返還支援制度の創設の検討を掲げております。
　また、昨年度、今お話しございましたように、田福議員の御質問において、償還の部分で支援制度を創設できないか検討をしていること、具体的には、卒業後地元に戻った場合、地元企業に就職した場合などは償還金の減額、免除を行えないか、具体的に検討すると答弁をいたしました。その後、貸付額の増額、償還期間の延長も含め、検討を行ってまいりました。
　まず、奨学金貸付運営委員会に意見を求めたところ、貸付額の増額については、最終的には償還金が増えることから、償還期間が長くなり、卒業後のライフプランに影響が出るという懸念の御意見、希望による選択制にしてはなど、様々な御意見を頂戴をいたしました。
　このことから、実際に奨学金を借り入れている学生を対象にアンケート調査を行い、当事者の意向を確認をいたしました。また、企業による償還金の負担について、経営者懇話会にお話ししたところ興味を示す企業もあり、手応えを感じております。実施に向け準備が整ってまいりましたので、令和７年度の実施に向け、現在、作業を進めているところでございます。
　なお、奨学金の詳細については、担当課長より答弁をさせていただきます。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　基金の総額、令和５年度末の貸付け中金額、現金額についての御質問でございますが、基金総額は、令和５年度末現在で１億１，９２８万円でございます。そのうち、令和５年度の貸付額は８２８万円、令和５年度末の現金残高は５，２２０万７，５００円でございます。
○議長（森田公明君）　田福議員。
○５番（田福光規君）　令和６年度現在での貸付額別の利用者数をお聞きします。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　町が貸付けをした利用者のうち、大学などの月額４万円が６２名、高校などの月額２万５，０００円が１１名という状況でございます。
○議長（森田公明君）　田福議員。
○５番（田福光規君）　過去５年間の新規の利用者数をお聞きします。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　新規利用者でございますが、令和２年度が１０名、令和３年度が４名、令和４年度が７名、令和５年度が３名、令和６年度が８名という状況でございます。
○議長（森田公明君）　田福議員。
○５番（田福光規君）　長和町の奨学金の貸与に関する規則の見直しについての質問に入っていきます。

昨年の１２月から今年にかけて奨学金に関するアンケートを実施されましたが、その結果についてお聞きします。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君）　アンケートの方法でございますが、現在奨学金を借り入れている７０名の方を対象に、帰省することが期待される年末年始にかけてアンケートを実施いたしました。３５名の方から回答をいただき、回答率は５０％という結果になりました。

アンケートの結果について詳細を御説明させていただきたいと思います。設問と併せ結果を申し上げます。なお、主だったものを申し上げますのでお願いいたします。

まず、奨学金の金額についての設問でございますが、結果は１６人で現行どおりを望む回答が一番多く、次に１１人で月額１万円アップが多い状況でございました。そのほか、選択制にしてはどうかとの御意見もございました。

次に、償還期間についての設問です。償還の据置期間の長さをお聞きしましたが、結果は現行どおりを望む意見が２９人と突出して多い結果となりました。これは早く償還を始めたいということだと考えております。

次に、償還期間の長さについての設問でございます。結果は、貸与を受けた期間の２倍の現行どおりが２３人と突出して多い結果となりました。償還期間が長くなり、完済が遅れることを望まないということだと考えております。

次に、償還減免規定についての設問です。卒業後、長和町に帰ってきて５年間住み続けると半額免除が１５人で一番多く、次に、卒業後、長和町に帰ってきて１０年間住み続けると全額免除が９人という結果になりました。

そのほかの設問といたしましては、卒業後、町内事業所に就職し、５年間もしくは１０年間住み続けると半額及び全額免除という設問を望む意見は多くございませんでした。

そのほかの意見といたしまして、平等でないから必要ない、住んでいるふりをする人も現れるのではですとか、町に仕事があまりない、町に帰ってくる前提でないほうがよいというような御意見もございました。

次に、企業が償還金を肩代わりしてくれる制度を知っているかの設問でございます。知らないが２２名で、６割以上の人が知らないという状況が分かりました。

最後に、町内事業者が代理返還制度を導入していたら、就職先として選びましたかの設問でございます。選んだかもしれないが１８人で一番多く、次いで、選ばないが１３人という状況でございました。

アンケートの結果は以上になります。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　ただいまのアンケートの結果を受けて、奨学金の金額の見直しについてはどのように考えていますか。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　アンケート結果では、高校等が月額２万５，０００円、大学等が月額４万円の現行どおりを望む意見が多かったことを考慮し、申請者の選択制にしたいと考えております。選択できる金額は、現行どおりの額と、アンケートで２番目に希望が多かった高校等月額３万５，０００円、大学５万円の２段階とする予定でございます。
○議長（森田公明君）　田福議員。
○５番（田福光規君）　同じくアンケート結果を受けて、奨学金の償還期間についてはどのように考えていますか。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　償還期間については、ほとんどの方が現行どおりの据置き１年で、償還期間は貸与を受けた期間の２倍との回答でございました。将来にわたって、あまり長く償還を続けていくのは望んでいないことがうかがえましたので、現行どおりとしたいと考えております。
○議長（森田公明君）　田福議員。
○５番（田福光規君）　アンケートにはありませんでしたが、所得基準の見直しについてはどのように考えていますか。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　長和町奨学金の貸与に関する規則は、令和３年に改正をした後、改正を行っておりません。以後３年が経過し、社会情勢や物価の上昇などを考慮いたしますと、基準の見直しを行う必要があると考えております。
○議長（森田公明君）　田福議員。
○５番（田福光規君）　次に、奨学金の控除額の見直しについてお聞きします。
　奨学金の規定の中の別表という中の第２、控除額表というのがあります。その中に、（１）世帯を対象とする控除、（２）本人の就学者控除の２つがございます。その中の（１）世帯を対象とする控除の（イ）という中に、就学者のいる世帯の中の、例えば、国・公立大学（短期大学）学生１人につき、自宅通学５９万円、自宅外通学１０２万円とされていますが、（２）の本人の就学者の控除の大学（短期大学）、それから専修学校専門課程の国・公立では３０万円となっています。
　なぜ、就学者本人の控除額が家族の就学者の控除額より低いのか、また、就学者本人には自宅通学、自宅外通学の区分がありません。この部分の見直しも行っていただきたいと、前回の質問の際に要望いたしましたが、「規則をつくる上で、日本学生支援機構の基準をそのまま参考にしたため、このようになっておりますが、この規則策定当時と現在の日本学生支援機構の基準に照らし合わせながら、見直しの検討を行っていきたい」との答弁をいただきました。
　その後の検討状況についてお聞きします。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　全体的な控除の見直しに合わせまして、今回、６自治体の例を参考に

させていただき、世帯を対象とする控除と本人を対象とする控除の見直しの検討をしております。

具体的に申し上げますと、世帯を対象とする控除と本人就学者の控除を同額にすることと、自宅通学及び自宅外通学の区分を新たに設けることで、控除幅を大きくすることができるものと考えております。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　次に、奨学金の返還支援助成金制度の新設について質問いたします。

改めて新設を提案いたしますが、前回も紹介しましたが、この制度は立科町も行っている制度で、移住・定住の促進を図るため、立科町に転入して奨学金を返還している方または立科町出身者で町に住民登録されていて、奨学金の返還をされている方に対して、奨学金返還額の一部を助成する制度であります。補助額は、申請年度内に返還した奨学金の額の３分の２で、補助額の上限は年額１２万円とされています。

他の市町村では、出身の帰省者に対して、奨学金返還金全額の返還支援制度を行っている自治体もあります。この制度については、重ねて申し上げますが、前回の質問の際に、羽田町長より「奨学金返還支援制度の創設を行ってまいりたい」との答弁をいただいております。

また、藤田教育長からも「他の自治体の制度も参考にしながら、町の財政部局などとも協議しながら検討してまいりたい」との答弁をいただきました。その後の検討状況についてお聞きします。

○議長（森田公明君）　藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君）　アンケートにおいて、償還免除規定についての設問も加えさせていただきました。

当町に帰ってきて５年間定住すれば半額、１０年間定住すれば全額免除、町内事業者に就職し５年間勤務をすると半額、１０年間勤務すると全額免除という質問を投げかけてみましたが、減免規定については積極的な回答があまり得られませんでした。記入回答の中には、平等でないから現行どおりでよいといった御意見もあり、償還免除や給付型の奨学制度については、まだまだ研究が必要であると考えているところでございます。

当町におきましては、高校通学費等補助金、給食費無償化など、全国的にも導入の少ない特質した事業を行っており、町費負担での実施は財政的に厳しい現状がございますが、県において償還金返還支援制度があり、先日、経営者懇話会において制度の紹介をさせていただきました。

この代理返済制度は、アンケートでもほとんどの方が知らなかった制度でございます。町長の答弁でも申し上げましたが、会議に参加した町内企業の中には、高い関心を示す経営者もおられました。企業においても、優秀な人材の獲得、社員の定着が図れ、条件によっては法人税額からの控除など、十分にメリットのある取組でございますので、今後も、町内の企業に向けて、奨学金返還支援制度利用を促進してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　長和町の奨学金貸与に関する規則の見直しの今後の予定についてお聞きし

ます。

規則見直しの検討は、長和町奨学金貸付運営委員会で行うのですか。いつ開催する予定ですか。

○議長（森田公明君）　藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君）　長和町奨学金の貸与に関する規則の見直しについては、３月５日の定例教育委員会に基準の見直し案を提出し、御承認いただいた後、今月中に長和町奨学金貸付運営委員会に報告をさせていただき、４月１日付の広報やホームページに周知をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　長和町奨学金の貸与に関する規則の見直しは、いつの議会に諮られることになりますでしょうか。お聞きします。

○議長（森田公明君）　藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君）　この規則は条例ではございませんので、長和町奨学金貸付運営委員会に報告後、例規審査委員会での審査を経て、令和７年４月１日施行に向けて手続を進めてまいります。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　２０２６年４月、来年の４月からの奨学金の貸付けは例年どおりであれば、今年７月の長和町奨学金貸付運営委員会で決定されますが、所得基準で不合格となった方の新しい所得基準での再審査をどのように考えていますか。

○議長（森田公明君）　藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君）　今回、所得基準の見直しを行いましたので、来年度大学４年生となる学生の中から、奨学生と認められなかった方を３年前まで遡って抽出し、再判定を行います。

その際、奨学生と認められる判定結果が出た者については、学生生活の残りの年数だけではございますが、奨学金を貸し付けられることをお伝えしたいと考えております。

なお、過去５年間で奨学生と認められなかった申請は、令和５年度に２人、令和６年度で２人おりますので、所得基準が見直しになったことを改めてお知らせをしてまいりたいと思います。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　３番目の質問に入ってまいります。帯状疱疹予防ワクチン接種への助成の実施についてであります。

私は、このテーマの質問を２０２３年の９月議会で行い、今回で２回目となります。

帯状疱疹は、脊髄から出る神経節という部位に潜んでいる水痘・帯状疱疹ウイルスが活動を再開することで発症いたします。健康で免疫が維持されている間は、病状を呈することはありませんが、加齢や疲労、ストレスなどにより免疫力が低下すると、ウイルスが再び活動を開始し、増殖したウイルスは神経の流れに沿って神経節から移動、皮膚に達して、帯状に痛みや発疹が現れるようになります。日本人では、８０歳までに約３人に１人が帯状疱疹を発症すると言われています。

帯状疱疹の予防には、主に５０歳以上の方を対象としたワクチンがあり、種類はウイルス活性を

弱めた生ワクチンと、安全性も高く、免疫力が弱った方にも接種が可能な不活化ワクチンの２種類があります。

費用は、生ワクチン８，０００円、１回接種であります。不活化ワクチン４万４，０００円、１回が２万２，０００円で２回接種が必要となります。と、高価であることが普及の障害となっています。

そのため、東京都を中心とした関東地域、愛知県等を中心に、全国で帯状疱疹ワクチン接種費用を助成する自治体が大きく広がっています。長野県では、前回の質問時は２自治体でしたが、現在２１自治体へと大幅に増えています。そのような状況も踏まえて、昨年１２月の厚生労働省、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、帯状疱疹を予防接種法のＢ類疾病に位置づけ、令和７年４月１日から定期接種化を開始すること、対象者等の具体的なプログラムの方針が決定されました。

お聞きします。今年４月から定期接種化された帯状疱疹ワクチンの対象者等の具体的なプログラムについてお聞きします。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　帯状疱疹ワクチンの定期接種化につきましては、長野県町村会といたしましても国や県に要望しておりましたが、国におきましてワクチンの有効性や安全性が確認されたことから、令和７年４月から定期接種化されることとなりました。

帯状疱疹は、お話ございましたように、７０歳代をピークに発生することが多く、治療が遅れると痛みが長期間続くとともに、様々な合併症が起こる可能性があるため、早期の治療と予防が重要となります。定期接種の対象となられる皆様には、予防接種の御検討をお願いをいたします。

具体的な接種計画につきましては、担当課参事よりお答えをさせていただきます。

○議長（森田公明君）　小林保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（小林義明君）　国から示されました帯状疱疹ワクチンの定期予防接種対象者につきましては、高齢者肺炎球菌ワクチン導入時と同様となりますが、年度内に６５歳を迎える方、６０から６４歳で免疫機能障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方、令和７年度から１１年度までの５年間を経過措置として、年度内に７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳、１００歳となる方及び１００歳以上の方は、令和７年度に限り全員が対象となります。

ワクチンにつきましては、ウイルスの毒性を弱め病原性をなくした生ワクチンと、ウイルスの感染能力を失わせた組換えワクチン、不活化ワクチンがあり、組換えワクチンは２か月間隔で２回接種することとなりますが、１０年後まで高い予防効果があるとされております。

令和７年度対象となる皆様全員に、５月に個別の案内をお送りする予定でおりますので、接種を御検討くださいますようお願いいたします。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　帯状疱疹を予防接種法のＢ類疾病に位置づけるということでありますが、

国の費用について私もホームページ等インターネットでいろいろと調べてみましたが、具体的な記載が見当たりませんでした。町のほうに何か連絡がありましたでしょうか、どのように考えていますでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君）　小林保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（小林義明君）　令和７年１月に、厚生労働省より定期接種に関する標準的な接種費用として、接種１回当たり組換えワクチンについては２万２，０６０円、生ワクチンは８，８６０円と示されており、組換えワクチンは２回の接種となります。

また、帯状疱疹ワクチン接種費用の３割につきましては、地方交付税措置が講じられる見込みとなっており、令和７年度当初予算に予算計上をしております。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　当町の２０２５年予算案に、帯状疱疹ワクチン接種費用が予算計上されているとのことでありますが、ワクチンの種別、１人当たりの助成額、算定人数をお聞きします。

○議長（森田公明君）　小林保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（小林義明君）　定期予防接種につきましては、接種費用の約３割を自己負担額とさせていただいておりますので、令和７年度当初予算では組換えワクチンにつきましては、接種１回当たり６，６００円を自己負担いただき、助成額を１万５，４６０円とし、１人２回の接種といたしました。生ワクチンにつきましては、２，５００円を自己負担いただき６，３６０円の助成額で１回の接種としております。

また、接種は１５０人を見込んでおり、そのうち８割の方が長く予防効果が続き、免疫機能が低下している方も接種可能である組換えワクチンの接種として予算を計上しております。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　定期接種の対象者は、６５歳、それから５歳刻みで７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳、そして１００歳以上とされています。

予算案は、当町の対象者の何％を想定していますか、希望者が多い場合の対応はどうされますか。

○議長（森田公明君）　小林保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（小林義明君）　令和７年度予算につきましては、令和２年度から５年度の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率を勘案しまして、対象者６００人の２５％で１５０人の接種を見込んでおり、希望者が多い場合は、補正予算にて対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　帯状疱疹のワクチン接種ができる医療機関はどこになりますか。それから、接種の働きかけはどのように行いますか、お願いします。

○議長（森田公明君）　小林保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（小林義明君）　他の定期予防接種と同様に、小県医師会と接種の委託契約を締結するとともに、長野県と長野県医師会が契約する予防接種市町村間相互乗入れ業務委託に参加し

ておりますので、町内の医療機関をはじめ、長野県内ほとんどの医療機関で接種をすることができます。

帯状疱疹ワクチンの接種周知につきましては、広報紙やＮナビ、ホームページ等で情報提供するとともに、定期接種の対象となる方には個別の案内をお送りしてまいります。定期接種を希望される方が確実に接種することができるよう医療機関とも連携を図りながら進めてまいります。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　帯状疱疹ワクチンの接種費用のうち、国が３割、町が４割、自己負担が残り３割で計算いたしますと、不活化ワクチン４万４，０００円の場合、自己負担が１万３，２００円と大変高額になります。低所得の方でも接種できるようにするために、長野県でもぜひ助成をするよう働きかけを要望いたします。

○議長（森田公明君）　小林保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（小林義明君）　長和町は、近隣市町村の自己負担額を勘案しつつ、おおむね接種費用の３割を目安に自己負担額を設定しております。

予防接種法第２５条では、帯状疱疹ワクチンなどの定期の予防接種は、市町村が費用を支弁し、蔓延予防上、緊急の必要があると認められるときの臨時の予防接種は都道府県または市町村が支弁することと規定されておりますが、帯状疱疹ワクチンは自己負担額が高額となることもありますので、長野県に相談をさせていただきたいと考えております。

○議長（森田公明君）　田福議員。

○５番（田福光規君）　最後に、要望を申し上げます。

予防接種法の第２５条では、帯状疱疹ワクチンなどの定期の予防接種は、市町村が費用を支弁するとされており、通常の予防接種の支弁は市町村とされているとのことですが、帯状疱疹ワクチン接種費用は、先ほども申し上げましたが、非常に高額のため、接種が必要な方でも低所得な場合は接種を見送られる方もおられると思います。

調べてみましたが、東京都は、自治体の接種費用の半額をこの３月３１日まで支給すると。４月からは少し対応が変わってくるようでありますが、東京都の千代田区では、定期接種の自己負担額が生じないよう接種費用を助成するという報道でありました。そういう自治体も出てくるということですね。

お願いしたいのは、やはり低所得な方でもワクチン接種ができるよう、ぜひ長野県の助成、低所得ということに限定するということでも構いませんと思いますが、何らかの県としての助成が実現できるよう働きかけを再度お願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森田公明君）　以上で、５番、田福光規君議員の一般質問を終結いたします。

ここで１０時３分まで休憩といたします。

休　　憩　　午前　９時５２分

再　　開　　午前１０時０３分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

３番、荻野友一議員の一般質問を許します。

荻野友一議員。

○３番（荻野友一君）　議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

私は本日、１番、ブランシュたかやまスキーリゾートを運営している株式会社マウント長和の現状について。２番、町が毎年支払います指定管理料と指定管理事業を受けている団体についての２点について質問いたします。

１番目に、令和４年２月７日に設立されました株式会社マウント長和の現状について質問をしたいと思います。

株式会社マウント長和の運営するブランシュたかやまスキーリゾートは、立ち上げ時にコロナウイルスの蔓延というアクシデントにより、観光産業としては大変厳しい時を過ごしてきたと思います。また、コロナウイルスが５類に移り、さあ、これから再スタートと思われた先シーズンには、過去にもないような雪不足に見舞われました。企業としては、大きな向かい風の中を歩んできたんだと思います。

今年は、幸いにも雪にも恵まれ、よいシーズンを迎えていると思います。スキーに関するインバウンド需要が活気を帯びているというニュースも数多く報道されていますが、ブランシュたかやまスキーリゾートも先日、アメリカのニューヨーク・タイムズ紙に日本でのスキー初心者にお勧めのスキーリゾートとして国内５００以上あるスキー場の中から６番目に紹介されました。この小さなスキー場が雪質、環境、ホスピタリティなどの面で世界的に紹介されたことは大変うれしいことです。このようなことも多くの町民に知ってもらい、「私の町のスキー場」として胸を張って友人・知人に紹介していただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。株式会社マウント長和の経営の現状に対する質問の前に、いま一度、株式会社マウント長和が設立された経緯と目的について、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　株式会社マウント長和は、お話にございましたように令和４年に長和町振興公社よりスキー場部門、そして姫木平自然の家部門、そしてふるさとセンター部門を引き受けて新たに設立された会社でございます。

会社設立に向けては、その都度議員の皆様にも御報告、御相談を申し上げながら設立に至ったわけでございますが、その経緯と目的につきましては担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　平成２５年に設置されましたスキー場あり方検討委員会におきま

して、令和３年１１月までに通算１３回の委員会を開催してまいりました。

令和３年４月に開催されました検討委員会では、スキー場の今後の経営について具体的に協議する専門部会、長和町スキー場経営健全化プロジェクトが設置され、幾つものスキー場を再生した実績を持つコンサルタントである坂倉海彦プロジェクトリーダーの下、株式会社長和町振興公社と役場産業振興課の職員を中心に７回の検討会を開催し協議してまいりました。

検討会では、スキー場の経営形態として考えられる現行の指定管理方式、町直営、民間へ売却、公設民営の４つの運営形態を協議した結果、スキー場の資産は長和町が所有し、民間会社が運営を行う公設民営方式が最善の経営形態であると、令和３年９月のスキー場あり方検討委員会にて報告させていただいたものでございます。

公設民営の場合、経営を引き受ける民間企業について、現在の日本のスキー場経営で信頼と実績のある大手企業もありますが、当町の財政規模、また採算等を考慮すると、ブランシュたかやまスキー場の運営規模では引き受けてもらえないという状況も考えられました。それ以外の企業でも、運営に名乗りを上げてくる企業は存在すると思いますが、地元企業でない場合、やはり経営が厳しくなると簡単にスキー場事業から撤退してしまうケースが各地で見られている状況もありましたので、責任と確実性が求められる地元資本の会社を新たに設立して、町から資産を借り受ける形で運営することとなりました。

令和４年２月７日に設立されました株式会社マウント長和は、「人と共に、地域と共に、自然と共に、未来に夢と笑顔を提供する企業」を企業理念として掲げ、公設民営事業の役割は、地域創生を肝に銘じ、地域に貢献できる企業を目指し、長和町振興公社からスキー場部門等を切り離した組織が核となり設立されました。

資本金は全体で４，４６０万円、うち町内出資者が２，０６０万円、また、町外出資者が１，６００万円、施設所有者である町も経営に関与する必要があることから、全体出資額の１８％に当たる８００万円を出資する形でスタートいたしました。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　公設民営の形態を取る利点は何か、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　公設民営による経営では、リフトや降雪機をはじめとする各スキー場施設やレストラン、圧雪車などの資産は全て町が所有し、マウント長和はそれらを借り受け、その使用料を町に支払うという運営方式を取っております。

設備の保守や修繕等は、その使用料を原資として町が行い、さらに余剰金が発生した場合は基金として積み立て、将来的な施設更新に備えております。

また、町が施設を保有し整備することで、様々な補助金や起債等を借りられることは、民間運営にない大きなメリットとなります。その結果、周期的な施設更新が可能となり、常に魅力的なスキー場として持続性のある経営を実現することを目指しました。

○議長（森田公明君）　荻野議員。
○３番（荻野友一君）　昨年、実際に町がブランシュたかやまスキーリゾートに投じた設備費はどれくらいになるのか、お尋ねいたします。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　令和５年度決算額に基づいて御説明いたします。
最初に、令和４年度繰越事業として、ブランシュたかやまスキー場リフト建設調査委託１，６５０万円。次に、ブランシュたかやまスキー場施設改修工事１億８９０万円。こちらの改修工事の内容でございますが、第１クワッドリフト鋼索更新、降雪給水配管等改修工事となり、辺地債対象の事業でございます。次に、ブランシュたかやまスキー場施設改修工事６６０万円。町単工事になりますが、内容は第１クワッドリフト修繕、第２ペアリフト修繕、第２ペアリフト鋼索切詰となります。次に、ブランシュたかやまスキー場修繕工事１，１９１万３，０００円で、こちらも町単の修繕工事となりますが、内容は圧雪車、人工降雪機、スノーモービル、給水ポンプ整備となります。次に、ブランシュたかやまスキー場備品購入２１３万２，６８０円ですが、第１・第２レンタル備品購入でございまして町単事業となります。
以上、総額で１億４，６０４万５，６８０円となっております。
○議長（森田公明君）　荻野議員。
○３番（荻野友一君）　今、お聞きしました費用のために使用される過疎債、辺地債について具体的にその内容について、お尋ねいたします。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　過疎債、辺地債に関する御質問でございますが、過疎債、辺地債につきましては、町が事業を実施する際に活用している地方債でございます。それぞれ、過疎及び辺地の地域指定となっていることが必要でございます。長和町におきましては、長和町全域が過疎地域に、鷹山地区・姫木地区が辺地に指定されています。
これらの地方債につきましては、借入れ後の償還に係る元利償還金につきまして、地方交付税の算入がある有利な地方債でございます。過疎債につきましては元利償還金の７割が、辺地債につきましては元利償還金の８割が地方交付税に算入されます。
ブランシュたかやまスキー場のある鷹山地域は、辺地に指定されていることから辺地債の対象地域となり、令和５年度分におきましては、第１クワッドリフト鋼索更新、降雪給水配管等改修工事の１億８９０万円が辺地債の対象となっております。
○議長（森田公明君）　荻野議員。
○３番（荻野友一君）　昨年かけられました設備費のうち、株式会社マウント長和が町に対し返済すべき金額はどれくらいになるのか、お尋ねいたします。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　令和５年度の設備費に関係する金額のうち、辺地債を活用した金

額が１億８９０万円で、辺地債に係る返済すべき金額は、辺地債の２割の額で約２，２４０万円となり、残りの８割は交付税に算入されるため実質返済しなくてもよい額となります。

なお、辺地債の返済は２年据置き、１０年償還ですので、令和８年度から令和１５年度までの返済となります。

そのほか、町単で実施いたしました改修工事、修繕工事、また、備品購入費の全額約３，７１４万円は町に使用料として納入していただく金額となります。

つまり、令和５年度だけで見ますと、設備費に係る金額１億４，６０４万円のうち、株式会社マウント長和が町に対して使用料として納入すべき金額は、今後、納入していただく辺地債分も含め約５，９５４万円となります。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　現在、株式会社マウント長和が抱えている債務はどれくらいになるのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　株式会社マウント長和が使用料として町に納入していただく金額は、起債償還分及び町単改修費等合わせて約２億３，６４０万円でございます。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　今、お聞きいたしました債務に対する株式会社マウント長和の返済計画はどのようになっているのか、また、町として現状についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　株式会社マウント長和の返済計画につきましては、起債の償還に併せて年度ごとの金額を決めさせていただいております。

また、町単の改修工事や修繕工事、備品購入費についてはその年度に納入していただく計画になってございます。しかし、コロナ禍やスキー人口の減少、また物価高騰等により収益が厳しい状況となっており、計画どおり納入ができておらず繰り延べをしてございます。

町とすれば当然、計画どおり納入していただければと考えておりますが、今後の返済計画につきましては株式会社マウント長和と協議をし、また議員の皆様にも御報告、御相談を申し上げながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　これから町として、株式会社マウント長和に期待することと、具体的な支援策は何を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　ブランシュたかやまスキー場は、現在、８Ｐｅａｋｓ　Ｒｅｓｏｒｔという白樺湖を中心としたＤＭＣ、地域に特化した旅行会社でございますが、こちらに属して

おり、当スキー場において集客できていないインバウンドの誘客について積極的に取り組み始めてございます。

また、国内におきましても、以前から関係性の深い静岡県をはじめ、東京都内の小・中学校や企業を中心に、修学旅行先や企業の保養先となるよう、新たな集客、営業方法の開発を進めております。

また、今シーズンは、お隣の下諏訪町の旅館組合様と新たな共同事業を展開し、下諏訪町の旅館へ宿泊するお客様へ向けた宿泊料金とリフト料金をセットとした宿泊プランの構築、また、宿泊されるお客様のお子様を対象としたスキーキャンプの実施など新たな商品開発も含め、利用されたお客様からは大変好評を頂いている状況でございます。

当町といたしましては、今までスキー場が実施できなかったスノーボードや夏期シーズンの営業をはじめとする新たな取組に期待するとともに、来年度以降の夏期営業が運営しやすくなるよう、現在、東信森林管理署や上田地域振興局環境課と協議をし、国定公園内の用途変更の認可について事務を進めているところでございます。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　ブランシュたかやまスキーリゾートの今後の運営計画にスノーボード導入など、そのほかどのような物があるのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　来シーズン、２０２５から２０２６のシーズンのスノーボードの解禁に当たり、令和７年３月１７日から３０日までの間、町内のプロスノーボーダーの皆様や一般スノーボーダーの皆様を対象としたモニタリング調査を実施いたします。そのモニタリング調査での結果を基に、整備が必要な箇所を見極め、スキーヤーの皆様及びスノーボーダーの皆様の安全が確保できるよう準備を進めているところでございます。

準備を進める中で、スキー場内で危険箇所と予測できる箇所を想定し、転倒者を保護するための大型マット、コース外への飛び出しを予防するネットとポール、規制箇所が目視できる規制リボン等を購入する予定でありまして、その費用を令和７年度における新年度予算に計上いたしました。

また、令和７年度以降の夏期シーズンにおいて、大笹峰へのハイキングやレンタルマウンテンバイク営業が実施できるよう、本３月議会において、リフト料金に係る条例改正を提案させていただき、さきにも御説明申し上げましたが、国定公園内の用途変更の認可に向け、東信森林管理署や上田地域振興局環境課との協議を重ねてまいります。

また、このような新たな展開を契機とし、日本遺産、星降る中部高地の縄文世界として日本遺産となっている鷹山地域を中心に、スキー場の夏期営業と黒耀石体験ミュージアムの体験事業を絡めた新たな観光メニューの創出も実現したいとも考えております。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　今後の株式会社マウント長和の経営計画について、具体的な施策が町に対

しどのような提示がされているのか、お尋ねいたします。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　株式会社マウント長和は、町も出資しているとはいえ、出資比率は全体出資額の１８％であり、民間の会社でございます。公設民営方式により、ブランシュたかやまスキー場など指定管理で運営をしていただいており、民間経営のノウハウなどにより町が直接経営するより、より効率的・効果的に経営をしていただいているところでございます。
　経営計画について具体的な施策が町に対し、どのような提示がされているのかとのことでございますが、株式会社マウント長和とは、今後の事業展開、改修・修繕計画、収支及び返済計画、ブランシュたかやまスキー場以外の事業など様々な面で、またその都度、町としての見解もお伝えしながら協議、相談をさせていただいております。
　いずれにいたしましても、ブランシュたかやまスキー場は、町にとって大事な観光資源でありますので、町といたしましても、できる限り支援をしてまいりたいと考えております。
○議長（森田公明君）　荻野議員。
○３番（荻野友一君）　長和町の観光産業の中核を担う株式会社マウント長和、これからも努力を重ねていただき、最初の目標にありました「人と共に、地域と共に、自然と共に、未来に夢と笑顔を提供する企業」を目指し、公設民営を実際に成功した例となるように育っていただきたいと思っております。企業として成長し、長和町に暮らす人の雇用先としても発展することを祈り、次の質問に移ります。
　毎年の予算に計上されます指定管理料と指定管理料を受けている団体について、質問いたします。
　まず初めに、町の予算に計上される指定管理料とはどのようなものか、お尋ねいたします。
○議長（森田公明君）　羽田町長。
○町長（羽田健一郎君）　指定管理料に関する御質問でございます。
　町は、地方自治法第２４４条の２第３項に定める「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは条例の定めるところにより、法人、その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができる」という規定がございまして、長和町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、長和町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関する必要な事項を定め、現在、１９の施設において運用をしているところでございます。
　指定管理料とはどのようなものかとの御質問でございますが、各施設の指定管理者と町は、指定管理基本協定書及び各年度における年度協定書を締結をしまして、業務実施の対価として指定管理料を支払うことと、こういうふうになっております。
○議長（森田公明君）　荻野議員。
○３番（荻野友一君）　現在、指定管理料を受けている団体はどこか、お尋ねいたします。
○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　町が指定管理料を支払っている団体に関する御質問でございます。

指定管理料を支払っている団体につきましては、最初に、株式会社マルメロエイトが道の駅大型農畜産物直売所の指定管理者でございます。次に、株式会社長和町振興公社が道の駅大型農畜産物直売所の足湯施設、長門温泉やすらぎの湯、和田宿温泉ふれあいの湯の指定管理者でございます。次に、和田宿ステーション観光農林業振興組合でございますが、長和町特産物直売所、和田宿ステーションでございますが、ここの指定管理者でございます。次に、農事組合法人信濃霧山ダッタンそば、ここが、長和町ダッタンそば加工直販施設の指定管理者でございます。次に、株式会社米屋鐵五郎でございますが、長和町資料館羽田野の指定管理者でございます。次に、長和町社会福祉協議会でございますが、和田コミュニティセンターの指定管理者でございます。次に、社会福祉法人樅の木福祉会山の子学園共同村でございますが、古町コミュニティセンターの指定管理者となっております。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　それぞれ指定管理料を受けている団体、それぞれの指定管理料についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　指定管理料に関する御質問でございます。

指定管理者、指定管理施設、指定管理料についてお答えをさせていただきたいと思います。なお、指定管理料につきましては令和６年度の予算額となりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、株式会社マルメロエイトの関係でございます。道の駅大型農畜産物直売所が１，８００万円でございます。次に、株式会社長和町振興公社の関係でございます。道の駅大型農畜産物直売所、足湯施設が１１０万円、長門温泉やすらぎの湯が１，６００万円、和田宿温泉ふれあいの湯が１，８５０万円でございます。次に、和田宿ステーション観光農林業振興組合でございますが、長和町特産物直売所、和田宿ステーションの関係で１２１万２，０００円でございます。次に、農事組合法人信濃霧山ダッタンそばの関係でございますが、長和町ダッタンそば加工直販施設で８４万円でございます。次に、株式会社米屋鐵五郎でございますが、長和町資料館羽田野の関係で４０万円でございます。次に、長和町社会福祉協議会ですが、和田コミュニティセンターの関係で９２２万円でございます。次に、社会福祉法人樅の木福祉会山の子学園共同村の関係でございますが、古町コミュニティセンターで２１９万円となっております。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　指定管理料を受け、それに対するそれぞれの団体の義務を町としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　指定管理者の指定管理に関する義務に係る町の考え方に関する御質問でございます。

指定管理者は、管理施設及び管理物品を善良なる管理者の注意をもって管理することなど、各施設の管理に関する詳細につきましては、基本協定書と年度協定書に定められているところでございます。

指定管理料は、業務実施の対価として指定管理者に支払うものであるとの答弁を先ほど町長よりさせていただきましたが、施設によっては、協定により指定管理料を支払っていない施設もあります。

指定管理料発生の有無にかかわらず、基本協定書に定められている内容を各指定管理者は遵守いただくべきものと考えておりますし、最大の目的は、施設を適正かつ円滑に管理するため、事業者たる指定管理者の能力を活用していただき、地域住民などに対するサービスの効果・効率を向上させ、地域の福祉の一層の増進を図ることにあると考えております。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　長和町振興公社について、温泉施設は町民の福祉に供する施設ではありますが、実際に料金を徴収している営利を目的とした団体でもあり、それに対する経営姿勢について町はどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　令和４年２月に株式会社マウント長和が設立し、分社化した株式会社長和町振興公社は、「町民の福祉に貢献する、町民の憩いの場の提供を図る、町民の健康の増進に寄与せんことを期す」ことを経営理念とし運営されております。

また、営業面におきましては、コロナ禍前の平成３０年１０月から令和元年９月までの決算売上げ額を目標とし、お客様の要望にお応えしながら運営されております。

町といたしましては、町民の福祉に寄与することはもちろんのことでございますが、その会計年度ごとの売上げや経費削減を常に意識しながら、できるだけ指定管理料に頼らない魅力ある温泉づくりを実施していただきたいと考えております。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　温泉に関するＳＮＳでの書き込みなど、常にチェックしていることを振興公社との懇談会等で説明を受けましたが、苦情に対する警戒をするのも大切ではありますが、それに対する処置がなされないことに問題はないのか、また、ＳＮＳを積極的に情宣活動に利用できないのか、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　長和町振興公社では、各温泉に設置されている投書箱をはじめとして、Ｇｏｏｇｌｅ社の口コミをはじめ、様々なＳＮＳでの要望に応えられるよう対応しておりますが、要望も多岐にわたっており、対応し切れない部分もあるとのことでございます。

また、現在、情報発信については、長和町振興公社のホームページと一部の宣伝広告のみの発信となっており、ＰＲ活動も含め、足りていない状況が続いていると感じるところでございます。

このような状況を改善すべく、振興公社、また、魅力ある温泉づくりをミッションとした新たに着任した地域おこし協力隊員の川口隊員と協議を重ね、まずはＦａｃｅｂｏｏｋやＩｎｓｔａｇｒａｍ、また、Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）を中心に独自のＹｏｕＴｕｂｅチャンネルを立ち上げるなど、今までにないＰＲ活動も考案し、さらに町民の方、また、当温泉に訪れるお客様方に喜ばれる温泉を目指してまいりたいと長和町振興公社と協議をしているところでございます。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　長和町振興公社ですけれども、現在、正社員が３人で運営されておりますが、施設運営に関することだけでも人員が足りていないと思いますが、町としてはどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　温泉施設の運営体制についてでございますが、数年前から振興公社と協議をする中で、さきの回答内でもお答えいたしましたが、令和７年１月付で信州長和町地域おこし協力隊１名が着任いたしました。

少子高齢化、温泉の利用者の減少、温泉に付随する観光事業の伸び悩み等問題を解決し、町民の方の笑顔があふれ、健康に貢献すること、また、新しい発想や新しい創造により魅力ある温泉づくりを進めることをミッションとしております。

着任した川口隊員は、現在、当温泉周辺の温泉施設の調査を進める中で、魅力ある温泉とは何かを研究・検討をしております。当町としましては、新たに着任した川口隊員をサポートしながら、引き続き、振興公社と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　振興公社が法人として営業利益を求め、独自の企業として自立し活性化するためには、人的な要素が不可欠であると考えるが、それを振興公社だけに求めることは不可能なことだと考えております。町として振興公社をどのようにしていきたいのか、また、どのような考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　町といたしましては、さきの御質問でもお答えしましたとおり、長和町振興公社は町民の福祉に寄与することはもちろんのことでございますが、その会計年度ごと、売上げや経費削減を常に意識しながら、できるだけ指定管理料に頼らない魅力ある温泉づくりを目指していただきたいと考えております。

今回、温泉の魅力づくりを専門とする地域おこし協力隊が着任されましたので、温泉、町、地域おこし協力隊員が一丸となり、この問題を解決すべく協議を重ねてまいります。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　長和町の観光資源として大きな意味を持つ温泉施設であると思いますが、これからどう生かそうと考えているのか、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　観光資源としての温泉施設でございますが、このことについて、現在、長和町振興公社と検討しているところでございますが、まずは、既存の施設の見直しと有効活用について改めて検討したいと考えております。

例えば、やすらぎの湯におきましては、当温泉のファンである皆様との意見交換会の開催、また、温泉周辺に附属している公園の整備や空き地となっているバスケットコート北側土地の有効活用について整備を進めながら、令和７年度中には方向性を見出し、町民、また長和町を訪れた観光客の皆様に愛される温泉を目標とし、取り組んでまいります。

また、将来的には、やすらぎの湯、ふれあいの湯、２つの温泉施設での共同イベントの開催や温泉施設周辺の２つの道の駅とのコラボ企画、また、昨年度より株式会社マウント長和と実施しているスキー客やキャンプ場利用者への割引企画などを継続しながら様々なデータ収集を実施し、効率的かつ集中的に当温泉への集客及び誘客に向け、定期的にＳＮＳ等で発信する予定で協議をしているところでございます。
○議長（森田公明君）　荻野議員。
○３番（荻野友一君）　現在、温泉の排水に関し、ただ捨てているだけの熱エネルギーを積極的に利用し、振興公社の新しい資金源となる施設を建設することについて考えることはできないのか、お尋ねいたします。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　現時点で、財政的なことも含め、新たな施設を建設することは困難であると考えますが、将来的に低コストな熱利用方法が提案された場合は、積極的に検討してまいりたいと思います。

また、以前、御提案いただいておりますバイオマス併設型ボイラーについても、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、頂きました御意見を基に振興公社でも熱エネルギーの再利用についても検討してまいります。
○議長（森田公明君）　荻野議員。
○３番（荻野友一君）　温泉施設の運営、ケーブルテレビの運営と長和町を町外に積極的にアピールする機能を有する振興公社でありますが、現在は、それを有効的に活用できていないと思います。これから活性化するためにどのような具体的な施策があるのか、お尋ねいたします。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　新たに着任された地域おこし協力隊員の川口隊員、また振興公社と協議を重ね、まずはＦａｃｅｂｏｏｋやＩｎｓｔａｇｒａｍ、また、Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）を中心に独自のＹｏｕＴｕｂｅチャンネルを立ち上げるなど、今までにないＰＲ活動を実施したいと考えております。

また、将来的には、町のケーブルテレビの番組として、温泉の魅力を町民の皆様にお届けする番組を設けるなど、温泉独自のＹｏｕＴｕｂｅチャンネルと連動した形で町内外の皆様に効果的にＰＲできればと考えております。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　長和町の観光につきまして、振興公社、観光協会、黒耀石ミュージアム、長和町スポーツコミッション、株式会社マウント長和など、長和町の観光を一括でアピールできる人、部署が、これからの長和町には絶対必要であると考えますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　令和７年４月１日着任予定ということで、現在、募集しております新たな信州長和町地域おこし協力隊のミッションの中に、長和町独自のＤＭＯ、観光地域づくり法人の研究、検討、連携について盛り込まさせていただいております。

長和町コンシェルジュのプロガイド化及びマネジメントミッションと併せ、町のＤＭＯ研究会発足、また、観光関係者・機関との連携を中心に、当課及び観光協会と協働により、長和町に合ったＤＭＯの研究・検討を進めながら、当町の観光ＰＲ方法につきましても再度検討してまいります。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　指定管理料を受けている団体ということで、ほかの団体のことについて質問させていただきます。

現在、長和町には２つの道の駅が存在し、和田宿ステーション観光農林業振興組合と株式会社マルメロエイトに指定管理料が支払われているが、それぞれの指定管理料の目的について、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　道の駅和田宿ステーションにあります長和町特産物直売所は、和田宿ステーション観光農林業振興組合を指定管理者として、また、道の駅マルメロの駅ながとにあります長和町道の駅大型農畜産物直売所は、株式会社マルメロエイトを指定管理者といたしまして運営をしていただいております。

民間事業者の活力を生かし、住民サービスの向上や多様化するニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的としまして、指定管理者制度により運営をしていただいているところでございます。

指定管理の仕様書で、道の駅和田宿ステーションにつきましては特産物直売所及び附帯施設としまして、建物以外に駐車場、公園、トイレ等の管理を、道の駅マルメロの駅ながとにつきましては大型農畜産物直売所及び附帯施設としまして、直売所から隣接商業エリアを囲む下野、また、県が所有する公衆トイレや緑地帯等を対象としており、指定管理者が行う業務の内容として、施設管理のみならず、運営業務を一体的に行っていただいているところでございます。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　２つの道の駅の施設の指定管理料の差はどこからくるのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　長和町特産物直売所の指定管理料としまして１２１万２，０００円、長和町道の駅大型農畜産物直売所の指定管理料としまして１，８００万円を支払っているところでございます。

長和町特産物直売所につきましては、旧和田村が平成８年に農業振興を目的に山村振興農林漁業対策事業を活用して、中山道和田宿・複合型温泉運動公園施設湯遊パークの表玄関として、直売所を中心に２４時間駐車可能な駐車場、公共トイレを備えた施設として整備を行ったもので、旧和田村の青空市場組合、木材組合、農林水産特産品振興組合、信州上小森林組合、ＪＡ和田支所によりまして和田宿ステーション観光農林業振興組合が設立され、以後、施設の管理・運営を行っていただいております。

指定管理料の内容は、駐車場、トイレの清掃管理に伴う経費となっております。また、起債償還済みに伴う土地使用料の見直しを経て、建物使用料として３３万２，０００円を納めていただいているところでございます。

また、長和町道の駅大型農畜産物直売所につきましては、直売所を改修し、エリア一帯を整備する活性化事業基本計画書を策定した際に、直売所の運営に当たっては、１００％の民間出資組織を立ち上げるとの方針に基づき、商工会やＪＡ等と協議、検討を重ねた結果、町の活性化や元気な町づくりに参画したいとの趣旨に賛同いただきました７事業者とＪＡによりまして、令和元年９月に株式会社マルメロエイトが創業し、直売所の開設に合わせて指定管理者に選定され、現在に至っております。

当初の計画段階から、当町にはないミニスーパーとしての魚、肉、日配品等の生鮮食品も購入できるようにし、買物困難者を解消するための宅配事業を扱うことにより、行政課題を解決するための住民福祉サービスの事業の１つとして、その役割や機能を直売所に位置づけて取り組んできた経緯がございます。

施設運営に要する収支計画を算出する中で、施設維持の保守契約や光熱水費、道の駅の緑地管理に加え、町の意向により担っていただく住民福祉サービス事業に要する経費、都市農村交流や地域活性化のための体験農場や営農指導、従前のトイレ管理費用も含めて、複数の協議を経て指定管理料が決定されたところでございます。

いずれにしましても、施設建設から管理に至るまでの成り立ち、施設に求められる役割やサービス等の違いにより差があるという認識でございます。

○議長（森田公明君）　荻野議員。

○３番（荻野友一君）　農産物の直売所として二大要素を持つ２つの場所ではありますが、長和町の地元農産物直売所として地元農家とはどのように連携し、地元農家の役に立っているのかお尋ね

いたします。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　それぞれの施設につきまして、開設以来、町でエリアの再整備やリニューアルを行いまして、道の駅として農業をはじめた地域産業の活性化、豊富な観光資源を生かした都市農村交流の活性化等に加え、道路利用者への安全、快適な道路環境の提供に当たって、機能性や利便性の向上につながり、大勢の人々が集い、交流人口の創出につながる拠点として利用を頂いているところでございます。

どちらの直売所も出荷者が中心となって出荷者組合を組織しており、地元産の農産物等の提供、組合員同士の仲間づくりのほか、毎年組合において栽培講習会や農産物の安心・安全講習、指導、組合の総会の開催等に併せて意見交換会等も行っており、よりよい組織運営につながるよう努めていただいているところでございます。

また、農産物を栽培することで耕作放棄地の抑制や地域の農業振興、市場規格品の栽培出荷が難しくなった農家の販売窓口、少量多品目生産、自ら価格設定することで販売コスト削減や手取り向上による所得の確保、地産地消、春の山菜、秋のマツタケといったキノコ等魅力や特徴ある直売所としての役割を担い、地域活性化に貢献、寄与していただいていると認識しております。
○議長（森田公明君）　荻野議員。
○３番（荻野友一君）　時間の都合もありますので、次の質問はちょっと割愛させていただきます。

次に、両施設ともやはり営業活動をしているわけであり、営業努力により売上げを伸ばし、指定管理料の削減につなげてほしいと希望いたしますが、町の考え方をお尋ねいたします。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　指定管理料につきましては、毎年、指定管理者と協議を重ねる中で、町の財政状況を鑑みながら予算計上をさせていただいているところでございます。

町では指定管理施設の管理について運営状況を的確に把握・検証するため、毎年、事業内容や経営状況等のモニタリング、指定管理者監査を実施しているところであり、住民から指定管理料の削減や使用料収入の確保等について高い関心が寄せられていることも踏まえ、引き続き住民サービスの向上や町有資産の有効的な活用の観点から、町と指定管理者が連携して不断の見直しを続けていくことが重要であると考えております。

今後も施設の性格や社会情勢、他施設の状況、町を取り巻く状況等を踏まえ、時代の変化に対応した施設運営の在り方を勘案しながら、適切かつ、よりよい制度の運用に努めてまいりたいと考えております。
○議長（森田公明君）　荻野議員。
○３番（荻野友一君）　２つの道の駅を有する町はあまりないと思いますが、最近の道の駅のブームを考えると、どちらの道の駅もそれぞれが長所を生かし、地産地消の拠点となり、双方とも、あの道の駅はいいねと、観光客にも地元で暮らす我々にも、道の駅があってよかったと言われるよう

な施設にしていただくことを願い、私の一般質問を終了いたします。

○議長（森田公明君）　以上で、３番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。

ここで１１時８分まで休憩といたします。

休　　憩　　午前１０時５８分

再　　開　　午前１１時０８分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

２番、龍野一幸議員の一般質問を許します。

龍野一幸議員。

○２番（龍野一幸君）　議長の許可を頂きましたので、私より４問質問させていただきます。

１番目はＧＩＳ、地理、町にあります地理情報システムの活用について。２番目に公共交通について。３番目に合併２０周年について。４番目にプロポーザル入札について。なお、時間の関係で前段を多少省略させていただくかと思いますが、よろしくお願いします。

令和５年に人・農地プランの取組が法律に基づくものとなり、地域計画と名称が改められ、地域計画は、農業者や地域住民の話合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確にしました。

令和５年４月に農業経営基盤強化促進法等の改正により目標地図という農地の１０年後の耕作者の計画を示した地図ということで作成が義務づけられ、今回、関係機関と担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて話し合うとのことから、このたび町内の４会場において地域計画に関わる懇談会が開催されております。私も古町地区の懇談会に参加させていただきました。

令和６年３月に森林の保全に関する質問をいたしましたところ、町長より町独自のＧＩＳ（地理情報システム）が非常に便利によく整備されており、写真、公図、林班図、森林簿がまとめて検索できるとの答弁を頂いております。今回の懇談会で町が用意した地図もこのＧＩＳを活用したものだと解釈しました。営農者ごと様々に色分けし非常によくできたものだと感心したところでございます。

ＧＩＳは、地域における自然、災害、社会経済活動など特定のテーマについて状況を表現する土地利用図、地質図、ハザードマップ図等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像等の多様な用途に使われるもの、このＧＩＳができることは基本的に、地図上に情報を表示する――可視化し、複数の情報を重ね合わせることです。発展的には、可視化し重ね合わせることで様々な分析を行うことができるとされております。

１番目の質問です。今回の調査に使われた地図の農地管理者の色分けは数年前のデータだったかと思いますが、更新はどのような周期で行っているのか、それは外部に委託しているものか、行政職員で行っているのか伺います。また、作成や更新には費用は発生しているのか合わせて伺います 。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　町では、保有している地理、空間情報等を庁内で共有できるプラットフォームとして管理できる統合型ＧＩＳを構築しまして、職員の業務用として、また事務の効率化や行政サービスの向上を図ることを目的に運用しているところでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　御質問にありました地図につきましては、昨年１２月から今年１月にかけまして、町内４か所において地域計画策定に係わる懇談会を開催し、地域計画の概要の説明や現状の地図を見ながら現状確認や情報提供等の意見交換を実施したときに使用したものでございます。

この懇談会で用いました現状地図につきましては、令和２年度に人・農地プランの実質化に伴い地図の作成が必要となったことから作成したものでありまして、株式会社こうそくに委託し、当時の貸借情報や営農計画書の情報に基づいて担い手別に耕作している農地を網の目に着色表示したものでございます。

令和２年度においては、委託費用は全額、国の補助対象となったため、外部委託により作成をしましたが、その後は大幅な耕作者の変更が少ない状況であること、更新費用の対象となる補助金もなく、費用対効果等を勘案し、更新は行っていない状況でございます。

今回の地域計画の目標地図の作成に当たりましても、活用できる補助金がないことから、令和２年度の人・農地プランの実質化の地図のデータを職員が変更・修正しまして完成させる予定でございます。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　令和６年３月と１２月の私の一般質問で、住宅周辺の自己保全管理農地の現状と今後を見込むため、空き家予備軍とその管理農地の把握は重要ではないかを問うてきました。今回の地図には赤く番地のみの記載で住宅周辺の現状は分かりませんでした。

２番目の質問。住宅周辺の農地を示した地図はできているのか、併せて現在の空き家を示した地図は作成されているのか、２点伺います。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　それでは、私のほうから住宅周辺農地の地図について答弁させていただきます。

目標地図は地域の話合いの結果や農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、いつ、誰が、どの農地を担い活用していくのかを地図として明確にしたものでございます。

地域計画策定に係わる懇談会のときに現状地図をお示ししましたが、現状地図に話合いのときの御意見等を加筆修正したものが目標地図となります。町内全ての農地を地図でお示ししており住宅周辺の農地も含めた地図になっておりまして、住宅周辺の農地の地図が別にあるわけではございません。

着色されていない農地につきましては、担い手に集約されていない箇所となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　それでは、空き家の地図の関係についてお答えさせていただきたいと思います。

空き家を示した地図は、システムで作成されております。

今後は、令和７年度に再度調査、令和８年度に計画の見直しを行った後、長和町空家等対策計画が策定され、令和９年度から計画期間が始まります。それに伴い、空き家情報のシステムも更新される予定となっております。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　関連した、空き家バンクを見ると農地つきの物件があります。家は分かるが農地はどこにどのようにあるのか分かりませんでした。Ｇｏｏｇｌｅマップを活用したものでしたが、ひもづけされていれば希望者にとっての分かりやすさ、案内側における手間の省力化は図れると思います。

当町全体の空き家と周辺農地の全体のひもづけをした地図があると、調査などの効率向上や探し出す手間が省ける必要性を感じます。検討はできないでしょうか。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家及び周辺農地関連の地図作成に関する御質問でございます。

長和町ホームページの空き家バンクの空き家情報の個別詳細のページでは、航空写真から見る建物としてＧｏｏｇｌｅマップの航空写真を掲載しております。

今後、農地つきの物件につきましては、航空写真から見る農地としてＧｏｏｇｌｅマップの航空写真を掲載してまいりたいと思っております。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　話は戻って、今回の地域計画懇談会、懇談会には営農規模拡大を目的に新規就農者の若い方も複数参加しておりました。空白農地や継承を希望する農地があれば交渉したいとの目的で参加したが、今回はその目的を果たせず残念だったとの御意見を頂いております。

今回のように意欲的に農地を探す若い方、また、次の方に早く引き継ぎたいと思っている方がいらっしゃいます。次の懇談会はやるのか、やる場合はどのような構成になるのか、概要を策定されているのであれば教えてください。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう次世代へ引き継いでいくことが目的でありまして、地域計画の策定を通じて、担い手がいない地域や、基盤整備が必要となる地域など、地域の実情や抱える課題を浮き彫りにすることで、１０年後を見据えた地域農業の対策を考え必要な取組を行うことと

されております。

一方で、地域計画は一度作って終わりではなく、毎年のサイクルを通じて見直しながら完成度を高めていくことが重要であり、維持が困難な農地や営農が困難と見込まれる耕作者の意向把握に努める必要がありますので、農業者の収穫が一段落する農閑期をめどに協議の場を設けて地域の状況を共有するとともに、対象者の構成につきましては、以前の一般質問でも答弁いたしましたとおり農業者、農業委員会、農地利用最適化推進委員会等を中心に推進をしたいと考えておりますが、もう少し、小さい地域の単位や生産品目別に参集していただくなどの方法も含めて地域計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　前回１２月、私の一般質問で２０２０年度の農林業センサスに打ち出された田と畑の耕地面積を引用した質問をいたしました。答弁にも農林業センサスからの数値を引用されておりました。私も、今回調査があり、調査書を提出いたしました。過去に提出履歴がある者には姓名と前回の記録が印字されているような内容でした。

ある集会でこの調査が話題となり、昔より田畑はあるけれど、調査資料が来なかった、とおっしゃった方がいらっしゃいました。また、中には山林を所有しているが前回同様のゼロで提出したという方もいらっしゃいました。

農林業センサスとは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施設の企画、立案、推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に５年ごとに行う調査となっております。

まず、農林業センサスに関しては、調査員任せなのか、行政側では調査対象者のチェック等は、また修正をされて国に提出しているものなのか伺います。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　農林業センサスに関する御質問でございます。

令和６年度は、５年に１回行われます農林業センサスの調査の年となっていて、多くの皆様に調査員をお願いしたところです。調査員の皆様及び調査に御協力いただきました住民の皆様などには、大変お忙しい中調査に御協力いただいていることにこの場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

農林業センサスにつきましては、総合政策課企画政策係が担当部署となります。企画政策係では、昨年１２月から本格スタートしました２０２５年農林業センサスに向け、昨年４月から１１月にかけて客体候補名簿の作成作業を行いました。

客体候補とは、調査の対象となる可能性のある世帯や会社などのことをいいます。

原則として、前回の２０２０年農林業センサスで訪問した世帯や会社などの組織に加え、土地を５アール以上、または 保有山林面積が１ヘクタール以上あると思われる世帯や組織などを農地台帳より抽出しました。

しかし、それだけでは客体候補全てを把握することが困難であるため、可能な限り地域の精通者を調査員とし、調査員が把握している情報などを活用していただきながら、また区長や自治会長さんなどの地域の精通者への聞き取りを行っていただくことで新たな客体候補が判明した場合は、漏れなく適切に調査していただくようお願いし、調査を実施したところでございます。

調査員さんから提出された調査票につきましては、企画政策係においてチェックを行い、国に提出しています。

また、インターネットによる回答も可能となっています。インターネットによる回答につきましては、直接国に提出という形になりますので、町としてのチェックは行っておりません。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　私の質問の素材に農林業センサスの数値をそれぞれ引用しましたが、今回の自分の体験から信憑性に欠けた数値ではないかと疑問に感じたところです。

そもそも山林や農地などの規模はどうやって算出しているのか、数値は実際に実測した正確なものなのか、国が求める基本構造の実態とその変化を明らかになっているのか伺います。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　農林業センサスの調査票の記載数値に係る御質問でございます。

農林業センサスにつきましては、大きく分けて２段階で調査を行います。

初めに、調査員が客体候補を訪ね、所有耕地面積や経営耕地面積、保有山林面積を聞き取り数値を記入します。

聞き取り調査の結果、農業の場合は経営耕地面積が３０アール以上など１３項目。林業の場合は保有山林が３ヘクタール以上で、過去５年間に育林、または伐採を行っているなど４項目、それぞれ１つでも該当すれば調査表を記入していただくようになります。この調査表記入の該当となった方を調査客体といいます。

議員が引用されている数値は２段階目の調査票を記入した調査客体の数値でございます。調査員を通じて提出された調査表は全て企画政策係で確認し、不備や疑問点がある場合は調査客体へ再度聞き取りを行い修正した上で国に提出していますので、不正確なものではないと考えています。

なお、多くの方は調査票の記入に当たり固定資産税の通知などに記載されている数値を転記されていることが多いようでございます。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　二重チェックされているということで安心しました。

いろいろな、町民に調査するわけですけれども、要望としてＧＩＳを有効に活用すれば、放棄地再生不能地などの正確な数値が得られると思います。ＧＩＳを使えば実態調査はほとんどできてしまうのではないか、そういうところ感じますが、活用はできないものなのでしょうか。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　農林業センサスへのＧＩＳの活用に関する御質問でございます。

農林業センサスの実施方法につきましては国が定めていますが、現時点で国からＧＩＳの活用について明言はされていません。次回の調査時に活用が認められている場合は活用し、国から示された方法に従い調査を実施してまいります。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　東京ドーム３９個分の再生困難な土地や、その他放棄地等を図面に表し、企業誘致や集約農地化、団地等の造成箇所など、目安が立てやすくなると思いますが、まとめることはできないのでしょうか。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　目標地図を作成する時点において、農地の受け手が直ちに見つからないなど、最終的な合意に至らない場合には、当初の目標地図では、今後、検討等として受け手を当てはめないで記載することとされております。

また、地域計画の策定に当たって位置づける農地については、農業上の利用が行われることが基本となっておりまして、地域の農業の将来の在り方、新たに農業に参入される方や、企業がある場合、農業用施設を整備する場合等、農業上の利用において影響が大きい場合に変更する必要があるとされており、公共用地や他の目的等に供するための転用等、農業以外での利用する場合においては、農用地区域からの除外や農地転用許可が下りる前に地域計画を変更する必要があるとされております。

先ほどの答弁のとおり、この地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために農地を次世代に引き継いでいくための取組でありますので、国土利用計画のような土地利用の方針や調整、開発行為等について定めるものとは異なりますので、農地の集約化以外の用途にまで踏み込んだ対応は施策の趣旨に合わないため、困難であると考えます。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　ＧＩＳに関しては最初にお伝えしましたように、ＧＩＳができることは、基本的に地図上に情報を表示し、複数の情報を重ね合わせることです。この複数の情報の観点から細分化したものの必要性を問いました。

最初に町長より、職員の業務用として事務の効率化や行政サービスの向上を図ることを目的としたものであると答弁を頂きました。

現状、更新などは職員でやられているとのことですが、私の質問の目的も職員側の案内のしやすさ、一方、探す住民にとって短時間で確認できるなど利便性の向上になるのではないか、また、以前、空き家対策に関する質問で大門、長久保、古町地区にもそれぞれ担当する地域おこし協力隊の募集したらどうかの質問をいたしました。

まだ採用されたわけではないですが、いろいろなミッションを与えるに当たっても指示も容易になり彼らも動きやすくなるのではないかというところで、動線としてＧＩＳのさらなる活用をということで質問をさせていただきました。

続きまして、２番目の公共交通についてに移ります。

平成３０年７月から学校関係者やＪＲ、自治会、福祉関係者など多種機関の皆さんが委員となり長和町公共交通審議会がスタートし、よりよき公共交通になるよう長きにわたり慎重審議を重ねてまいりました。

そして昨年、令和６年４月からデマンドバス「ながわごん」の実証運行が開始され、間もなく１年を迎えようとしております。この間、日々運行時間中にはバスが頻繁に運行されており、町民が有効に活用されている様子がうかがえております。

当町においては、まだ課題はあるにしても、ファインプレーの評価に値すると個人的には感じております。また、今日に至るまで尽力いただいた関係各位には敬意と謝意を表するところでございます。

今本会議で新年度予算が審議されます。町民からの御意見や要望に加え、ＪＲ側からの要望も多々あったかと思うところでございます。ながわごんの実証運行１年の経過から新年度予算計上にも変化があったと思われます。

６年度予算とその内容と比較して、どのような実証に対して、どのような検証で予算が提案されるのか、６年度と大きく変わる点は何なのか伺います。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　長和町の公共交通に対する展望に関する御質問でございます。

昨年４月より実証運行を開始しております町内巡回バスながわごんにつきましては、多くの皆様に御利用いただきまして、１月末時点での配車数は１万６２３件で、１万１，７７１名の皆様に御利用を頂いております。

現在は、今年度末の３月までを実証運行期間として、毎日御利用いただく皆様の情報を毎月数値化をしデマンド運行システム業者よりデータをいただき、ながわごんの運行を委託している、ジェイアールバス関東株式会社と定期的に運行に関する細部の調整を引き続き行っているところでございます。

実証運行を開始し１１か月が経過をいたしましたが、御利用者の利用情報から長和町の特徴が出てきておりまして、この特徴に対応すべく昨年１１月には運行内容等の見直しを行っております。

実証の内容及び予算の詳細につきましては担当課長より答弁をいたしますのでよろしくお願いします。

○議長（森田公明君）　藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君）　昨年１１月に行いました実証運行における運行内容の見直しでございますけれども、予約申込期間の拡大を行い、御利用日の３日前からの予約を御利用日の５日前からの予約受付へと変更をいたしました。こちらの変更につきましては、御利用者様からの要望と予約受付期間を増やすことで予約受付を分散し、電話受付業務を平準化する目的もございます。

その他、乗客の乗り合いを増やすためデマンドバスの迂回時間の拡大も併せて行ったところでご

ざいます。こちらにつきましては、車両の目的地へ向かうまでの途中乗車を許可する迂回時間を増やす変更を行い検証をしておるところでございます。

次に、令和７年度予算につきまして、令和６年度予算と大きく変わる点についてでございます。

ながわごんの運行に関する委託料につきましては、７年度も同様の委託内容となってございますので、費用的には大きな差異はございませんけれども、９月議会の一般質問におきまして答弁させていただきました長野県が推進する長野県における交通キャッシュレス化を県内公共交通事業者等と一緒に推進してまいります。

具体的には、長野県内を１枚のカードで公共交通機関を利用でき、様々なお店や施設で決済ができるようになるものでございます。

カードにつきましては、交通系ＩＣ全国相互利用サービスのＪＲ各社が発行するスイカ、首都圏の私鉄などで利用できるパスモなどと連携する地域連携ＩＣカードが誕生するということでございます。

これによりまして長野県内だけでなく、全国の鉄道・バス路線・タクシーに現金不要でスムーズに乗ることができるようになることや、全国のコンビニや各種施設での決済ができるようになるところでございます。

これによりまして、現在はながわごんを現金やバス券によりお乗りいただいておるところでございますが、ＩＣカードにより御利用いただくことが可能となるほか、ＪＲバスが運行しております町内路線もＩＣカードにより乗車することができるほか、ＩＣカードには定期券も連携いたしますので、例えばＪＲバスで大屋駅まで向かい、そこからしなの鉄道へ乗り換え鉄道で移動することも可能となるところでございます。

導入の予定につきましては、進捗状況にもよりますが、令和７年度中もしくは令和８年４月からの見込みとなっておりますので、町内の公共交通を御利用いただく皆様がより便利になるように十分な宣伝とともに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　昨年スタートをしておよそ２週間の報告では、通年では１万人を超えるだろうというぐらいのスタートダッシュでした。結果、先ほど町長から頂いただきました１万１，７７１人が現状使われているということです。

本議会中には、まだ最終実績は出ませんが、予測数値はまとめられるかと思います。また１人での利用者が多いことが実証され、令和６年９月の荻野議員の一般質問の答弁で乗合率の集計には正確性に欠ける現状にあるという答弁を頂きましたが、その後、予約時間の範囲の修正等対策が講じられたと思います。

利用者の見込み数と、集計方法は改善されたのか、そして乗車率の動向について伺います。

○議長（森田公明君）　藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君）　利用者数の見込みと乗車率の動向についての御質問でございます。

先ほどの町長答弁にありましたとおり、１月末現在での配車数につきましては１万６２３件で１万１，７７１名の皆様に御利用を頂いておるところでございます。

集計方法につきましては、フルデマンド運行のため定時定路線運行とは集計が異なることから、正確性に欠けているわけではございません。

乗車率につきましては月平均約１，１７７人の皆様に御利用をいただいておりまして、１日１台当たりに換算いたしますと８．８人の方に御利用をいただいてございます。

これまでの一番多い御利用月につきましては８月の１，５４８人で１日１台あたりに換算しますと、１１．３人でございました。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　利用された町民からいろいろと要望が上がっていると思います。それらの要望に対し、町民に対し妥協を求めなければならない検証もあったかと思います。

新年度には対応できないが、改善を目指す内容のものと、体制的に厳しく我慢してもらわなければならないものがあると思います。運行時間の拡大や昇降場所の追加などがあると思いますが、町でまとめた見解をお願いします。

○議長（森田公明君）　藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君）　運行内容の見直しに関する御質問でございます。

利用する皆様からの御要望につきましては、全ての要望に対応できればよいのですが、龍野議員がおっしゃるとおり体制的に厳しいものなどがあり、要望にお応えできない場合もあるわけでございます。

運行時間の拡大につきましては、運行を委託しておりますジェイアールバス関東株式会社との調整ともなりますが、町ではスクールバスの運行、保育園バスの運行、ながわごんの運行の全てをジェイアールバス関東株式会社へ委託しておることから、ドライバーが重複して業務に当たっておることもあり、ながわごんの運行時間を延長することは厳しい状況にあるわけでございますが、何とか延長できるよう協議を継続しておるところでございます。

町外の昇降場所の追加につきましては、設置を希望する場所にもよるわけでございますけれども、可能な限り要望に沿って検討し追加をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　件数は少ないようですが、足腰が悪く昇降に苦労したケースでは、出発時間に遅延が生じたことも、ＪＲ側のほうではあったと報告を受けています。

老健ではスロープつきの軽車両で送迎しております。今後さらに高齢化が進みスロープ付きの車両導入も必要になってくるのかと感じますが、福祉的機能を備えた車両導入の考えはいかがでしょう。

○議長（森田公明君）　藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君）　福祉車両の導入についての御質問でございます。

ながわごんにつきましては、公共交通としての運行が前提でございますので、基本的には御自身で乗り降りしていただける御利用者様を想定しておるところでございますが、現在運行しております車両が大きく乗降に際し、御不便をおかけしておることも存じておるところでございますので、令和７年度以降、小型車両の導入を検討しておるところでございます。

スロープつきの車両の導入につきましては、ドライバーや補助員の専門的知識も必要であることから、引き続き福祉タクシー等を御利用いただきますようお願いいたしたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　ＪＲでは大型バスにもスロープつきの車両もあり、バスからスロープを出し車内で固定するなどは、もう既に実績もあるようです。その点からはＪＲ側には問題ないと判断しております。

テレビコマーシャルだったか報道だったかちょっと確認はできませんでしたが、今後見守り福祉車両としての専門店もでてきており、新年度予算には科目計上をされており車両導入も考慮されていると理解はしております。ＪＲ側とも協議していただき多様性を兼ね備えた車両導入の検討を要望します。

やはり令和６年９月の荻野議員の質問の答弁の中に、長野県が推進する交通キャッシュレス化で地域連携ＩＣカード導入を７年度には実施するとなっております。

具体的な導入スケジュールと……。この質問、先ほど一部かぶっていますので割愛させていただきます。

交通キャッシュレス化推進で地域連携ＩＣカードが導入されるとのことですが、高齢者には登録がスムーズにできるよう要望しますが、どのように案内されるのか伺います。

○議長（森田公明君）　藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君）　ＩＣカードの作成・登録に関しましては、現時点で県から示されておりませんので詳細につきましてはお答えすることはできないわけでございますけれども、ＩＣカードを利用して乗車を希望される御利用者様がスムーズに手続できるよう積極的に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、今後も現金及びバス券によります乗車につきましては引き続き御利用いただけることとなります。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　間もなく実証運行は終了します。実証運行の結果を町民への報告も予定されていると思います。いつ頃どのように伝えるのか伺います。

○議長（森田公明君）　藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君）　実証運行につきましては３月末をもって終了するということでございますけれども、現在進めております地域公共交通計画が今年度中に出来上がります。その後でござ

いますけれども、７年度に入りまして、現在２つあります公共交通審議会、地域公共交通会議を一つにいたしまして、新たな協議会を設立後、実証運行期間の要望や改善事項などを新たな協議会の協議を経まして、協議会委員の皆様の同意を頂いて地域公共交通計画を策定した上で、町民の皆様へ計画の公表に併せて報告してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　公共交通について質問してきました。

公共交通の取組については、以前、行政視察した東京都檜原村では、平成の初めには４，０００人だった人口が現在では２，０００人程度となり、人口減少に伴い、現在に至っても公共交通活性化協議会での苦慮が絶えないと御意見を頂戴してきました。

その点、当町は、まだ５，０００人を超える人口です。人口減少を抑制する意味でも利用する町民にとっても、運行する側にとっても、よりよい環境の維持向上になるよう今後も見守っていきたいと思います。

３番目の質問、合併２０周年について移ります。

合併２０周年を迎えます。合併時の長和町の人口はおよそ７，５００人余りいました人口が、現在では５，５００人の人口規模となっております。

世帯数に見れば２，６００代の世帯数で２０年前とさほど変わっておりません。高齢化で一人暮らしと、夫婦だけの生活者が増えていることが２つの数値の比較で予想できるところであります。

３つ質問します。２０周年を迎えるに当たり、式典のほか何かイベント等は考えているのか、７年度予算にはどのように反映されているのか、合わせて伺います。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　平成１７年１０月長和町が誕生してから２０周年を迎えます。

この間、至誠通天を貫き、真心を持って、樹立した各種計画などに基づき、あらゆる方面から住民の皆様の幸せに通じる施策を実施しながら、懸命にまちづくりを推進してまいりました。

龍野議員おっしゃるとおりこの２０年で約２，０００人の人口が減少しております。

時代の潮流とはいえ超高齢化少子化社会を迎え、子育てや住宅施策など積極的に推進してまいりましたが、日本の人口は２０２０年の１億２，６１５万人をピークに人口減少が進み、２０７０年度には８，７００万人になると予測をされており、労働力の不足、国内需要の減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されているとともに、日本経済への大きな影響も憂慮されております。

しかしながら、未来の長和町に向け、真に誰一人残さない持続可能な長和町、誰もが幸せ感を実感できる長和町の実現に向けて、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

事業と予算の関係につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（森田公明君）　藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君）　未定の部分が多く、確定までには至っておらないところが現状でござ

いますけれども、庁内各課から職員を選抜し、実行委員会を設置し、取り組んでまいりたいと考えております。

大枠では、広報・広告、イベント、記念式典、その他記念事業として、それぞれ取り組んでまいりたいと考えております。

広報・広告では、ロゴやキャッチフレーズなどの作成と新聞などへの掲載告知、イベントでは、既存事業として実施する事業に２０周年記念事業の冠をつけるとともに、関係する機関などとのイベントの模索と実施、記念式典では、子供たちを絡めたセレモニーや式典、表彰や講演などの実施、その他記念事業では、記念誌やポスター、グッズ製作などの検討、実施を現時点では主に考えておるところでございます。

この事業につきましては、本来であれば大々的に実施したいと考えておるところでございますが、町長の提案理由のほうに係ります予算編成の際にも述べさせていただきましたとおり、町が置かれております厳しい財政状況も十分配慮した中で、この事業に係る経費につきましては３００万円としておるところでございます。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　ここ数年、コロナ禍、インフルエンザの流行で、数々の式典やイベントが中止や縮小をしてきました。５類に引き下げられた後も、コロナ禍の影響で敬老祝賀会は実施されませんでした。成人を祝う会も、飲食は避けたスタイルが定着した感に見えます。特に、敬老祝賀会を楽しみにしておられた方も多く、記念のタオルだけで済まされた不満の声もありました。１２月の定例会で、コロナの流行で曲線が前年と同様の上昇が見られ、やむなく中止したとのことでした。

２０周年を迎える今年、敬老祝賀会は開催されない予定であるとのこと。改めて、その理由と記念品等の考えはあるのか伺います。また、成人を祝う会では合併２０周年を式典内容に盛り込んでいるのか、盛大に楽しんでもらえるような演出等は何か考えているのか伺います。

○議長（森田公明君）　清水保健福祉課長。

○保健福祉課長（清水英利君）　新年度、敬老祝賀会を開催しないことについて、その理由と記念品等の考えはあるのかという御質問でございます。

まず、改めて、今年度、民生児童委員の皆さんに出欠の取りまとめまでをしていただきながら、開催する方向で進めておりました敬老祝賀会を８月上旬に中止とする判断をしたのか、その状況を申し上げますと、上田保健所の毎週のデータから、７月上旬においては定点当たりの感染者数が２７人と、昨年の感染者数１３人を大きく上回り、その後も８月上旬までの感染状況は、折れ線のグラフの上がり下がりは昨年と同じような動きをしながらも、毎週の感染者数は昨年同時期を上回る状況で推移をしておりました。そして、その後も昨年と似たような推移をした場合、敬老祝賀会を予定していた週は定点当たりの感染者数が４０人を超える、こういった状況になることが推測されたことから、やむを得ず中止とする判断をしたということでございます。

御質問の令和７年度の敬老祝賀事業に関してでございますけれども、敬老祝賀会につきましては、主に次の３点の理由から開催をしないということで、決断・判断をさせていただきました。

１点目ですけれども、２００名を超える出席者となりますと、会場は体育館でしか開催ができませんけれども、体育館は冷暖房装置がなく、換気も十分ではない会場であるため、お呼びする７７歳以上の御高齢の方々には感染症や熱中症のリスクがどうしても高くなってまいります。

新型コロナウイルス感染症は５類に引き下げられましたけれども、感染症がなくなったわけではなく、今年度のように開催から一転して中止とする判断が今後もあり得ますし、地球温暖化の影響もありまして、近年は敬老の日の９月でも大変暑い日が続いており、熱中症のリスクも非常に高くなります。結果として安心、安全な敬老祝賀会の開催が難しい状況にありますし、開催から中止となると、参加予定の皆様をはじめ、バスの運行業者や、当日ステージで催しをしていただく予定であった皆様など、事業に関係される多くの方々に御迷惑をおかけすることになります。

２点目ですけれども、近隣市町村の状況を確認したところ、自治体主催で開催しているところはなく、祝賀会を開催している場合は社会福祉協議会や自治会主催により、地区あるいは自治会などの単位で行われているという点でございます。

そして３点目ですけれども、事前の出欠確認から当日の参加者の確認、そしてバスに添乗しての送迎など、当町の民生児童委員の業務と責任が、他市町村の委員さんに比べて多い点ということでございます。これは、今後の民生児童委員の確保という点からも、改善が求められる点と考えております。

以上のような点を改めて確認をさせていただきまして、次年度の敬老祝賀会は行わないとする判断をいたしました。

楽しみにされている皆様には誠に申し訳ありませんが、状況と判断につきまして、何とぞ御理解を頂ければと思っております。

次に、記念品に関してでございますけれども、金婚式を迎えられる御夫婦への記念写真の撮影・贈呈と、８８歳を迎えられる方へのお祝い状といきいき券の贈呈、１００歳以上の方への花束の贈呈、それから、１０１歳以上の方へのいきいき券の贈呈を、次年度、計画をしております。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君）　二十歳を祝う式でございますが、こちらは、二十歳を迎える対象者が実行委員会を組んで計画しております。来年１月の二十歳を祝う式が町の２０周年と重なっていることを実行委員会の際に伝え、記念となるセレモニーを検討してはどうか提案したいと考えております。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　次に、統合に賛否が分かれている長門小学校、和田小学校ですが、令和５年３月の定例会において、阿部議員の一般質問で、おたや祭りでは、なぜ同じ町に住む和田小学校は、長門小学校と同じように休みにできないのかと訴えがありました。

今年も、平日にもかかわらず１４日の夜は非常ににぎわいを見せておりました。１５日は平日に当たりお子さんの姿も少なく、出店もされた店舗も昼には撤収を始めておりました。また今後しばらく平日の開催になりますが、年が明けてからの山車の準備という伝統的な習わしの中、祭り自体の日程を変えることはできません。

平日で親が同伴できない、和田小学校の教育プログラムが変更できない、児童に興味がないからなど様々な要因も考えられますが、距離的には大門地区も条件的には同じかと思います。会場には、両小学校を卒業する児童や、卒業した中学生に一言書いてもらった灯籠を展示するなど、祭りを盛り上げるだけでなく、児童生徒の気持ちの一体感として少しでもよい思い出をつくってもらおうと、ここ数年、奮闘している会もあります。

和田小学校を休みにしない、もしくはできない理由は何か、２０周年を機に改めて検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君）　和田小学校としては、地域の文化や伝統を大事にし、地域の催しに積極的に関わっていきたいという思いはございますが、和田小学校から見て、おたや祭りは文化的にも場所的にも離れた存在であるため、おたや祭りを学校のカリキュラムに位置づけて深く学ぶことは難しいと考えております。

また、おたや祭りは平日の開催もございますので、その日を休みにすると、児童だけで在宅する状況が生まれたり、興味を持った児童が学区外に児童だけで出かけてしまったり、お祭りの場面で買い食いをしたり、金銭上のトラブルが生じたりといった、生徒指導上の懸念も生じてまいります。

このようなことから、教育委員会といたしましては、学校長の学校運営方針を尊重し、おたや祭りの日を和田小学校も休校日にするという考えは現段階においてはございませんが、そのような御意見があったということを学校長のほうにお伝えしたいと思います。

○議長（森田公明君）　龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　時間の関係がありますので、最後の質問は割愛させていただきたいと思いますが、当町は、子育てや給食費無償化、移住・定住など、若い世代に向けた支援は大いに評価するところであります。先ほど町長から、「誰一人残さない持続可能な長和町」「誰もがしあわせ感を実感できる長和町」の実現に向けて、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますとの答弁を頂きましたが、お年寄りにとってはどうなんでしょう。「若い衆だけで、おらほにももう少し目を向けてくれや」などの要望が出ています。感染症や熱中症を危惧するのであれば、別に９月でなくてもいいんじゃないかと思います。新年度は既に無理であっても、今後の検討はお願いしたいと思います。

おたや祭りに関して、文化的にも場所的にも離れた存在であるため、和田小学校のカリキュラムに付け加えることは難しいとのことですが、長和町における伝統行事です。和田の宿場祭りには行きたいと思う町民もたくさんいると思いますが、お盆の時期はそれぞれの地区で催しがあり、行き

たくても行けないというのが実情です。距離的にというのであれば、先ほども申しましたが、大門地区だって同じです。児童だけで存在する状況、金銭上のトラブルを懸念とおっしゃいますが、それは長門小学校の児童も同じです。それは親の責任でもあるかと思います。大人が一方的に思うのではなく、子供の意思を確認されてはいかがでしょう。

２０周年を機に、学校は別々でも、児童にとっては、年寄りにとっても、町の様々な行事が共通の思い出になるよう、町民全体の心が一つになるよう、導いてやってほしいと強く要望して、私の一般質問は終わります。

○議長（森田公明君）　以上で、２番、龍野一幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後１時６分まで昼食のため休憩といたします。

休　　憩　　午後　０時０６分

再　　開　　午後　１時０６分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

７番、原田恵召議員の一般質問を許します。

原田恵召議員。

○７番（原田恵召君）　許可をいただきましたので、通告いたしました４点について一般質問を行います。

本日、１つ目として、人口減少対策をしているのか。２つ目として、老健いこいの水害対策をしたのか。３つ目として、災害復旧は終わったのか。４つ目として、合併２０年行事は何をするのかという４点について質問を行います。なお、時間の都合で４つ目まで行くかどうか分からないんですけれども、できるところまで質問をしてまいりますので、答弁をお願いします。

まず最初に、人口減少対策をしているのかについて伺います。

町の推計によると、長和町は２０５０年には人口が現在の半分の２，８００人になると言われております。最近の減少スピードからすると、それよりも早く半分になるのではないかと危惧するところです。年間に死亡者が１００人に対し、出生は１０人足らずであります。令和６年中においても赤ちゃん誕生のお知らせは２件か３件ぐらいでありました。

（１）として、人口減少の要因は何か。

①自然減の実情は、ここ令和４、５、６年度の各年度の死亡と出生の数値はどうなのか、今後の見込みはどうなのかを伺います。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　人口減少対策に関する御質問でございます。

国の人口減少対策の柱でもあります地方創生につきましては、平成２６年度から取組が始まり、令和６年度において１０年が経過をいたしました。国は今までの地方創生に関する施策を踏まえた上で、地方の未来を創り、地方を守る、地方こそ成長の主役との考え方に立ち、新たに地方創生２.

０を打ち出しました。地方創生２．０につきましては、５つの基本的な柱から成り立っております。

まず１つ目は、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生。２つ目は、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散。３つ目は、付加価値創出型の新しい地方経済の創生。４つ目は、デジタル、新技術の徹底活用。５つ目は、産官学金労言の連携など、国民的な機運の向上の５つの柱でございます。

国は、この５つの柱を基にして政策体系を検討し、今後、１０年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめることとなっております。

また、長野県におきましては、令和６年２月に人口が２００万人を下回ったことから、急激な少子化に歯止めをかけ、人口減少化にあっても活力を維持・向上させていくために問題意識を広く共有し、行政や民間団体だけでなく、広く県民が参加して人口減少対策に取り組むために私のアクション、未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議を創設し、信州未来共創戦略を策定して人口減少問題に取り組んでおります。

町におきましても、人口減少対策は大きな課題となっております。国及び県の人口減少対策も注視しながら人口減少対策を推進していきたいと考えております。

さて、議員御質問の自然減の実情、今後の見込みにつきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　それでは、令和４年度から令和６年度の出生者数と死亡者数、今後の見込みについてお答えさせていただきます。なお、令和６年度の人数につきましては、令和７年２月１３日現在の人数となっておりますのでよろしくお願いいたします。

最初に、出生者数と死亡者数ですが、令和４年度は出生３１人、死亡１２１人。令和５年度は出生１２人、死亡１０７人。令和６年度は出生９人、死亡８６人となっております。

次に、今後の見込みにつきましては、現在策定中の長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略（案）の関係になりますが、出生者数につきまして、令和１１年時点での目標値になりますが、２５人を目標としています。

死亡者数につきましては、総合戦略案の中では特に触れていませんが、ここ数年は約１００名の方が亡くなられています。

町の人口は減少していくことが予想されますが、ほぼ同じ水準で推移していくものと考えております。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　令和６年が今現在で年間で９人しか生まれていないという実情でございます。

ただいまの課長の答弁に、令和１１年には２５人にするという目標があるという話でございますけど、どのようにしていくのか、今後、問うていきたいと思います。

②として、自然減のほかには転入・転出がございますけれども、転入・転出の状況は、ここ令和４、５、６年の転入と転出の数値はどうなのか、今後の見込みはどうなのかを伺います。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　令和４年度から令和６年度までの転入者数、転出者数についてお答えさせていただきます。

なお、令和６年度の人数につきましては、先ほどの出生、死亡と同様に、令和７年２月１３日現在の人数となっておりますので、よろしくお願いいたします。

令和４年度ですが、転入が１４７人、転出が１３１人。令和５年度が、転入が１３２人、転出が１９９人。令和６年度が、転入が１３４人、転出が１０３人となっております。

次に、今後の見込みの関係ですが、これも現在策定中の長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略（案）の関係になりますが、転入者数から転出者数を減じた社会増減の見込みとして、令和１１年時点で９人の減を目標としています。

なお、見込みにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所で推計されています社会増減の数値を基本としていますが、町の推計におきましては、転出超過数を国立社会保障・人口問題研究所の推計の半分の人数で推計をしております。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　転入・転出そんなに減っていないんだなという報告でございますけれども、その中でも特に別荘地への転入が増えているという話がございますが、学者村、美し松、姫木それぞれのここ３年間の転入状況はどうなのか、転出と自然減を引いてどのくらい増えているのかを伺います。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　別荘地の転入・転出などの状況に関する御質問でございます。

なお、御質問にあります姫木の別荘地につきましては、別荘地に関する転入・転出などの人数を確認することができませんので、姫木地区全体での人数についてお答えさせていただきます。

最初に、転入者数の関係です。令和６年度の人数につきましては、令和７年２月１３日現在の人数となっておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、学者村につきましては、令和４年度が１１人、令和５年度が１０人、令和６年度が１３人となっております。

次に、美し松につきましては、令和４年度が５人、令和５年度が３人、令和６年度が２人となっております。

姫木地区につきましては、令和４年度が１１人、令和５年度が８人、令和６年度が１５人となっております。

次に、転入と転出及び自然増減を加味した人数でございますが、学者村につきましては、令和４年度が９人の増、令和５年度と令和６年度がそれぞれ４人の増。

美し松につきましては、令和４年度と令和５年度がそれぞれ３人の増、令和６年度が２人の増となっております。

姫木地区につきましては、令和４年度が増減なし、令和５年度が１０人の減、令和６年度が３人の増となっております。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　別荘地におきましては、転入者が増えていることが数字上でも明らかでございます。

町において出生者を増やすには、子供を産む世帯を増やすしかありません。また、人口を増やすには転入者を増やすしかございません。

そこで（２）としまして、転入者への対応として、近隣の市町村と比べて魅力ある事業を行っているのかということで伺います。

①転入者は何を魅力として長和町に来たのか把握しているのか、調査やアンケートをしたことがあるのか、それを生かしているのかということで伺います。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　転入者の転入の際の魅力などに関する御質問でございます。

長野県の新総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン３．０」におきまして、令和９年度に移住者数４，５００人という目標を掲げ、県外からの転入者を対象に移住者捕捉アンケートを実施しております。

県からの集計結果に関する資料によりますと、令和６年度上半期の長和町の移住者数は３２人でありまして、令和５年度の同じ時期と比較しますと大きく上回る結果となっております。

市町村の窓口アンケートにより捕捉した移住者数集計結果は、転入理由、世帯主の年齢別情報、世帯主の出身地情報、年代別移住理由、Ｕ・Ｉターン別移住理由の別で集計をされております。この中で転入理由につきましては約７割の方が自然環境と回答されています。そのほかの理由につきましては、転職、子育て・教育、介護などとなっております。

このアンケートから、転入されてきた方は町の自然環境に魅力を感じて転入してきているのではないかと考えられます。このアンケート結果を考慮した対策は行っておりませんが、今後、移住者の皆様の交流会の開催などにより、どのような理由で移住してきたのかなどをお聞きし、町の移住施策に生かしていきたいと考えています。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　長和町の自然環境、それにという話がございました。ぜひアンケートを生かして、今後に対応してもらいたいのですが、先日、ある人と話していたら長和町、星空きれいなんだよという話がありまして、町の中でも星空の夜や電気のないようなところ、美し松と同じくらいきれいだという話がございました。阿智とか有名なんですけれども、そういうものをぜひホームページ等でアピールしていっていただいて、促進していただければなというふうに思います。

次に、②としまして、子育て支援センター、保育所、小学校、中学校で特色あることをしているのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　子育て支援センターなどの特色ある施策に関する御質問でございます。

最初に、子育て支援センターの関係でございますが、毎週水曜日を保健師の日、毎月第１火曜日を理学療法士の日として、専門職による子育てや発育相談、子供さんとママのからだ相談などを行い、情報交換の場となっております。また、毎週月曜日を絵本の日としております。読み聞かせや、オリジナル紙芝居などが人気となっております。このほかに、子育てに関する講座や工作遊び、季節ごとのイベントを開催するとともに、ポイントがたまると手作りおもちゃをプレゼントするなど、気軽に楽しく利用いただけるようにしています。

子育て支援センターは、就学するまでの子供さんが利用することができ、ダンボールなどによる職員手作りのおもちゃや親子の工作が魅力となっております。

次に、保育園の関係でございますが、保育基準より手厚い保育士の配置をしているほか、通園バスを運行しております。また、英語タイムやかがくタイムを行うとともに、原始・古代ロマン体験館での土粘土や和紙の里での紙すきなど、町の伝統を体験しております。このほか、就学相談員や公認心理師、保健師が入った中で個々に合わせた適切な支援に努めております。

小学校の関係でございますが、地域の皆様の御協力による稲作やキノコのこま打ちなどの豊かな体験学習、小規模学校の特徴を生かした１年生から６年生までの縦割りの学習活動、文科省型コミュニティ・スクールとして行っている和田学校運営協議会、給食費の無償化事業、スクールバスの運行などを行っております。

次に、中学校の関係でございますが、地域を学ぶ地域未来プロジェクトの学習におきまして、１年生では地域のことを学び、２年生では３日間の職場体験学習、３年生ではアントレ学習を行い、文化祭でそれぞれの内容を発表しております。また、町外の中学校へ通学する際の通学費などの補助を行っております。あと、長和町の生徒に限定されますが、給食費の無償化事業、スクールバスの運行、歴史遺産を生かした国際交流事業として実施しています中学生などを対象とした長和青少年黒耀石大使などの事業を行っております。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　今、町で行われております特色ある事業として説明をいただきましたが、こういうことをしているんだというものを転入希望者といいますか、町外者に対してアピールはしているんでしょうか、答えられたらお願いします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　町のいろいろな特色ある事業のアピールについての御質問でございますが、基本的には町でこういうことをしておりますというのは町のホームページが一番の皆様

にお知らせするものとなろうかと思います。

ホームページにつきましては、とにかく見てもらわないと町の内容が分からないということがございます。町のホームページをよく見てもらえるようなことをこれからしっかりと進めていきまして、長和町はこんな特色があるんだということで広く皆様にアピールできていければいいかなと考えております。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　ホームページの充実とともに、Xだったりいろんな媒体を使って、ふるさと納税も併せて宣伝してもらえばなというふうに思います。

３つ目としまして、今度、転入してくる場合の住宅の確保として空き家バンク住宅は需要に応じて供給がされているのか、今の状況はどうなのかを伺います。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家バンクの登録に関する御質問でございます。

空き家バンクの住宅の登録数は現在７２件、購入数は５０件、取下げ及び解体は８件となっておりまして、残りは１４件となっております。

相続などの諸事情により、登録まで行かない物件も少なからずあります。

昨今の空き家ブームで空き家需要が増している一方で、供給できる空き家が少ない状況となっております。空き家を相続した相続人の方や、空き家を所有している方が空き家を供給できない理由などは様々でございます。

供給できない要因を一つ一つ解決しながら、空き家バンクへの登録を促せるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　１４件が対象であるという話なんですけども、実際にはもっと多くの人の希望があって空き家を待っているような状況なのか、それともその１４件で間に合うような状況なのか、分かったらお願いします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家の１４件等に関係する御質問でございますが、現在、登録数より空き家を利用したいという方のほうが多い状況になっております。

空き家バンクの登録につきましては、これからいろいろ登録を促すような対応をしていかなければならないと思いますが、現状、町で登録している空き家バンクより、空き家バンクを利用したいという方の人数が大分増えている状況ということで考えております。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　（３）としまして、以前私が一般質問で山村留学という話を申し上げたんですが、山村留学はどうなったのか、それは和田だけでなくて長和町全体で考えるべきではないか。

年間に１０人しか生まれないということになると、和田小と長門小で１０人というような形にな

りますので、その先進地視察の結果はどうだったのかを伺います。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　山村留学につきましては、北相木村、大町市など先進地の視察を行い、検討を重ねてまいりました。
その中で、課題となるのが留学生の受入先でございます。実施している自治体においては、寮方式、ホームステイ方式、家族方式の全てを行っておりましたが、寮方式が一番メインとなっており、受入者も多い状況が伺えます。この寮方式が一番有効だと感じましたが、費用面、人材の面で課題が当町ではなかなかクリアするのが難しい問題がございます。
施設設置費、維持管理費、当直管理人、指導員、調理員など莫大な費用がかかります。どこも寮のスタッフなど人材確保に苦慮している状況が見られました。
このことを考慮しますと、当町におきましては、ホームステイ及び移住による家族方式でしか対応できないことが見えてまいりました。
ホームステイにつきましては、継続して受入れしてくれる町民の方の確保は難しく、空き家、町営住宅など移住による家族方式しか対応できないと感じているところでございます。
また、対象となる児童へのアプローチは、育てる会や関東方面にございます学習塾など、山村留学に実績のあるところと連携を取っているケースがございました。
受入れに当たっては、不登校傾向の児童も多いため、本人や家族と面接を行い、本当にその学校で就学することができるのか、慎重に判断をして受け入れている様子がうかがえました。
そのほかにも導入自治体の新たな悩みとして、進学における転出が起きている話も聞かれます。
課題は山積している状況ではございますが、児童数の減少を考慮しますと、山村留学は今後さらに必要な施策となってくることが予想されます。
議員がおっしゃるとおり、和田小学校だけではなく、長門小学校での導入も視野に入れなければならない状況がうかがえますので、今後、移住定住係とも連携をしまして、実現に向けまして、そのほかの市町村の取組もさらに調査をして、長和町に合ったよりよい方法で行えるよう、検討を継続してまいりたいと考えております。
○議長（森田公明君）　原田議員。
○７番（原田恵召君）　（４）として、フォスターホーム（里親制度）のように、個人宅に山村留学生を受け入れる方式はできないのか、検討したのか、先進地視察を行い、経費のこと、安全面のことなど検討してもらいたいが、どうか。これについて伺います。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　前の答弁で申し上げましたが、ホームステイ方式が個人宅での受入れに当たりますが、検討は当初よりしております。
以前、グリーンツーリズム事業で町内の個人農家などで短期間の受入れを行っていただいた事例もございましたが、継続的に受け入れていただける個人様が年々減少し続けることがありまして、

かないませんでした。

視察先は、寮費として月に７万円ほど徴収をしているということでございました。

なお、寮で預かるお子さんを地元の農家に短期的にホームステイしていたが、受入れ先から難色を示されることが多く、年々減少して一、二軒しかない状況とのお話もお聞きしております。やはり、よそのお子さんを預かることの難しさが課題としてございます。

ただ、今年度、和田小学校で小規模特認校の募集を行ったところ、ホームページを見た保護者より、転学の御相談がございました。今回は中学校への進学時の問題がございまして実現には至りませんでしたが、フォスターホーム制度なども今後含め、関係課と連携し、研究してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　里親制度の場合には、国なのか県なのか、その里親になってもらった家に対して月に９万円ほどの補助というのか、交付というのか、あるという話がございます。町が単独で行った場合には、その費用を誰が持つのかという話になりますけれども、そういう制度があるということも、今後の検討で考えていただきたいなというふうに思います。

次の質問ですが、人口減少対策は何かしているのか、何もしていないのか。

①として具体的に何か対策しているのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　人口減少対策に関する御質問でございます。

人口の減少を抑制していくためには、出生者数、死亡者数に係る自然増減、転入者数、転出者数に係る社会増減に関する対策の実施が必要となります。

出生者数の増加、転入者数の増加、転出者数の減少については関連がありますので、これらに対応した施策として、住民の皆様にとって住みやすい町にしていくために、子育て支援施策等の充実を図ってまいりました。

これに関する施策としましては、１８歳以下までの医療費無料化、小中学校給食費無償化、高等学校通学費等補助、保育園副食費の無料化、保育料の町独自の軽減、子育て応援給付金、子育て支援センターの設置運営、若い世代が入居しやすい町営住宅の建設や町営住宅の家賃設定、購入しやすい住宅団地の分譲などの施策でございます。

また、死亡者数の減少に関しましても、健康長寿のまちづくりを目指し、高齢者支援に関する施策を実施してまいりました。

このほかの施策としましては、移住者の方を対象とした空き家バンクの運営や、定住対策として住民皆様にとって住みやすいまちづくりの一環として、公共交通を充実させるためにデマンド交通の実施なども行っております。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　前回も質問した内容なんですが、なぜ、町では今、住宅団地を造成し、人

口を増やそうとしないのか、これについて伺います。
○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　住宅団地の造成に関する御質問でございます。
　現在、町には１１の住宅団地があります。各住宅団地につきましては、ほとんどが売却済みで、和田地区の細尾団地の３区画が残っている状況となっています。
　また、地区別の内訳につきましては、長門地区が９か所、和田地区が２か所となっています。
　人口増加と定住を目的として住宅団地の造成は必要であると考えます。
　新和田トンネルが無料化となり、諏訪地域が通勤圏になりましたので、諏訪地域からの人口流入も考えられます。
　今後の住宅団地の造成に当たりましては、町内の地域のバランスを考えつつ、家庭菜園つきの住宅団地や購入しやすい価格設定などについて検討し、魅力ある住宅団地の造成について土地開発公社で検討していく予定でございます。
○議長（森田公明君）　原田議員。
○７番（原田恵召君）　細尾団地に売れ残りが３区画あり、果たしてその和田地区に団地を造成して売れるのかという不安がございます。従前に計画のあった立岩のバイパスの東側など検討をしていただきたいというふうに要望しまして、次の質問に移ります。
　住宅団地と同じように、町営住宅の建設も効果があるのではないかということで伺います。
○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　町営住宅の建設に関する御質問でございます。
　町営住宅につきましては、近年では人口減少及び定住対策としまして、平成２３年度から平成２７年度にかけて、若い世代の皆様を対象としたマンション形式の町営住宅の建設を進め、５か所、６０戸の町営住宅を整備しました。
　町営住宅の建設につきましては、町外からの人口の流入や町内での定住を推進する役割を果たしていますが、最近の状況としましては、新しい町営住宅のほうにだけ人気が出てしまい、古い町営住宅に空室が出ている状況となっております。古い町営住宅は修繕費用が大きくかかる上、空室が長く続くとさらに修繕費用がかさむことになります。
　今後は古い町営住宅についてリノベーションを検討していくとともに、老朽化が著しい町営住宅の取壊しや新規の町営住宅の建設など総合的に検討していく予定でございます。
○議長（森田公明君）　原田議員。
○７番（原田恵召君）　一つには長久保にあるアパート式の住宅も４０年ぐらいたっている、もっとたっているかな、ということで、普通、マンションでも４０年たっていればリノベーションするんですけれども、出ていったところの部屋を直しているだけでは全然新しくなっていかないので、本当にしっかりとリノベーションして、本当に３ＬＤＫがいいのか、そういうことも検討しながら対応していただければ、新しい町営住宅と同じように住む人が出てくるんじゃないかなというふう

にも思います。

また、長屋式の古い町営住宅もありますけども、前にもお話もしましたが、ぜひ取り壊すなら取り壊して一軒家にして、その一軒家も地元の業者が建てるんだという、地元にも経済効果があるような、そういう対策をしていただければなというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

この問題の最後ですが、今後の予定としてどうするのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　人口減少対策に係る今後の予定に関する御質問でございます。

人口減少対策につきましては、それぞれの市町村が対応していくには限界があるため、国全体のことを考え、国が責任を持って対応していくべきであると考えております。

しかし、町としましては人口減少対策は取り組んでいかなければならない大きな課題でございます。

現在、先ほどお答えさせていただきました各種施策を引き続き実施していくとともに、国の地方創生及び長野県の信州未来共創戦略の動きに注視しながら施策の検討を進めていきたいと考えております。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　前にもこの問題は質問しましたが、そのときに人口対策は１丁目１番地の大事な仕事だというふうに申し上げました。最初に申し上げた人口が半分になるというのは、負担しているものは倍になるという単純計算でもそうなりますので、ぜひ人口対策をしっかりとお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。２つ目、老健いこいの水害対策をしたかについて。

老健いこいの水害対策をしたのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　いこいの丘公園に関する御質問でございますが、芝生広場と植栽を中心といたしましたいこいの丘公園は、国保依田窪病院、老人保健施設いこい、デイサービスセンター長門などの医療・福祉施設に隣接することから、一般利用者はもとより、施設利用者のリハビリや散歩の場所としても活用をされています。また、令和４年度に園児や児童からのアンケート結果による大型遊具を設置し、１１月にリニューアルオープン記念式典を行い、大勢の皆さんに利用していただける公園として活用をしていただいております。

施設の管理状況等につきまして、ただいまの御質問のことにつきましては、産業建設課の参事より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君）　米沢産業建設課参事。

○産業建設課参事（米沢　正君）　公園管理につきましては、いこいの丘公園の開設後、２５年以上が経過する中で、設備の老朽化や園内を流れる水路や池、植栽した樹木も年々大きくなり、それ

ぞれの管理方法などについて検討をしてまいりました。

そのような状況下で令和４年度の台風災害により、いこいの丘公園側から老人保健施設側に雨水が流入したことを受け、予防策として排水工事を実施いたしました。

また、遊具の設置を含む公園整備につきましては、令和４年、５年の２年で大規模なリノベーション工事の実施に伴い、園児や児童からのアンケート結果による大型遊具を設置し、公園整備を実施してきた経過でございます。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　老健いこいの水害は、先ほど課長からもございましたとおり、大雨が降ったときにいこいの建物の中に水が入ったという事象でございます。

Ｕ字溝を造るという話があったんですけども、Ｕ字溝を造ったんですけどもＵ字溝に蓋がしてあって、土のうを積んで水害対策をしているというのが現状でございます。

そのいこいの水害対策として、いつその雨水対策工事を行うのか、この件につきまして、私が今年予算委員会の中で、どうなっているんだという指摘をしてから一年がたとうとしているんですけども、対応ができていません。

改修をするのか、改修するとしたら方法はどのようにするのか、それについて伺います。

○議長（森田公明君）　米沢産業建設課参事。

○産業建設課参事（米沢　正君）　雨水対策に関する御質問でございますが、先日、老健施設の職員と現場での立会いを行い、災害時の状況について説明を受け、現状の水路蓋の部分をグレーチングに取り替える工事を実施することにより、大雨時においても老健施設への雨水の流入が防止できるとの結論に至りました。

工事につきましては、業者へ依頼をしてございます。

対応するまでに時間がかかってしまい申し訳ないわけでございますが、今後につきましては、特に台風の時期などは現状を確認し、安全管理等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　今現在のその管理はどのようにしているのか、土のうはいつ置いたのかということで伺います。

○議長（森田公明君）　米沢産業建設課参事。

○産業建設課参事（米沢　正君）　現在の管理状況についての御質問でございますが、公園の芝の管理につきましては、消毒、殺虫剤の散布、施肥について専門業者へ管理委託している状況でございます。

用水路、池、排水路の管理などにつきましては、町の管理となりますので、老健施設の職員と情報を共有しながら対応していきたいと考えております。

土のうにつきましては、大雨時に老健施設職員が施設への雨水の流入を防ぐため置いたものでございますが、グレーチング設置工事が完了した後、撤去したいと考えております。

○議長（森田公明君）　原田議員。
○７番（原田恵召君）　今５０年に一度の大雨が、本当に５０年一度じゃなく起きているような状況でございますので、本当にその土のうを片づけていいのかどうかということも考えて、邪魔じゃなかったら置いておいてもらったほうがいいと思いますので、それもお願いしたいと思いますが、もう一つは老健いこい側のほうにもＵ字溝があるんですが、見ると落ち葉が詰まっている状況でございました。
　管理はきちんとされているのか、お願いします。
○議長（森田公明君）　米沢産業建設課参事。
○産業建設課参事（米沢　正君）　老健いこいの施設にあるＵ字溝の管理に関する御質問でございますが、町道に敷設をしてあります工作物等につきましては、町の管理となるわけでございますが、落ち葉などにより水路が詰まることがないように管理をしていかなければならないと考えております。
　落ち葉などの状況などについても、老健施設の職員と情報を共有しながら対応していきたいと考えております。
○議長（森田公明君）　原田議員。
○７番（原田恵召君）　入所されている方の目線で、また、御家族の目線でしっかりと対応をしていただきたいと思います。
　次の質問ですが、災害復旧は終わったのか、これについて伺います。
　１９年台風において、入大門下の急傾斜地において、住宅裏が崩れたことによって、住民が入大門センターに避難したということがありました。それから６年が経過して、ようやく土砂崩落対策が行われるという説明会が、先日、地元でございました。
　３つ伺います。
　欠席した方もあったが、土地は無償で県に寄附とのことであったが、地権者は賛成したのか。
　２つ目、本体工事は県で行われるが、周辺の整備、アスカーブやＵ字溝等には町が関わって道路整備や側溝整備があるが、並行して進められるのか。
　３つ目として、今後の予定はどのようになっているのか、順調にいって完成はいつなのか、これについて伺います。
○議長（森田公明君）　米沢産業建設課参事。
○産業建設課参事（米沢　正君）　入大門地区の急傾斜地崩壊対策事業についての御質問でございます。
　１つ目の、地権者は賛成したのかとの御質問でございますが、令和７年１月の３０日に入大門センターにおきまして説明会を開催し、実施する予定の事業について、おおむね了承をいただいていると考えております。
　また、事業用地につきましては、寄附による取得となりますが、立木等の補償物件につきまして

は、今後、用地測量を行った後、個々の方との契約へと進めていく予定となってございます。

２つ目の、周辺の整備等並行して進められるのかとの御質問でございますが、説明会でも御意見のありました周辺の道路や側溝の整備などにつきましては、現場を確認し、県工事に併せて検討させていただきたいというふうに考えております。

３つ目の、今後の完成の時期についての御質問でございますが、入大門地区の急傾斜地崩壊対策事業について、県の説明では、予算の配分状況により前後する場合があるとの説明でございますが、令和８年の工事着工予定となっているとの説明を受けてございます。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　次に、大門川の横断溝（帯溝）、川を横にコンクリートで段差を造るという工事があるんですが、それが壊れていて真ん中が抜けているところもあるが、町は再三、県に要望しているのか、改修の見込みはどうなのか、これについては私は再三、一般質問しますので答弁をお願いします。

○議長（森田公明君）　米沢産業建設課参事。

○産業建設課参事（米沢　正君）　大門川で令和元年の東日本台風災害により被災している箇所について、県への要望箇所として例年計上しておりますが、現状では修繕がまだなされていない状況でございます。町内では現在、長久保地区の一級河川、五十鈴川の修繕を優先的に行っていただいている状況でありますが、今後も引き続き大門川についても要望していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　同様に堤防のかさ上げ、石垣の上にかさ上げをするという工事なんですが、それも行っていただかないと大水が出たときにオーバーフローしてしまう状況でございますけれども、今後の見込みを確認してほしいがいかがでしょうか。

○議長（森田公明君）　米沢産業建設課参事。

○産業建設課参事（米沢　正君）　堤防のかさ上げについての御質問でございますが、県への要望箇所として例年計上をしておりますが、現状ではまだ修繕がされていない状況でございます。上田建設事務所管内におきまして、各市町村からの要望が多い状況の中で、県の予算の範囲内において、少しずつ対応をしていただいている状況でおりますが、今後も引き続き、大門川についても要望をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　原田議員。

○７番（原田恵召君）　ぜひ毎回要望していただいて、少しでも早くできるようにお願いをしたいと思います。

次に（４）としまして、大門の南小茂沢や入大門の栗生という場所がございますが、大雨のときに道が川になってえぐれて車が通行できなくなっているが、このままなのか。復旧する予定はないのか。財産区から支出されている補助金で、林道や作業道の整備がされているのか。そのほかについ

ては、毎年精算されているのか。これについてお伺いいたします。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　大門地区の南小茂沢線につきましては、設計業者にも現場を確認していただいたところ、本復旧の場合、数千万円ベースの費用が見込まれるという見解をいただきました。このことから、今年度、応急復旧工事として、軽自動車程度なら通行が可能になるよう事業を実施したところでございます。

入大門の栗生作業道に関する御質問でございますが、こちらにつきましては令和５年度に復旧工事を実施し、現在通行できる状況にはなってございますが、状況を見て整備等を検討してまいります。

また、各財産区から繰り出していただいております補助金につきましては、各地区内の林道の草刈り作業を実施するための補助金であり、毎年同じ路線を実施しておりますので精算事務等は行ってございません。
○議長（森田公明君）　原田議員。
○７番（原田恵召君）　南小茂沢にしても栗生にしても、その先は国有林ですので、それを考えると森林譲与税、森林環境譲与税、これが充てられるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ現地確認していただいて、本当は国の国有林に手が入るんだったら作業をやるはずなんですけれども、多分国がそこまでいっていないので、ぜひそういうことを考えながら修繕をお願いしたいなというふうに思います。

それと財産区から頂いている補助金なんですが、大門が１８７万円、長久保、古町、和田がそれぞれ１１万円、合計２２０万円が林道整備ということで、林道補修ということで、歳入では林道補修費で計上されています。それを今度、町は森林組合に委託料で出しているんです。中身からすればこれって修繕じゃないですかね。草刈りじゃないと思うんですけど、どうでしょう。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　財産区からの補助金につきましては、従前よりこういった形で事業を実施させていただいているものでございます。今、御指摘いただきましたことをまた検討させていただいて、修繕等を充てられるようであればそういったことも検討してまいりたいというふうに考えております。
○議長（森田公明君）　原田議員。
○７番（原田恵召君）　林道補修、森林組合でもできますのでぜひお願いしたいと思います。
次に（５）本沢の砂防堰堤は従前より土砂が満杯になっており、流木はダムを乗り越えて流れており砂防の効果すら疑問である。①近年はダムの土砂を除去するようなことも行われているが、土砂の除去により本来の目的が果たせ、災害防止になると思うがどうか。②として、費用はかかるが２つ目の砂防堰堤が必要だと考えるが、県に調査をお願いしたらいかがか。水力発電機能を持たせれば一石二鳥である。これについて伺います。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　本沢地区の砂防堰堤に関する御質問でございますが、砂防堰堤につきましては、土石流など上流から流れ出る災害につながるような土砂を受け止め、たまった土砂を少しずつ流すことにより下流に流れる土砂の量を調整するための施設となっております。土砂が砂防堰堤にたまることで川の勾配が緩やかになり、川底や川岸が削られていくのを防ぐとともに土石流の破壊力を弱める効果が発揮されるわけでございますが、土砂が満杯の状況とのことでありますので、２つ目の砂防堰堤整備の必要性、有効性も含め、管理をしております上田建設事務所と協議していきたいと考えております。
　また、直近における本沢の災害については、合流する支流が主な原因であり、こちらは治山堰堤の整備が対策として有効と考えておりますが、こちらは管轄する上田地域振興局の林務課とも協議したいと考えております。
○議長（森田公明君）　原田議員。
○７番（原田恵召君）　数年前に落合橋で流木が引っかかって、ダムとなって下流である東側の土手が崩れるという災害がございました。原因は流木が橋桁に引っかかっていたというのが原因でございますけれども、それを考えると、上から流木が流れてこないようにしないことには、また下流で同じようなことが起こると考えられます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。
　それでは最後の質問ですが、合併２０年行事は何をするのか。（１）長和町誕生２０周年でイベントは何をするのか、しないのか。これは２月の半ばに通告してありますけれども、２月の終わりには予算書の中に載ってきておりますが、まだ先ほども３００万円という話がございましたが、答弁をお願いします。
○議長（森田公明君）　羽田町長。
○町長（羽田健一郎君）　原田議員おっしゃるとおり、平成１７年の合併から長和町が誕生し、この１０月で二十歳を迎えます。今のところ詳細につきましては未定でございますが、今回、今お話ございましたように３００万円の予算でお願いをしておりますが、広報・広告、イベント、記念式典、記念事業と位置づけをして、それぞれ実施をしてまいりたいというふうに考えております。
○議長（森田公明君）　原田議員。
○７番（原田恵召君）　費用対効果を考え、一過性のイベントでないと考えるがいかがでしょうか。
○議長（森田公明君）　羽田町長。
○町長（羽田健一郎君）　長和町合併２０周年を迎え、記念事業を実施する中でお話ございましたように、あくまでも一過性のものではなく、今後の機運を創出するため、二十歳を過ぎた成熟した大人の町へ、次なる新たな２０年に向かって町民の皆さんが一つに、長い輪になってその未来への旅立ちをしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。
○議長（森田公明君）　原田議員。
○７番（原田恵召君）　この件につきましては、予算委員会の中で話がありますので、その中でま

たいろいろと話を申し上げたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君）　以上で、７番、原田恵召議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後２時１１分まで休憩といたします。

休　　憩　　午後　２時０１分

再　　開　　午後　２時１１分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

９番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○９番（渡辺久人君）　それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

本日、私は、アンケート結果と「長和町デジ田戦略」について。地域計画について。２点質問を行います。

今年は戦後８０年、昭和で数えると１００年、長和町が合併して２０年と節目の年であります。日本の人口は戦後増加し始め、２００８年（平成２０年）の１億２，００８万人がピークで、その後、本日まで急激に減少しております。特に１５歳以下の若者層の減少が顕著であると聞いております。そのため、国では地域の持続的な発展を目指し、地域内の人々がその土地で安心して暮らし、働き、育てることができる社会をつくり上げることを目標とした地方創生戦略を実施してきました。

長和町でも人口の急激な減少、超高齢化という大きな課題に対し、それぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生することを目的地に始まったまち・ひと・しごと創生総合戦略を第１期、第２期と展開し１０年が終わろうとしております。

そこで最初の質問です。長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成２７年度から令和６年度まで１０年間を取り組んでまいりました。第１期、第２期ともに４つの基本目標を掲げて実施してきましたが、第２期の基本目標４つとはどのようなものだったのか、またそれぞれ目標に対して成果はあったのかお伺いします。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　まち・ひと・しごと創生総合戦略に関わる地方創生につきましては、平成２６年５月に日本創生会議・人口減少問題検討会の分科会による成長を続ける２１世紀のためにストップ少子化・地方元気戦略におきまして、このままでは多くの地域は将来消滅するおそれがあるとされたことが、日本の地方創生に向けた動きを加速させる契機となりました。

国のまち・ひと・しごと創生法が成立、施行され、国の総合戦略にありますまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされました。これに伴い、町におきましても、町のまち・ひと・しごと創生総合戦略として平成２７年度からの第１期総合戦略、令和２年度からの第２期総合戦略を策定し、

施策の推進に努めてきたところでございます。

議員御質問の第２期総合戦略の基本目標に関しましては、担当課長より答弁をいたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　町総合戦略の第２期総合戦略の基本目標の関係についてお答えさせていただきます。

町の第２期総合戦略におきましては、４つの基本目標を定め、これらの目標に係る施策を進めてきたところでございます。４つの基本目標につきましては、基本目標１が地域資源を生かした地域産業の振興で働いてみたくなる長和町をつくる、基本目標２が地域資源を生かした観光・交流文化の構築で人の流れを呼び込む長和町をつくる、基本目標３が地域資源を生かし、結婚、妊娠、出産、育児、子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなる長和町をつくる、基本目標４が地域資源を生かした安全・安心な環境の確保で、暮らし続けたくなる長和町をつくるとなっております。

これらの目標に対する成果の関係につきましては、第２期総合戦略の計画期間が本年度となっているため、第２期総合戦略の総括を令和７年度に入ってから行うこととなります。第２期総合戦略の総括につきましては、地方創生推進協議会において協議を行い、町ホームページで公表する予定となっております。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　答弁いただきました。成果は令和７年度になってからとの答弁ですが、最終年の半期残しているのみですので、ある程度予測はできるのかなと思います。

長和町は、２０１４年に消滅可能性都市と公表され、さらに昨年、脱却できずに消滅可能性自治体となりました。成果については、この後質問いたします昨年行われた町民アンケートの結果を見ると明白ではないでしょうか。

次の質問です。令和７年度からは、長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略、以下デジ田戦略と呼ばせていただきますが、これまでの地方創生総合戦略とデジ田戦略を融合した大規模な地方創生策と私は理解しましたが、どのような施策なのかお聞きいたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　デジタル田園都市国家構想総合戦略の位置づけに関する御質問でございます。

今回、策定を進めています長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略につきましては、現在の第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が、令和６年度、本年度で終了するため、令和７年度からの総合戦略として位置づけられているものですので、地方創生総合戦略とデジ田戦略の２つの戦略を融合した施策というわけではございません。

総合戦略の名称につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略からデジタル田園都市国家構想総合戦略に改めさせていただきました。

総合戦略の名称変更につきましては、国がそれまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略をデジタルの力を活用して継承、発展させていくために、令和４年にデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定しており、町としましても第２期総合戦略の計画期間の満了を受け、引き続き人口減少などに立ち向かうため、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略として策定することになったものでございます。

デジタル田園都市国家構想戦略の策定に当たりましては、今までの第２期総合戦略の各施策につきまして大きな枠組みである４つの基本目標は継承し、第２期総合戦略における各施策との整合性や継続性に留意しつつ、アンケート調査の実施などにより住民の皆様の意見などをお聞きしたり、町地方創生推進協議会での検討などを通じ、計画期間中もデジタルの活用、実装を検討していくことを念頭に置きながら、今後５か年の目標や施策の方向性などを策定していくものでございます。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　デジタル田園戦略策定に当たり、プロポーザルで一般財団法人長野経済研究所に委託しております。委託した業務の内容は何か、アンケート集積、分析及びデジ田戦略計画、施策も含めたものかお伺いします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　町のデジタル田園都市の戦略策定に係る委託業務の内容に関する御質問でございます。

委託しております業務の内容につきましては、人口動態などに係る基礎情報の収集、整理、分析、第２期長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証、アンケート調査の実施、総合戦略策定に係る各課ヒアリングの実施、総合戦略の素案、確定案などの作成支援、総合戦略概要版の作成が主な内容となっております。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　令和６年度当初予算では、委託料として５００万円見込んでいますが、支払額はどれほどになったのかお伺いします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　業務委託料に関する御質問でございます。

今回の総合戦略策定業務の契約金額につきましては、５０１万円でございます。現時点では、委託業務が完了していないため支払いは行っておりませんが、業務委託の内容に変更はありませんので、契約額と同額の５０１万円を支払予定額としております。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　次は、アンケート結果を反映したかという関係になりますが、デジ田戦略策定過程で昨年、住民、保育園保護者及び商工会、観光協会、農協、学校等の団体に対しアンケートが行われています。アンケートの設問４の回答方法は、中立的な選択肢に「どちらともいえない」を加えた５段階の選択肢から選ぶ５件法となっています。一般的に満足度などの調査に用いら

れ、回答者は手っ取り早く回答するために取りあえずどちらともいえないを選ぶケースが多く、実際、今回の満足度のアンケートではどちらともいえないの回答率は３０％から６５％と高い率を示しています。「どちらともいえない」及び「満足」、「不満」の回答率をどのように考察したかお伺いします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　デジ田総合戦略に係るアンケートに関する御質問でございます。

今回の総合戦略の策定に当たりましては、住民などの皆様の御意見を伺うために町民アンケート、保育園保護者アンケート、団体アンケートを実施しております。

町民アンケートにつきましては、１８歳以上７０歳未満の住民の方１，０００名、保育園保護者の皆様につきましては、ながと保育園、和田保育園の保護者の方７５名に対して行いました。町民アンケートにつきましては３３０名の方々から、保育園保護者アンケートにつきましては２２名の方々から御回答をいただきました。

また、団体アンケートにつきましては、農業委員会、商工会、観光協会、社会福祉協議会の代表の方にお願いし、それぞれ回答をいただいております。

町民アンケートにつきましては、第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略の満足度及び重要度に関するアンケートを行いました。この中で満足度の回答の選択につきましては、議員の御質問でも触れられておりましたが、「満足」、「まあ満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満」の５つの選択肢から回答していただくようにしました。

この中で議員の御質問にあります「どちらともいえない」の回答率につきましては、一番低い割合が、道の駅の充実の３１．５％、一番高い割合がふるさと納税制度の活用の７１．８％となっています。

また、「満足」につきましては、一番低い割合が雇用創出等に係る人材支援や働く場所の確保関係の２．７％、一番高い割合が道の駅の充実の１２．１％。「不満」につきましては、一番低い割合がコミュニティ施設の整備による地域共生社会の実現の２．１％、一番高い割合が雇用創出等に係る働く場所の確保関係の２７．９％となっています。

「どちらともいえない」の割合につきましては、各施策におきまして、多くの割合を占めている結果になっていますが、これは可もなく不可もなくという普通と考えられますので、施策としては大きな問題がないものだったと考えております。

また、「満足」、「やや満足」と「不満」、「やや不満」と回答した方、言い換えますとどちらでもないの割合が低かった施策につきましては、道の駅の魅力向上、時代に対応した公共交通網の検討、医療体制の維持、雇用創出のための働く場所の確保、空き家の活用による交流人口の増大などがあります。これらの施策につきましては、住民の皆様の関心が特に高い施策であったため、満足や不満というはっきりとした回答が得られたものであると考えております。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　中立的尺度と言いますけれども、があるにもかかわらず満足や不満足あるいは賛成や反対といった項目を選択した回答者は、それだけ選択した意見を強く持っていることとなります。

次の質問です。アンケートの設問４で町が進めてきた施策についてどのように感じているかと質問しています。基本目標１、地域資源を生かした地域産業の振興で働いてみたくなる長和町をつくるの回答結果は８施策全てで不満度が満足度を上回っています。特に雇用、働く場所確保、人材、商工業、企業情報発信の不満度が高い。今まで何人かの議員さんも企業誘致、雇用に関して、これまで質問を繰り返してきましたが、実施できずに住民も不満を感じている現実が分かりました。

基本目標１のアンケート結果をどのように考察したか、特に不満度の高かった企業誘致、働く場所の確保としてデジ田戦略では、企業誘致のための情報収集、個別案件への対応、テレワークの推進を具体的施策としています。お聞きします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標１であります地域資源を生かした地域産業の振興で働いてみたくなる長和町をつくる、これの町民アンケートの結果に関する御質問でございます。

この基本目標１につきましては、特産品開発による雇用の創出、雇用創出のための企業誘致、働く場所の確保、商工業発展の促進、企業情報発信の強化など８つの施策を掲げております。

アンケート結果では、「不満」、「やや不満」の割合の合計が、「満足」、「やや満足」の割合の合計を上回っていて、特に雇用創出のための企業誘致、働く場所の確保につきましては、この割合が第２期総合戦略で掲げた２６の施策のうち一番よくない結果となっております。雇用創出関係の働く場所の確保に係る住民の皆様の不満が大きいことがこのアンケート結果から推測されます。

デジ田総合戦略におきましては、若い世代や子育て世代をはじめ長和町への移住者、町内在住者の雇用を確保するため、空き家の活用も視野に入れながら、企業の誘致や雇用の拡大、良質な仕事の確保に取り組むこととし、企業誘致のための情報収集やテレワークの推進を進めていくこととしています。

この中でテレワークの推進につきましては、デジ田総合戦略から新たに加えた施策でございます。テレワークなどの多様な働き方の実施により、働く場所の確保に努めていくこととさせていただいております。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　企業誘致に関して情報収集とありますが、どこからどのような情報を収集するのか、逆に企業を誘致していることを発信できないかお伺いします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　企業誘致の情報収集に関する御質問でございますが、長野県企業局や上田地域振興局商工観光課から定期的に大規模な土地や施設を求める企業等について情報提供

がございます。このような情報を漏れなく収受し、当町の状況に照らし合わせ、県や直接企業へ連絡をしているところでございます。

また、古町呑入地区を地域未来投資促進法の重点地域に指定したことにより企業等から問合せもいただいておりますので、誘致が実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

情報発信につきましては、県企業局、上田地域振興局及び商工会と連携を図りながら情報発信の在り方も含め検討してまいりたいと思います。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　テレワークに関しましては、立科町が先進地であり、既に視察などは実施済みと思いますが、テレワークの方式、ＩＴエンジニア、ワーカー等人材育成、発注先企業など詳細な実施計画はできているのでしょうか。年次計画と開始年度の予定をお伺いします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　テレワークに関する御質問でございます。

テレワークにつきましては、デジ田総合戦略の基本目標１であります地域資源を生かした地域産業の振興で働いてみたくなる長和町をつくるにおきまして、雇用の創出のための企業誘致、働く場所の確保のための施策として、新たに登載させていただいたものでございます。

テレワークの先進地とされています立科町につきましては、昨年、移住関係の視察を行いました。ふるさと交流館を視察させていただきましたが、この施設内に立科テレワークセンターが設置されていました。このときは移住に関する視察でしたので、テレワークセンターの詳細についてはお聞きしてまいりませんでしたが、先進的な取組を行っておりますので、町が今後、テレワークに取り組んでいくに当たっての参考事例とさせていただきたいと考えているところでございます。

このような状況ですので、テレワークの方式、ＩＴエンジニア、ワーカーなどの人材育成、発注先企業など詳細な実施計画はまだできておりません。デジ田総合戦略におきましては、令和１１年度までに１施設を整備する目標を設定していますので、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　立科町のテレワークは、議会でも６年ほど前に既に視察を行っています。熱意のあるＩＣＴに優れた職員を採用し現在に至っていると思われます。テレワーク事業はＵターン、さらに企業誘致につながる可能性もありますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、デジ田戦略の基本目標１に新たに（イ）環境に優しい農業の推進が盛り込まれました。具体的な事業として、みどりの食料システム戦略関連事業とありますが、基本計画の作成、認定農業者、取組面積４２ヘクタールとありますが、特定区域は決まっているのかお伺いします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略における環境に優しい

農業の推進につきましては、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和の取れた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図りたいと考えているところでございます。

環境に優しい農業の取組面積としまして、令和５年度の基準値が４０ヘクタール、令和１１年度の目標値を４２ヘクタールとして設定してございますが、基準値につきましては、既に栽培実績のあるダッタンそばの作付面積がベースとしております。

当町においては、これまでの話合い等を通じて、農薬不使用や減農薬による環境に優しい土作り、農産物直売施設を活用した専用コーナーの確保、人的交流や関係人口の創出を施策の柱として取り組んでまいりたいと考えているところでありまして、今後、策定を進める有機農業実施計画においては、水稲や野菜の振興も含めて取組を推進したいと考えているところでございます。

また、特定区域の設定につきましては、対象となる地域の選定、地元への説明、合意形成を経て慣行農業から有機農業への転換等、踏み込んだ対応も必要となってくることから現時点では未定となっておりますが、有機農業実施計画を策定するための検討会において、先進地域の事例等も踏まえ、調査、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　有機農業に関しては、小規模であっても特定区域の選定、ＪＡＳ認定、何よりも生産において手間がかかることから、若手の新規参入者を確保する必要があると私は考えます。

次に、デジ田戦略において継承されている施策ですが、基本目標２の施策、国際交流の推進による交流の活性化と人材育成でのアンケート結果は、「満足」が「不満」を６ポイント上回っています。また重要度は３８．５％で２６施策のうち２５番目に低い、この結果をどう考察するか、いつまで事業は継続するのかお伺いします。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君）　現在、国が示す教育基本方針の中では、ＳＤＧｓとして御存じのように人権や環境問題など２０３０年までに私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指す施策を重視しており、子供たちを対象とする国際交流の推進による交流の活性化と人材育成は、その根幹をなす国際理解教育の一環として位置づけられており、全国の自治体が取り組んでいる事業でございます。

子育て支援の施策を重視する当町でも、地域や世界の未来を支える人材育成につながるものとして平成２８年から取り組んでまいりましたが、その実績は、子供たちの可能性やこの地域の魅力発信として着実にその成果を上げており、満足度の数値がそのことを示しております。

一方、重要度に関するアンケート結果につきましては、施策の目標達成度に対する意見の反映など項目を選択する際の前提について、さらなる調査、分析が必要と思われますが、教育委員会とい

たしましては、長い目線で見守るべき教育の施策として、この未来を担う国際理解教育の推進を継続していきたいと考えております。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　次に、地域を支える人材育成に取り組むとありますが、参加人数のみの評価が行われていると思われます。地域を支えてくれる人材として町に就労したなどのアウトカム指標で検証を行ったのか、何をもって人材育成なのかお伺いします。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君）　平成２８年に第１期生が渡英して以降、令和６年度まで累計４５名の子供たちが海外派遣交流事業で渡英しており、そのうち３２名の方が高校を卒業され、その大半が進学などで町を離れていると伺っております。

また、既に就職された方の中には、家業を継ぐなどして長和町へ戻られている方、県内でも勤務地の関係で他の市や町に在住している方もいらっしゃいます。

本事業の参加の有無にかかわらず、町の子供たちにはできることならば長和町に戻ってきてほしいという気持ちはございますが、これは就労先の問題など町が抱える様々な課題と自分の将来をどうするのか、どこでどのような経験を積むのかという子供たち自身の人生設計についての選択もございまして、学校を卒業後、すぐに長和町に戻ってくることが評価対象になるとは一概には言えないと考えております。

自分の将来をどうするのかは子供たち自身の選択によるものであり、その選択を尊重し、この町で培った力を人生の支えにしてほしいと願っておりますが、社会人としての第一歩を踏み出そうとしている皆さんからは、進学や就職で町の外へ出ていても継続的に町の事業に参加できる仕組みをつくってほしい、長和町やこの交流事業において後輩たちのために何かしたいとして長和町地方創生推進協議会の委員を務めてくださっている元大使の方もいらっしゃいます。

黒耀石大使経験者の皆さんの進路や将来に関する抱負などについては、現在アンケート調査を計画しており、進路などが確定する新年度にかけて実施を予定しております。

また、教育委員会といたしましても、この町のためにという声にお応えできる仕組みをつくっていきたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　定住以降のアンケートもありまして、それを見ると２０代以下ではずっと住み続けたいと回答した方は１９．１％、できれば町外に住みたいは２６．９％でした。若者が定住したい、戻ってきたいと思えるまちづくりが課題と考察しております。

次に、国際交流事業では、本年１月３１日を期限にガバメントクラウドファンディングを実施しました。リーフレットの内容では「令和６年度交流事業費用として活用します」とあり予算執行ができないのかなと心配したところですが、ガバメントクラウドファンディングの真意をお伺いします。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　まず、令和６年度の国際交流事業は、ここ数年の大幅な円安の影響を受けて、その調整に苦労しましたが、受入先であるイギリス側の援助をはじめ、様々な御支援をいただいて予算内での事業執行がかなう見通しが立っております。そのような中で海外渡航後の実施となったガバメントクラウドファンディングでございますが、この取組は一般財源の支出軽減と今後の事業継続に対する取組として実施を始めたところでございます。

国際交流事業では、これまでに自治体国際化協会、東芝国際交流財団、グレイトブリテン・ササカワ財団などの団体から助成を受け、事業に充てる外部資金として活用してきました。本ガバメントクラウドファンディングも年度途中の実施とはなりましたが、海外渡航はもちろん、事前研修と渡航後の広報活動等、事業全般をプロジェクトとして申請した上で、サイトの運営業者から実施の許可をいただき、新たな資金調達の方法として次年度以降も継続的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、この制度は、あくまで自治体が実施する事業への寄附であるため、一般的なクラウドファンディングとは違い、寄附は全額を実施事業に充てることができます。

また、ふるさと納税のポータルサイトに専用のページが設けられるため、国際交流事業の詳細を掲載し、サイトを訪れる方にアピールすることができます。長和町の魅力発信の一翼を担う事業として宣伝し、併せて継続的な支援者となり得るファンを獲得していく所存でございます。
○議長（森田公明君）　渡辺議員。
○９番（渡辺久人君）　それでは、寄附金は幾ら集まったのか、寄附の相手方の内訳が分かりましたら教えてください。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　寄附申請いただいた総額でございますが１２２万円でございます。件数につきましては５２件ございまして、内訳といたしましては、あまりちょっと細かにはまだ把握しておりませんが、１６都県、県内が３６件という状況でございました。
○議長（森田公明君）　渡辺議員。
○９番（渡辺久人君）　次の質問ですが、先ほどの答弁の中に含まれておりましたので割愛いたします。

次に、基本項目３はこれまで結婚、子育ての２項目の施策でしたが、新たな施策として、時代の変化に対応した特色ある教育環境の充実が追加されました。この項目タイトルに特色あるという文言がありますが、現状、長和町の教育環境は特殊、特異と私は感じます。具体的な施策に図書館の在り方、ＩＣＴ教育推進、補完的な学習の場の検討とありますが、目標達成に向けてより具体的なスケジュールを含めた実行計画はあるのかお聞きします。
○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　総合戦略に登載した施策の具体的な実施に係る御質問でございま

す。

最初に、町の図書館としての役割を果たしております児童館図書室の関係でございますが、具体的な事業にある児童館図書室の在り方の検討の重要業績評価指標（ＫＰＩ）でございますが、これは効率的な運用に関して運営委員会による検討、施策の実施としておりまして、計画期間が始まる７年度より図書館運営委員会において目標達成に向けたスケジュールなどを協議していただく予定でいます。このため、現段階では実行計画などは作成されておりません。

次に、学校のＩＣＴ教育の関係でございますが、令和２年度に国のＧＩＧＡスクール構想により小学校にタブレット端末などのＩＣＴ機器を整備しましたが、この更新を令和８年度及び令和９年度の２か年間で実施する予定でございます。

補完的な学習の場の検討につきましては、今後どのように進めていくのか現在検討中でございますので、具体的なスケジュールは決まっておりません。

このように、現時点では具体的な実施計画は設定されておりません。デジ田総合戦略の各施策につきましては、これまでの総合戦略と同様に、地方創生推進協議会におきまして効果検証を行うようになります。このときの効果検証資料に具体的な内容を登載するようになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　２項目はまだ計画ができていないということなんですけれども、この次にある検証は多分半年先行くと思うんですよね。そのときに何も目標がなくて計画を進めていかれるのもちょっと不思議に思います。

次の質問です。去る２月２８日に望ましい学校教育環境の整備に資するための長和町学校の在り方検討委員会が組織されました。この委員会は、小学校の統廃合を目的とした委員会と私は認識しておりますが、合併から２０年、地域の特色にこだわらない、真に子供たちの将来を見据えた教育環境を早急に考える必要があると思います。デジ田戦略の施策に小学校統合を組み入れるべきではないでしょうか。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君）　小学校の統合につきましては、和田小学校の存続を望む考えの保護者と統合を望む考えの保護者、両方の意見があり、統合ありきで進められる状況にはございません。今後、学校の在り方検討委員会で地域と保護者等で意見を交換し、様々な角度から検討が必要であることから、デジ田戦略とは別に時間をかけ協議を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　基本目標３の中に載っているんですよね。ということで、そこに載っていても別物と考えているということで、分かりました。

次のコミュニティ・スクールの在り方については、先ほど答弁いただきましたので省略します。

次のＤＸ活用の推進に関しての質問です。長和町デジ田戦略の各基本項目の具体的事業を見ても、

具体的なデジタル技術活用の計画がありません。ＤＸを含めた戦略はハードルが高いと思われますが、高齢化が進む中でデジタル共生社会の実現に向けての計画は考えたのかお伺いします。
○議長（森田公明君）　藤田総務課長。
○総務課長（藤田健司君）　デジタル共生社会の実現といっても課題は多岐にございまして、当町におきましては、令和４年度までの自治体が積極的にデジタル技術を活用した業務改善を先行して推進してまいったわけでございます。それまでは県内でもかなり遅れを取っていたのではないかと認識しておるところでございます。

これらを急激に事業推進する場合につきましては、実例といたしまして、デジタル技術に対するアレルギー反応を起こす方も現れるといった実例もございます。したがいまして、当町の６５歳以上の高齢化率については、２月１日現在で４４％となっておるわけでございますが、町が急激に事業を進めると取り残されてしまうというような住民の皆さんもいることも推測されるということでございますので、手のつけられる、始めやすいところから推進してまいりたいと考えておるところでございます。

今回の長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略につきましては、国に倣い、以前からあった第２期となりますまち・ひと・しごと創生総合戦略が名称を変えておりますので、名前が変わったことにより全ての計画にデジタル技術をどう活用するかは記載してございません。

しかし、全ての計画において、住民のライフスタイルに寄り添える地域社会の実現に向けまして、デジタル技術による生活基盤の環境整備や行政全体の効率化並びに住民サービスの高度化に関する施策につきまして、総合的かつ計画的に推進することを目的に設置いたしました長和町ＤＸ推進本部に相談体制をつくり、計画についてのデジタル技術活用やニーズに応じた検討を行う体制を取っております。

また、このＤＸ推進本部におきましては、専門家でありますＩＴコーディネーターの資格を有する外部の方にも参画をいただいておりますので、今後の計画及び推進に努めているところでございます。併せまして、高齢者の皆様にも十分配慮をしながら若者世代のニーズにある事業を取り入れ、使いやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。
○議長（森田公明君）　渡辺議員。
○９番（渡辺久人君）　アンケート結果を見ていただいていると思いますけれども、アンケートではＷｉ―Ｆｉ環境の整備とか防犯対策ツール、告知放送のタブレット化などなどが多くの取組が要望されておりますが、そういった実施計画はないでしょうか。
○議長（森田公明君）　藤田総務課長。
○総務課長（藤田健司君）　推進計画等につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、アンケート調査の結果が出たばかりでございますので、実際にどうなのか、需要やニーズ、現状をしっかりと把握、検証しながら要望に応えた事業計画を充実するとともに、財政部局などとの連携を密にその推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。
○９番（渡辺久人君）　例えば、クラウドファンディングでの資金調達で、集落内全域でＷｉ―Ｆｉ化をと前後にスマートスピーカーを配置したというような前例もあります。それから今、現在、デマンドを行っていますけど、さらに優秀なＡＩの予約配車システムを活用したフルデマンド交通とか地域のデジタル化推進を主要なミッションとする地域おこし協力隊の採用、水道事業などもこれから計画されていると思いますけども、水道スマートメーターによる自動検視などなど多岐にわたります。

このような事例がありますが、デジタル田園都市国家構想総合戦略といっても、これまでのまち・ひと・しごと総合戦略とほぼ同様の基本目標です。この１０年間と同様のことを行っていても効果は出ないと思います。単に数にこだわった目標値を定めるだけでなく、デジ田戦略策定体制を構築していただき、各事業を実施していただきたいと思います。

次の地域計画についての質問になります。令和６年１２月から令和７年１月にかけて地域計画策定に関わる懇談会が開催されました。地域計画の策定に当たっては、町と関係機関――農業委員会とか農協になりますが、一体となって取り組み、農業者や地域の皆さんの話合いで取り組むと定義されております。改めてお伺いします。地域計画とは何でしょうか。
○議長（森田公明君）　羽田町長。
○町長（羽田健一郎君）　高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、これまで地域の皆さんが管理し、作物を栽培してきた農地が守れなくなってしまうことから、次世代に引き継いでいくためには、地域の皆様が地域農業の将来像を話し合い、取組を実行していくことが重要であります。

これまで地域での話合いにより、人・農地プランを作成、実行してきましたが、農地を利用しやすくするためには、集約化等の取組を加速化することが喫緊の課題となっていることから、令和５年４月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、地域農業の在り方を示した人・農地プランが地域計画に名称が変更となり、目標地図を新たに作成することが義務づけられたものでございます。

この地域計画につきましては、地域の農業の将来の在り方、地域計画の区域、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めて、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた目標地図を作成する必要がございます。意向調査や懇談会を踏まえ、地域計画の案の公表や公告を経て、３月末の完成に向けて対応を進めているところでございます。
○議長（森田公明君）　渡辺議員。
○９番（渡辺久人君）　アンケートはいつ行われたのでしょうか。集約は誰が行い、結果はどのような傾向だったのでしょうか、お伺いします。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　アンケートは、農地利用最適化推進委員さんによりまして、令和

３年度から令和４年度にかけて実施したものでございます。

調査の方法としまして、農地の所有者に対しまして、後継者の有無と、一筆ごと今後の農地管理の意向を確認するとともに、耕作をしている場合は何を作付しているのか、設問以外で農地について相談等があれば記入をしていただくようにしたものでございます。

回答結果としまして、後継者の有無の質問につきましては、後継者がいるとの回答４７％、いないとの回答が４６％で、農地管理の意向につきましては、自ら耕作するが３８％、既に貸しているが２２％、貸したいが８％、売りたいが６％、荒廃地が１７％の回答結果となっております。

また、これとは別に、農政係において、地域計画に記載する地域内の農業を担う方の１０年後の目標面積を記載するための基礎といたしまして、令和６年９月に、経営所得安定対策の申請者６２者を担い手と位置づけまして、その方を対象に、経営規模の拡大・縮小について意向を確認したところでございますが、ほとんどの回答者は現状維持で、若手を中心に微増の傾向となっているところでございます。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　次の質問ですが、午前中の龍野議員の質問と重複しますので割愛させていただきます。

続いて、地域計画は、農業者等の協議の結果を踏まえて作成された目標地図などを明確化し公表するものと定義されていますが、いつ、どのように公表し、周知するのか、お伺いします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　１月に地域ごとの懇談会において地域計画の説明や意見聴取が終了しましたので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき、２月にホームページにおいて協議結果を公表したところでございます。

今後につきましては、地域計画内の農地の出し手や受け手等の利害関係人は、縦覧期間中に意見書を提出することができるとされておりますので、３月中に地域計画の案に対する縦覧期間を設ける予定でございます。

また、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の規定により、提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、地域計画を３月末に公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する予定でございます。

また、町のホームページや広報、公式アプリＮナビを活用し、周知を行うようにしたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　地域計画策定後、地域計画の達成に向け、どのような事業をいつから実施するのか、お伺いします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　地域計画において、基盤整備事業への取組方針につきましては、

遊休農地の発生防止や生産性の効率化を図るため、農道や用排水等の農業設備の改良や修繕、基盤整備について、今後検討していくこととしておりますが、具体的な事業の内容や箇所等の詳細を示しているわけではありませんので、町の財政状況や活用できる事業や交付金等、要望内容を個々に検討した上で対応してもらいたいと考えております。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　担い手不足から、地域計画に支障が出ることが目に見えております。デジ田戦略の施策にも計画されているＵＩＪターン、地域おこし協力隊の採用など、新規就農者確保、ＤＸを導入したスマート農業の導入など、具体的な施策はできないか、お伺いします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　地域計画の実行のみならず、町の基幹産業として、優良な農地の維持、有効活用を図るためには、担い手の確保が非常に重要であると認識しております。

町では、上田農業農村支援センター等の関係機関と連携しながら、国の農業次世代人材投資事業の活用や、令和６年度から、地域おこし協力隊の制度を活用した就農者の確保、環境に優しい農業の推進等を通じて、新規就農者の確保を進めているところでございます。

また、既存の担い手につきましても、国のスマート農業施策の活用、町の農業機械施設導入事業に加え、組織化の支援等によりまして、農作業の効率化や負担軽減、人材確保につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　デジ田戦略で掲げた有機栽培、スマート農業などは若い就農者でなければ実施できないと思いますので、積極的な取組をお願いいたします。

次に、利用権設定促進事業についてです。農業経営基盤強化促進法の一部改正により、利用権設定促進事業（相対契約）が廃止されました。農地の賃貸、売買に関わることと思いますが、地域計画との関連、廃止後の扱いはどうなるのか、お伺いします。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　令和５年４月に農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、令和７年４月からは、利用権設定促進事業、一般的には相対契約が廃止されまして、農業者同士での新規契約や更新ができなくなるものでございます。

令和７年４月からは、農地の貸借は原則として農地中間管理事業に一本化されることとなり、農地中間管理事業で貸借権等を設定する場合には、内容が地域計画の達成に寄与するものでなければならないとされております。

具体的には、賃借権等の設定を受ける者が、原則として、地域計画の農業を担う者に位置づけられた方である必要があるといったことが要件となるものでございます。

○議長（森田公明君）　渡辺議員。

○９番（渡辺久人君）　令和７年４月から農地の貸借方法が変わるということですが、具体的にど

のようになるのか。農地所有者に対して、意向調査及び周知を行ったのか、お伺いします。
○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。
○産業建設課長（中原良雄君）　これまでの貸借は、相対契約、農地中間管理事業、農地法第３条の方法がございましたが、４月からは、農地中間管理事業と農地法第３条のみとなります。
　今後の対応としまして、３月１４日に開催予定の転作委員会において、４月以降の農地の貸借等についてのチラシを配布するとともに、町のホームページや広報、公式アプリＮナビを活用し、周知を行うようにしたいと考えております。
○議長（森田公明君）　渡辺議員。
○９番（渡辺久人君）　以上で、本日の私の質問を終わらせていただきます。
○議長（森田公明君）　以上で、９番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。
　ここで午後３時１７分まで休憩といたします。

休　　憩　　午後　３時０７分

再　　開　　午後　３時１７分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。
　６番、羽田公夫議員の一般質問を許します。
　羽田公夫議員。
○６番（羽田公夫君）　議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をしたいと思います。
　本日は、部活動の地域移行について、何回も今までもお尋ねした題ではありますが、だんだんと現実に近づいた状況の中ですので、また、違った角度から見なければいけないということで、あえて本日は、地域移行についてだけの質問で終始したいと思いますので、よろしくお付き合いのほどお願いしたいと思います。
　学校部活動の地域移行につきましては、以前より何回かの一般質問をさせていただきました。質問にはその都度回答をいただき、その時点では理解を深めながらも過ぎてきましたが、今回もこの場で地域移行について質問させていただきたいと考えました。それは、前回よりも地域移行の問題がよりゴールに近づき、現実味が増してきたことからということになります。
　地域移行をなぜこんなに急ぐか考えると、急ぐ裏には、少子化の結果、生徒数の減少と教職員の働き方改革の２つの大きな問題がのしかかっているものと思われます。
　これまで、中学校における運動部活動は、教育課程外の活動でもあるにもかかわらず、教育的な意義を持ち、生徒及び保護者の意識においても学校教育の一部として捉えられ、運動能力の向上だけでなく、生徒指導や進路指導の面からも成果を上げてきた実態があります。さらに、部活動の指導につきましては、学校の教師がほぼ全てを背負い、時間やその他の負担は大変大きなものがあったのも事実です。また、大会においても同様で、生徒の引率、大会運営や審判に至るまで、負担も大きなものがありました。

このような現実の中、学校の部活動は、社会体育から指導者を受け入れて大会に参加できる環境も少しずつできてきましたけれども、しかし、学校が望む指導者の絶対数が足りず、僅かな好例にとどまったまま進展が見られませんでした。

今回の地域移行の話は、平成３０年３月に文部科学省の外郭団体であるスポーツ庁から通達が出され、令和８年度を目標に進められてきました。その間、僅か９年で進めなければならない作業で、誰が見ても、１００年以上も続いてきた学校内の部活動を校外に出してしまうという、無理押しの荒業とも思えます。

しかし、既に南部中学校の生徒たちは他校の生徒たちとペアやチームをつくり、令和６年度の夏季大会において、サッカー部、陸上部、水泳部、バレーボール部が町外の学校と組み合わさり、大会に備えて練習に励み、立派に戦い、県大会まで進み、結果を出してきております。人数さえそろえば校内でチームをつくり、南部中学校として大会に出場もかないますが、中山間地に位置している学校としては、似たような学校とチームを組み、一緒になるしか方法はないようです。これからも少子化が進む中で、ハンディとして受け入れ、前に進むしかありません。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要（令和４年６月６日）の中では、目標時期というのが明記されていて、令和５年度の開始から３年後の令和７年度末を目途に、合意形成の条件整備等のために時間を要する場合には、地域の実情等に応じ、可能な限り早期の実現を目指すとして、令和７年度末（令和８年３月末日）までを休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間として、令和８年度末（令和９年３月末日）までに状況を検証し、さらに改革を１年先送りした状態で様子を眺め、進めているようです。

質問のほうへ入ります。文科省からの通達の中で、地域移行の受皿として、地域のスポーツクラブ、体育協会、競技団体、その他（保護者会等）が挙げられます。教育委員会は、地域移行の話が出てきた当初において、クラブ等、上記に挙げた町内の諸団体と話合いの場を設け、学校部活動の地域移行の問題について話し合った経緯はあるのか、お聞きします。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　昨年８月末ですが、文部科学省が行った部活動に関する調査によると、公立中学校における部活動の指導者の約８０％が教職員であることが明らかになったとの記事を見ました。具体的には、運動部で６３％、文化部で７２％となっており、特に平日の指導においては大きな課題が残っていることが分かり、文部科学省は少子化への対応や教員の負担軽減を目的として、民間クラブなどを活用した地域移行や民間指導者との連携を促しているが、進んでいない現状が浮き彫りになりました。受皿不足などが背景にあると見られるとありますが、一番の課題は、中学生を任せられる指導者をどれだけ集められるかにあります。

長野県におきましては、指導者の登録を広く呼びかけ、県内市町村間でマッチングを行える人材登録サイトを開設をいたしました。

依田窪南部中学校は上田市長和町の組合立でございますので、双方の市町が協力体制を取って取

り組んでまいりますが、詳細につきましては担当課長より答弁をさせていただきます。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　御質問の、町内スポーツ等団体と話合いの場を設け、学校部活動の地域移行の問題について話し合った経緯はあるかについての御質問でございますが、令和６年３月議会で議員の一般質問にお答えしたとおり、長和スポーツクラブの各種目においてアンケートを行った結果、野球、サッカーは受入れ、指導者の派遣は可能とのことでございました。バレーボールは中学生を指導できる指導者がいないとのことでした。バスケットボールは、既に地域移行について中学校の顧問と具体的な話合いを進めており、エントリー部である柔道・剣道は、長和スポーツクラブでも活動しながら中体連の大会に出場をしております。そのほか学校の部活動にはございませんが、空手道と合気道も中学生の受入れは可能とのことでございます。具体的な対応について協議をしてまいりたいと考えております。

また、地域での活動ということになりますと、学校で行っている部活動以外にも、現在ある生涯学習講座、グループやサークルとともに、伝統文化の関係で、おたや祭りの山車作りや長久保甚句の伝承なども含めた中で、休日に中学生が参加できるような形態が取れれば、選択肢の一つになるのではないかと考えております。

依田窪南部中学校におきましては、かなり早い段階から近隣中学との合同部活を実際に行っており、将来の方向性が見えていたこと、また、校長会において、上小地区部活動地域移行に向けてエリア別に活動するためのたたき台なども示して検討していることなどから、長和町教育委員会としては、町内各団体の状況、意識を把握しておく必要がございましたので、受入れ、指導者の派遣について意向調査を行ったところでございます。今後は、組合教育委員会事務局、上田市教育委員会及び武石地域教育事務所と連携を図りながら対応をしてまいりたいと考えております。
○議長（森田公明君）　羽田議員。
○６番（羽田公夫君）　自校で人数がそろわない場合は、どうしても他校の生徒と組まざるを得ません。生徒数の関係で、毎年、相手探しの問題が心配です。相手探しは、大会が終わった時点で心がける必要があります。生徒自身が一流の相手を探すのがよいと思いますが、相手探しのシステムを、学校や教育委員会等で必要になるのではないかと心配しております。ペアやコンビができない場合には大会に出場できないという事態も起こってしまいますので、この点については、相当慎重に考えていただく必要があるかと思います。

次の質問に移ります。令和６年度小学校卒業の６年生は、中学校３年時に、休日の部活動が完全に地域移行となってしまいますが、その渦中に在籍していることを保護者や６年生に話してあるのか、お聞きします。同時に影響を受ける４年生、５年生についての対応も分かりましたら、お願いしたいと思います。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　今後、依田窪南部中学校におきましては、運動部は近隣の中学校との

合同部活により対応していく方針を検討しておりますが、上田地域の中学校間での協議をしている段階でございます。

なお、今後は、組合立依田窪南部中学校として、上田市の検討協議会の枠組みに入ることが決まりました。

周知につきましては、１月２４日の学年ＰＴＡの際に、１年生、２年生の保護者に体育科教諭より、また、小学６年生の保護者には、１月２８日に開催しました中学校説明会におきまして学校長より、それぞれ説明をしております。なお、小学４、５年生に話す機会は、現在のところ特別考えてございません。

○議長（森田公明君）　羽田議員。

○６番（羽田公夫君）　地域移行が何年かたち、当たり前になれば、生徒や保護者に理解が深まり、心構えもできるものと思われます。しかし、地域移行期間中においては、しっかりした部活選択ができるよう情報提供が必要と思われます。よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。最近の信毎報道で、県教育委員会職員が長野駅前で部活動の地域移行のための指導者確保という見出しで、通勤者へ協力を呼びかけたという記事がありました。長和町教育委員会でも、クラブ関係者やスポーツ経験者、保護者等、いろいろな形で呼びかけや依頼等の声がけはする予定はあるのか、お聞きします。また、部員の保護者を中心に大会運営のスタッフの募集をしておかないと、大会の運営がスムーズに進まず、大変なことになってしまいます。大会主催の関係者としっかり連絡を取る必要があると思います。

以上について、答弁よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君）　長野県教育委員会が昨年１１月より、指導者や協力者として活動を支援していただける地域の方々と地域クラブとをつなぐマッチングツールとして、信州地域クラブ活動指導者リストの登録サイトを開設しました。これは、中学生期のスポーツ・文化芸術活動を応援してくださる多くの方々の登録をお願いするものでございます。

これに伴いまして、県教育委員会が県内の市町村教育委員会と協議を行い、長和町には昨年１２月に御訪問いただき、話合いをいたしました。県からは、部活動地域移行の手段としまして、信州地域クラブ活動指導者リスト登録サイトの活用の働きかけがございました。長和町からは、指導者の報償などの充実を県から国に要望してほしい旨をお願いしたところでございます。

長和町といたしましては、県と協働し、この登録サイトへの登録を町内スポーツクラブに周知するとともに、登録された近隣市町村の指導者の活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　羽田議員。

○６番（羽田公夫君）　昨年、外部コーチによる問題が発生し、大きく報道されました。この問題は、学校が一番心配していた問題でもありました。このような問題の再発を防ぐには、外部指導者への依頼については、しっかりとした対象者の技術指導だけでなく、人間性をしっかり評価できる

システムを構築しておく必要が大切なものと思います。

次の質問に移ります。地方公務員である教師は、労働基準法により兼業は認められませんが、地域移行後も意欲ある教師は、一定の条件をクリアできれば顧問を継続できることが特例として認められております。今回の地域移行に当たり、南部中学校においては、何人の教師が継続顧問の申請を出しているのか。また同様に、上小全域において現時点で何人くらいの教師が希望しているのか、併せてお聞きします。さらに、特例措置とはどのような条件と手続が必要なのかもお聞かせください。

○議長（森田公明君）　藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君）　部活動の地域移行に伴って、地方公務員である公立学校の教師等が、学校の部活動とは別に、地域クラブ活動での指導に従事することを希望する場合は、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。

依田窪南部中学校におきましては、現状ではこの許可を出しているケースはございません。今後、地域クラブ等から兼職兼業の依頼状が教師に出された場合、その教師は、兼職兼業の申請書を学校へ提出し、学校管理者である校長等が本務への支障の有無などを確認し、了承した場合は、教育委員会に兼職兼業許可の申請書を提出し、教育委員会が本務への支障がないと判断した場合は、兼職兼業の許可を出すという手順になります。このような手続を経ることにより、特別な措置として、公立学校の教師でも報酬を受けて地域クラブでの指導に従事することができるようになります。なお、無償または交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で指導する場合は、兼職兼業の許可は不要となっております。

なお、上小地域において何人ぐらいの教師が希望しているかにつきましては、今のところ全体的な調査などがございませんので、現在把握をしておらないという状況でございます。

○議長（森田公明君）　羽田議員。

○６番（羽田公夫君）　兼職兼業の申請が出ていないのは現在の状況ですが、完全移行にはまだ時間的な余裕があるもので、今の段階では意思表示をしていないのではないかと思われます。

自分の調査不足、研究不足で、今回、初めて耳にした言葉ですが、後半のほうのところで、無報酬や実費弁償の範囲内のみの支給の場合は、兼職兼業の許可は不要となりますというお言葉がありましたが、その辺が大変気になります。現職の教師による全くのボランティア指導で関わるというケースはないのか、これらがちょっと心配されます。これからも兼業の件につきましては、追跡調査をぜひともお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。地域移行は保護者の負担が増えるということでありますが、土日の部活動を学校から地域へ移行して、学校職員の負担を減らす目的で地域移行が考えられ、その姿が少しずつ見えてきました。今までは不要であった指導者への謝礼と、生徒を練習や大会の会場まで送迎しなければならない負担が増えることになります。その他には、練習会場が有料施設だったり、大会への出場に当たっては参加費が必要になってきます。経費に関しては受益者負担の原則があります

が、教育委員会として町営施設の減免対応は可能かと思われますが、指導者への謝金や大会参加費は幾らかでも補助できないか、家庭との対応についてもお聞きしたいと思います。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　町営施設の使用料につきましては、減免対応も考えていることを以前の御質問で答弁したところでございますが、指導者への謝金や大会参加費等の負担は、受益者負担とならざるを得ないと考えております。このことについても、県教育委員会との協議の中でお願いをいたしましたが、県としては補助は難しいとの見解が示されております。今後、国に対し、指導者報酬などと併せ、要望をお願いしたところでございます。
○議長（森田公明君）　羽田議員。
○６番（羽田公夫君）　国も県もお金がない中での地域移行なので、上部団体へのお願いはなかなか難しいのではないかなというふうに思います。しかし、補助金制度の願い書等は、何回でも出していくという粘り強さが必要ではないかと思います。そんなことも含め、保護者の理解を得ておく必要を感じます。
　次の質問に移ります。デマンドバスの関係です。昨年の４月より、デマンドバスの運行が始まり、運行時間の問題、乗車・下車の場所の問題、乗り合わせの問題等が改善要望点として挙げられていました。練習試合や大会等でデマンドバスが利用できれば、保護者として大変助かるのではないかと思います。その可能性についてお聞きします。
○議長（森田公明君）　笹井教育課長。
○教育課長（笹井佳彦君）　ＪＲとスクールバスの運行につきまして、定期的に行っております協議の中で、部活動への利用を打診してみましたところ、可能だと思うとの回答をいただきました。しかしながら、町部局との契約になりますので、運行について対応してもらえるかは決まっておりませんので、今後も町部局と協議をしてまいりたいと考えているところでございます。
　また、武石地区の生徒もおりますので、長和町だけの対応でするものかという問題がございます。
○議長（森田公明君）　藤田総務課長。
○総務課長（藤田健司君）　デマンドバスながわごんに関する御質問もございますので、私のほうからお答え申し上げます。
　議員がおっしゃるとおり、昨年４月から実証運行を始め、ＡＩの設定や乗降ポイント、迂回時間など、試行錯誤を重ねる中で運行をしてまいったところでございます。この４月からは、本格運行ということで位置づけをいたしまして、ジェイアールバス関東株式会社へ運行を委託してまいりたいと考えておるところでございますが、基本的なルールの変更する予定はございません。したがいまして、運行時間内で運行エリア内の乗降ポイントであれば御利用いただけますので、予約をしていただき、御活用いただきますようお願いするところでございます。
○議長（森田公明君）　羽田議員。
○６番（羽田公夫君）　町民が利用できるデマンドバスシステムなので、長和・武石の壁を取り払

っていただき、使いやすいバスになるよう御配慮を、これからも工夫してほしいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。平日の部活動の在り方であります。部活動の地域移行については、休日の活動をどうするかの問題を対象に話が進められてきました。平日は授業が終わった後、校内には原則、指導者、顧問はいないわけで、部活動は行わない。下校時間まで生徒の自由の時間となり、そのまま下校する。体育館や校庭でスポーツを楽しむ子供、図書館で読書、教室でおしゃべりや宿題をする等々、下校時間になったら直ちに帰宅するということも考えられますが、空いた時間の使い方については、教育委員会や学校はどのように考え、対策案を持っているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君）　依田窪南部中学校の運動部においては、さきの答弁のとおり、近隣の中学校と合同部活を行う方針であり、平日も、休日同様に地域移行する方針でございます。部活動に入らない生徒は、今までどおりの学校の対応と変わりないものと考えておりますが、組合教育委員会で対策を考えていくことになります。

○議長（森田公明君）　羽田議員。

○６番（羽田公夫君）　部活動のない日の時間の使い方が、これからしっかり考えていかなければならないところですが、冬場は時間的に不要と思います。しかし、日の長い時期では、元気のよい生徒たちのエネルギーの発散の仕方が問題になるのではないかと思われます。周辺校の情報等も見比べながら、最良の方向で進めていただけることをお願いして、次の質問に移ります。

文化部の活動はどうなるのか。現在、南部中学校では、文化系の部活動は、パソコン部、美術部などがあります。今までは、平日の終業後から下校までの時間が活動時間と思われます。顧問の教師がいなければ部活動自体はどうなるのか、お聞かせください。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君）　文化部は、楽器など移動が不可能な物がございますので、顧問のいない部活については、地域の指導者をお願いしていくようになりますが、平日につきましては、当面、現状どおり行われるものと考えております。ただし、令和９年度には地域移行を目標にしております。

○議長（森田公明君）　羽田議員。

○６番（羽田公夫君）　文化部の生徒の対応には難しい問題も出てくるものと思われます。他校との情報交換の中で、南中に合ったよりよい方策を探してほしいと思います。

次の質問に移ります。吹奏楽部の関係です。吹奏楽部については、文化系の部ではあるが、運動部と同様に考える必要を感じます。吹奏楽部は、運動部と同様にコンテストやコンクールがあり、対外的な活動も多く、日常的には音楽室を主練習場として使用している。練習場の確保はどうなるのか。校内の練習場がなければ、楽器の運搬と保管場所の心配をしなければいけません。

２番目として、学校の備品となっている楽器を借りて、使用する場合の借用手続はどうなるのか。

３番目、吹奏楽部の指導顧問はどのようになる予定なのか。校内にいなければ、外部から指導者を探さなければいけない。

４番目、コンクール等の場合は、引率は誰がやるのか、楽器の運搬も含め。

５番目、平日の部活動練習はどうなるのか。

１から５番の順番で回答いただければありがたいと思います。

○議長（森田公明君）　笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君）　まず、質問の１つ目の文化部の練習場所でございますが、楽器の移動などできない物がございますので、学校の音楽室等特別教室になると考えております。

質問の２つ目ですが、楽器など借用手続は、学校内ですので必要はないというふうに考えております。

質問の３つ目ですが、校内に顧問がいない場合は、教育委員会、保護者で外部の講師を探してお願いするようになると考えております。

質問の４つ目でございますが、大会、コンクールなどの引率は教職員と外部講師が行います。なお、その場合は学校で旅費を負担します。

質問の５つ目ですが、平日の部活動は現行どおり学校で行う予定でございます。ただし、こちらも令和９年度には地域移行することを目指しているところでございます。

○議長（森田公明君）　羽田議員。

○６番（羽田公夫君）　吹奏楽部の活動については、多くの学校で同様に悩んでいるものと思われます。特別な技能を持った指導者を探すのは大変なことかと思いますが、最適任者を探し、継続し、生徒の技能向上が図れる指導体制を作成する必要性を感じています。意欲のある生徒の能力を伸ばせるようお願いして、本日の私の一般質問は、これで以上で終わりといたします。

○議長（森田公明君）　以上で、６番、羽田公夫議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君）　本日の一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の会議を終了といたします。

なお、明日５日の一般質問につきましては、午前９時半から行いますので、時間までに御参集願います。

会議を閉じ、散会といたします。

散　　会　　午後　３時５０分

第　　３　　号

（　３　月　５　日　）

議　事　日　程

令和７年　３月　５日
午前　９時３０分　開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第　１　一　般　質　問
散　会

令和７年長和町議会３月定例会（第３号）

令和７年３月５日　午前　９時３０分開議

出席議員（９名）

１番	阿　部　由紀子　議員	２番	龍　野　一　幸　議員
３番	荻　野　友　一　議員	４番	佐　藤　恵　一　議員
５番	田　福　光　規　議員	６番	羽　田　公　夫　議員
７番	原　田　恵　召　議員	９番	渡　辺　久　人　議員
１０番	森　田　公　明　議員		

欠席議員（１名）

８番　小　川　純　夫　議員

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽　田　健一郎　君	副町長	髙見沢　髙　明　君
教育長	藤　田　仁　史　君	総務課長	藤　田　健　司　君
総合政策課長	宮　阪　和　幸　君	住民生活課長兼会計管理者	上　野　公　一　君
保健福祉課長	清　水　英　利　君	保健福祉課参事	小　林　義　明　君
産業建設課長	中　原　良　雄　君	産業建設課参事	米　沢　　正　君
教育課長	笹　井　佳　彦　君	総務課長補佐	遠　藤　　剛　君

議会事務局出席者

事務局長	長　井　真　樹　君	議会事務局書記	齊　藤　照　恵　君

開　　議　　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○議長（森田公明君）　おはようございます。

長和町議会第１回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日、８番、小川純夫議員より欠席届が提出されております。

◎日程第１　一般質問

○議長（森田公明君）　日程第１　一般質問を行います。

通告順により、本日２名の一般質問を行います。

４番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○４番（佐藤恵一君）　議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

昨夜からの雪で、朝は、大変な朝でした。おかげさまでへとへとなんですが、その分肩の力が抜きまして、今日はアグレッシブというよりも穏やかな質問ができそうですので、答弁のほうよろしくお願いいたします。

本日は、３項目について一般質問を行いたいと思います。１番なんですが、ふるさと納税寄附金は増収となったか。２番目は、空き家対策の進捗状況、空き家の活用の施策について。３番目なんですが、他の自治体の脱炭素関連の各種計画が採択され、交付金活用事業が開始される中で、長和町の地域共生型（地域にお金がたまる）の水力発電事業の現状について。以上、３点について時間の許す限り質問をしてまいりたいと思います。

では、１番目の質問、ふるさと納税寄附金は増収になったかに入ります。

人口減少地域の自治体にとってふるさと納税寄附金は、追加の財源資源として財政強化の役割を担っています。

令和６年３月一般質問にて、昨年、ふるさと納税について質問をいたしました。

翌日の東信ジャーナルには、「町の財政が厳しく実施事業が絞られている現状から、歳入増が必要という観点で取組を質した。羽田町長は、ふるさと納税返礼品によるＰＲ効果や宿泊補助や体験メニューなど、来町につながる返礼品の経済波及効果を評価するとともに、歳入が伸びる可能性を大いに秘めている、鋭意取り組むべき施策と考えている。課題はあるが重点施策として対応していくことが必要と述べた」と掲載されました。

（１）の質問としまして、昨年町長の答弁を受けた今年度の長和町ふるさと納税実績を質問いたします。

昨年は、県内の参考事例として挙げました須坂市、立科町は、令和５年度須坂市３９億２，

５６０万円、前年度は３２億３，５００万円と６億９，０００万円の増収、立科町は９，７２１万円、前年度４，９０８万円から約４，８００万円の増収となっています。

では、答弁をお願いいたします。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　皆さん、おはようございます。

ふるさと納税寄附金に関する御質問でございます。

ふるさと納税制度は、過疎化が進む地域の税収減少を防ぎ、都市と地方の格差をなくすことを目的に、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として、平成２０年から始まりました。

ふるさと納税制度の開始当初は、返礼品を送る自治体はごく一部で、寄附金の有効な使い道をお示しすることで寄附を募っておりましたが、次第に返礼品が注目を集めるようになり、ふるさと納税の増額を図るために、各自治体はより魅力的な返礼品の提供に努めております。

ふるさと納税寄附金は、大変厳しい状況が続く町の財政におきまして、今後、伸ばしていくことができる自主財源でございます。

また、返礼品を通して長和町を広く全国にＰＲができる大きな要素であると考えておりますので、今後、返礼品の充実等の課題に取り組み、町の重要施策として対応していきたいと考えておるところでございます。

御質問のふるさと納税の実績等について、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　それでは、ふるさと納税の実績についてお答えさせていただきます。

令和５年度の実績ですが、４７８件で１，３２０万２，５００円、令和６年度ですが、これは昨年令和６年４月から今年令和７年の２月１３日時点でございますが、この実績が４０８件１，２２１万５００円となっております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　重要施策にもかかわらず、長和町のふるさと納税寄附金が低迷している理由は何かを理由を分析されていますか。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　ふるさと納税の寄附金が低迷している原因に関する御質問でございます。

町のふるさと納税が低迷している原因としましては、返礼品が大きく関係していると考えております。多くの寄附者に好まれる売れ筋の返礼品がある自治体は、ふるさと納税の寄附額が大きく、増収となっている自治体が多い状況となっております。

返礼品を充実させていくことが、ふるさと納税の増収につながるものと考えております。

また、長和町の知名度も関係していると思われます。幾ら返礼品を充実させても、その返礼品をふるさと納税関係のサイト上で見てもらわなければ寄附額の増収にはつながりません。そのためには、長和町のことを知っていただくことが必要となりますので、町の情報発信を充実させて、長和町の知名度を高めていくことも返礼品の充実と併せて考え、ふるさと納税の増収に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○町長（羽田健一郎君）　ちょっといいですか。（「よろしいですか」の声あり）今の答弁。いいですか。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　今、課長から答弁がございましたが、実は私も、この昨年度のふるさと納税につきましては、議員おっしゃるように、いろいろな理由があるにせよ、このふるさと納税というものが、私どもの町にとって最重要課題の自主財源――先ほど申し上げました――でございます。

したがって、このことについて、実は先般、課長庁議でもって今年度、来年度、このふるさと納税、目標をつくってしっかりやる、そして、課長だけではなくて全職員がこのことをしっかり自覚を持ってやる、このことについて話合いをしたところでございますので、そこら辺はひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　私も今日は肩の荷が大分下りていますので、単年度の実績を云々というよりも、今後のいろいろなアイデアとかも質問していきたいと思いますので、継続して取組をし課題を解決して、町の財政の歳入増として寄与すべきことがどんなことがあるかということを中心に質問していきたいと思います。

前回の一般質問にて答弁いただいた令和６年度の改善点、工夫点についての進捗と、今後の工夫、改善する予定事項及びふるさと納税のために取る施策はどのようなものがあるかを質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　ふるさと納税の改善点などに関する御質問でございます。

昨年、令和６年でございますが、３月の佐藤議員のふるさと納税の令和６年度の改善点や工夫する点に関する一般質問におきまして、ふるさと納税のホームページのリニューアルや返礼品の画像の刷新などについて取り組んでいく旨をお答えさせていただきました。

令和６年度の状況につきましては、昨年３月の町ホームページのリニューアルに併せ、ふるさと納税関係のホームページをリニューアルさせていただきました。

また、令和６年の１１月より新たにワンストップ特例申請を完全オンラインで行えるサービス、自治体マイページ、これを開始いたしました。マイナンバーカードをスマホにかざすことで、その場でワンストップ特例申請が完了します。今まで提出していた紙のワンストップ特例申請書、確認

書類の提出は不要となります。長和町が寄附を受け付けているふるさと納税サイトであれば、どのサイトでも御寄附いただいて、オンラインワンストップ申請の対象となります。

寄附者にとってオンライン対応の可否は、どの自治体に寄附をするか検討する際、一つの指標となると思われます。

サービスを開始した令和６年１１月から令和７年１月の期間で見ますと、これまでどおりの紙媒体での提出は４２件、自治体マイページの提出は６２件ということで、自治体マイページの有効性は実績にも表れております。

選ばれる返礼品づくりの視点からは、合同会社ナワメ社にふるさと納税返礼品ＰＲ業務委託として、返礼品の写真撮影、返礼品の情報や生産者の思いなどを正確かつ魅力的に寄附者に伝達するための取材、それとライティング業務などを委託し、令和６年度中に５品目の写真や情報が一新されます。

令和７年度に向けましては、寄附金額の見直しや令和７年度に着任予定のふるさと納税をミッションとした地域おこし協力隊隊員とともに、商品開発や既存商品のブラッシュアップなどに努めてまいります。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　ただいま答弁いただきました中に、令和６年度中の５品目の写真、情報が一新されますとのことですが、５品目とはかなり少ない印象を受けるのですが、全体で何品目の返礼品があるのでしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　本年度刷新予定の返礼品等に関する御質問でございます。

ふるさと納税の返礼品は、全部で６１品目あります。

あと、本年度一新している５品目でございますが、黒耀石に関連する返礼品の一新を行っております。

その５品目につきましては、黒耀石の根付、あと黒耀石のブレスレットが２種類、あと黒耀石の念珠、これが２種類ということで、全部で５品目でございます。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　全体的に返礼品が少ないという印象です。

返礼品が少ない中で売上げを伸ばすということに関しましては、私は民間の経験からいけば、知恵と汗を出して何とかしていくという意気込みが必要だと思います。

返礼品がないからといって、それができるまでというよりは、やっぱりいろいろなアイデアが必要になってくると思います。

令和７年度に着任予定のふるさと納税をミッションとした地域おこし協力隊についてお聞きしたいと思います。

地域おこし協力隊のミッションはどのようなものがあるんでしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　ふるさと納税に係る地域おこし協力隊のミッションに関する御質問でございます。

ふるさと納税に係る地域おこし協力隊につきましては、１名の方の着任が決まり、令和７年度に着任予定となっております。ミッションにつきましては、魅力的なまちの特産品の掘り起こし活動による地域を元気にする活動でございます。

具体的には、１点目が、マーケティングに関することでございます。楽天、ふるなび、ふるさとチョイスなどのポータルサイト上でどのような返礼品が受け入れられ、規格、寄附金額をどれくらいに設定したらよいかなどを考えていただくことと、新たなポータルサイトの開拓の推進に関わることでございます。

２点目は、既存商品のブラッシュアップに関することでございます。現在出品している返礼品をより選んでもらえるように、在庫や内容量、寄附金額の設定などを考えていただきます。

３点目につきましては、新たな商品の発掘、開発に関することでございます。町内の農家などの事業者を訪問して新たに出品していただける返礼品を発掘していただきます。

以上、３点のほかに、ふるさと納税推進のために必要な業務を行っていただくことをミッションとしております。
○議長（森田公明君）　佐藤議員。
○４番（佐藤恵一君）　ただいまのミッションの中に、数字的な目標のミッションは含まれないのでしょうか、質問いたします。
○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　ふるさと納税に関する地域おこし協力隊のミッションの関係します目標金額の設定に関する御質問でございますが、ふるさと納税関係の地域おこし協力隊のミッションには、ふるさと納税寄附金の目標金額は入っておりません。
○議長（森田公明君）　佐藤議員。
○４番（佐藤恵一君）　先ほど、冒頭で町長の答弁いただいたように、全職員、全員でミッションを遂行していくという、ミッションといいますか、ふるさと納税を増額していくということで理解しておりますので、個人的に数字がどうのこうのというよりも、とにかく全職員の方がどうやったらふるさと納税増額していくかということを、私は、次の次にもし任期終了なんですが、次のときに質問できる機会がありましたら、またそこのところを質問していきたいと思います。

では、次の質問なんですが、クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金を活用してまちづくりを推進できないかということで質問します。

例えば、盛岡市では、事業を立ち上げた起業家を対象に、ふるさと納税制度を活用した地域外からの資金調達、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助制度を開始しています。

具体的には、対象となる事業者（起案家）を公募により選定し、選定された起案者の事業計画を

盛岡市が契約するふるさと納税ポータルサイトに掲載し、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用することで事業に共感をする方々から資金を募るものです。

長和町もまちづくりのため、住民（起案者）との協働でクラウドファンディング型ふるさと納税寄附金を活用できないか、質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　クラウドファンディング型ふるさと納税に関する御質問でございます。

クラウドファンディング型ふるさと納税につきましては、ポータルサイトによって名前が変わりますが、長和町におきましても令和６年度に新規の取組としてふるさとチョイスのガバメントクラウドファンディングに挑戦をしております。

プロジェクト名は、黒耀石のふるさとから縄文のメッセージを世界に発信する長和青少年黒耀石大使でございます。

令和６年１１月５日から今年令和７年の１月３１日の期間で、５２件１２２万円の御寄附をいただきました。

クラウドファンディング型ふるさと納税のメリットの１つとして、寄附者が応援したい具体的な事業に対して寄附を行うことができるという点にあります。

今後も、様々な事業と結びつけ寄附を募っていきたいと考えております。

御提案いただきました住民と協働でのクラウドファンディング型ふるさと納税の活用につきましては、町と住民の皆様、また事業者の皆様が協働して地域の課題解決に取り組んでいくための有効な方法であると考えますので、町において実施が可能かどうか検討してまいります。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　確かに、黒耀石のふるさとからの縄文メッセージを世界に発信するというクラウドファンディングは非常に画期的だと思います。

今回、私が質問しているのは、住民との協働でのクラウドファンディング型のふるさと納税の活用はということで質問をしているのですが、これは、地域住民や団体ＮＰＯ等でそういった人たちに寄り添うまちづくりの施策として、そういったふるさと納税を活用したらどうかという提案型の質問です。

ガバメントクラウドファンディングの手法をより研究されまして、こちらにいらっしゃる幹部職員の皆様には、より大きな寄附金が認められる、見込める企業型の獲得を要望させていただきます。

次の質問なんですが、役務提供型ふるさと納税の運用状況についてお聞きします。

空き家や実家の庭木の手入れなど、空き家を長和町に持つ町外居住者にとって、役務提供型返礼品の利用機会が今後ますます増えると思いますが、ふるさと納税寄附金として制度化されているのか、質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　役務提供型のふるさと納税返礼品に関する御質問でございます。

ふるさと納税の制度上、空き家などの管理を返礼品として扱うことは可能でございます。町におきましても、草刈りやお墓掃除といった返礼品は用意させていただいています。

しかし、長和町では、これらの役務提供型の返礼品を提供することができる事業者がいないという現状があります。

今後、着任予定のふるさと納税をミッションにした地域おこし協力隊隊員とともに商品開発の一環として事業者の掘り起こしも行っていきたいと考えております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　空き家の管理業務は、町外、遠方においての空き家関係者にとって利便性が高く、行政として継続して関係性を持てるため、係というよりは総合政策課全体で取り組むべき返礼品だと考えます。

空き家関係者へは継続的ＰＲを行い、返礼品利用者を増やしていく必要があるのではないか、質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家管理などに関する返礼品の御質問でございます。

町外や遠方にお住まいの方にとって、空き家の管理は大きな課題となっている事項であると考えます。

これらの皆様の課題解決のために、空き家管理に関する返礼品の設定は有効なものであると考えます。

ふるさと納税の関係につきましては、総合政策課の企画政策係が、空き家対策の関係につきましては、同じ総合政策課の移住定住係が担当となっております。

空き家管理関係の返礼品につきましては、草刈りなどの役務提供型返礼品と同様に、返礼品提供事業者をどのように確保していくかという課題がありますが、ふるさと納税返礼品として設定された場合には、この返礼品に関する空き家関係者への周知など、課内で連携して取り組んでいきます。

また、空き家管理に関する返礼品に限らず、新たな返礼品を設定できることとなり、寄附者となり得る関係者がいる場合には、関係部署と連携し関係者へのＰＲを積極的に行っていきます。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　ただいま答弁いただいたように、役務型の返礼品の提供事業者をどのように町で確保していくかということは、非常に大きな課題だと思います。

しかし、今回、昨年度の機構改革によって、いろいろな問題が１つの課に集約されてきましたので、今後、いろいろなことを考えていっていただければと思います。

空き家管理返礼品、役務提供返礼品については、実際問題として、シルバー人材センターで作業受託が困難で返礼品として運用できない場合は、運用を地元自治会へ委嘱するなど、地域の活動グループとの協働作業としてできないか、提案、質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　役務提供型返礼品の事業者に関する御質問でございます。
御質問いただきました自治会を役務提供返礼品の事業者にできないかということにつきましては、各自治会は、１年または２年ごとに体制が変わるため、安定的な対応の面から自治会を返礼品事業者とすることは困難と考えますが、地域の活動グループなど、体制が整っている団体を返礼品事業者とすることは可能と考えます。
役務提供型返礼品の事業者の確保の一つの方法として、事業者の掘り起こしを進めてまいります。
○議長（森田公明君）　佐藤議員。
○４番（佐藤恵一君）　再度なんですが、役務提供型返礼品の事業者確保の一つの方法として、事業者の掘り起こしを進めてまいりますとのことですが、業として役務提供を行うには、経営に不安定な要素が多過ぎ事業として成り立ちにくいため、どのようにしたら地域の役務提供型返礼品を受託できる組織ができるか、まちづくり政策の課題として総合政策課で取り組むことを要望して、次の質問に入ります。
ふるさと納税寄附金を通じて長和町とつながるきっかけができた人に、季節の便りなどを送るなど、継続して関係を構築していく自治体があるが、例えば、ふるさと納税住民票、商標登録されているんですが、このふるさと住民票を活用して、長和町は、ふるさと納税寄附者へのお礼の手紙など、それ以降の長和町のイベントの紹介などを通じて、継続して長和町との関係性を深める工夫をしているのか。
人口減少に歯止めのかからない自治体にとって、長和町という知名度の低い自治体では、やはり関係人口の創出が急務であると考えますが、まちづくりの政策の点からも、ふるさと納税寄附者への購入後のフォローは必要だと考えますが、町の見解を伺います。
○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　ふるさと納税を通じた関係人口の創出に関する御質問でございます。
長和町にふるさと納税を行っていただいた方は、もともと町のことを知っていて町を応援したい方や、返礼品が契機になって長和町とのつながりを持たれた皆様になります。
特に、返礼品を契機に長和町を知っていただいた方につきましては、長和町のことをもっとよく知ってもらい、長和町との関係性を深めていってもらうような対応を行うことが、関係人口の増大につながっていくこととなります。
現在、継続して寄附者と関係性を深める取組は実施できておりませんが、今後、ふるさと納税をミッションとする地域おこし協力隊隊員とともに、寄附後のフォローについて、関係人口の増大につながる対応について検討してまいりたいと考えております。
○議長（森田公明君）　佐藤議員。
○４番（佐藤恵一君）　確かに、働き方改革等で、仕事量が増えるのでフォローまではできないと

いう声が聞こえてきそうですが、関係人口の創出、維持は、町の将来に影響してきますので、ぜひ鋭意検討をお願いします。

次の質問なんですが、下諏訪町では、令和６年昨年９月１日より、現地解決型ふるさと納税クーポン、ふるさと応援納税、これも商標登録されているのですが、ふるさと応援納税のサービスを提供を開始して、開始から４か月がたち、県内外からの寄附者が２００万円を超えましたという話題を目にいたしました。

ふるさと応援納税は、従来の返礼品を受ける方式でなく、寄附額に応じて加盟店の様々なサービス、体験に関わる料金等で使用できる電子クーポンを取得する方式のふるさと納税です。

例えば、宿泊代、飲食代、入館料、ものづくり体験代、見学体験代などであり、これは、下諏訪町でしか体験できないサービスが対象とのことでした。

スキー、宿泊代や飲食代、道の駅の利用などで活用が長和町でも可能だと考えますが、現地型決済ふるさと納税の活用ができないか、質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　現地決済型ふるさと納税に関する御質問でございます。

現地決済型ふるさと納税の関係で、電子クーポンを返礼品としている自治体は多数あります。宿泊先などでふるさと納税を行い、その場で返礼品としてクーポンが発行され各種支払いに利用できるため、寄附される方や事業者の皆様にとっては大変便利な方法です。

スマートフォンなどで決済が可能であるため、気軽にふるさと納税を行っていただくことができるシステムであり、ふるさと納税の増収に寄与するものでありますので、システム導入経費や導入後のランニングコストなど費用対効果について検証し、導入の可否について検討していきたいと考えております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　これは、現在推進されているＤＸ型のものに関していろいろ関係があると思いますので、ぜひ、鋭意検討を要望いたします。

次の質問なんですが、昨年の３月に行いました一般質問で行った、企業版ふるさと納税寄附金の状況についてお聞きします。

企業版ふるさと納税寄附金制度は、令和７年度以降どのようになるのか、また、今年度の実績をお聞きいたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　企業版ふるさと納税に関する御質問でございます。

企業版ふるさと納税の制度ですが、法人が、国に認定された地域再生計画に記載された、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、地方税法や租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の法人住民税等、法人関係税の課税の特例として、最大９割ほどの減免が受けられる制度です。

この制度につきましては、平成２８年度から始まり、その後、適用期間の延長に伴い、令和６年度まで延長されております。本年度で適用期間が終了するわけですが、昨年令和６年１２月に閣議決定されました令和７年度税制改正大綱におきまして、地方創生応援税制の延長が盛り込まれ、企業版ふるさと納税の適用期間が３年間延長されました。これにより、令和９年度まで企業版ふるさと納税制度が延長されます。

長和町におきましては、令和５年度においてこの地域再生計画の認定申請を内閣総理大臣宛てに申請し、令和５年８月に認定を受けたところです。

その後、寄附の事務手続を定めた長和町企業版ふるさと納税実施要綱を制定し、この事業の運用を開始したところでございます。

今回の企業版ふるさと納税制度の延長に伴い、地域再生計画の変更に係る申請を国に行う必要がありますが、申請の際には、令和７年度以降の事項について記載した町の地方創生総合戦略を提出しなければなりません。

令和７年度以降の町の総合戦略につきましては、現在策定を進めております長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略が該当します。この総合戦略は、現在策定中の段階であり、現時点では、国に提出するところまで至っておりませんので、長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定後、国に地域再生計画を提出し認定してもらう予定となっております。

したがいまして、令和７年度の企業版ふるさと納税につきましては、地域再生計画が認定されるまでは町では適用できない状況となっております。

また、今年度の実績ということでございますが、令和６年度の実績です、１つの企業から１００万円の御寄附をいただいております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　財政が厳しいという状況でも、前回一般質問では、事業担当者職員から企業版ふるさと納税寄附金のアイデアがなかったとの答弁をいただきました。

その後、制度の理解や活用のアイデアについて庁内で勉強会等を行ったのか、また、令和６年度はどのような企業版ふるさと納税寄附金を集めたのか、質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　企業版ふるさと納税に関する役場内での勉強会などの対応に関する御質問でございます。

職員を対象にした企業版ふるさと納税に係る周知などの関係につきましては、令和５年度におきまして、町の係長級以上の職員が集まって会議を行う町の幹部会で企業版ふるさと納税制度について説明を行い、職員への周知を図りました。これ以後は、職員を対象にした企業版ふるさと納税に係る周知などは特に行っておりません。

現在、令和７年度からの長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定を進めています。

企業版ふるさと納税につきましては、総合戦略に登載された事業のみに充てられることとなって

おりますので、これに絡めて再度職員への周知を図っていきます。

また、令和６年度の企業版ふるさと納税寄附金につきましては、第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の中の「地域産業の振興で働いてみたくなる長和町をつくる」ここに活用してもらいたいとのことで御寄附していただきましたので、これに関係する事業に寄附金を充てさせていただいております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　時間の都合上、ウは飛びまして、企業版ふるさと納税の寄附金先に選ばれるには、企業の共感を呼ぶプロジェクトが必要だと言われています。雇用の創出や移住・定住の促進、結婚、出産、子育てのまちづくりなど、地方創生を目指した地方自治体のプロジェクトは様々な分野にわたって推進されています。

財政の厳しい長和町においても企業版ふるさと納税を獲得できるには、ホームページもさることながら、共感を呼ぶことができるのは、職員の皆様一人一人がこれに取り組んで企業との接点を持つことが必要だと思いますので、その点を要望しまして、項目２の空き家対策進捗状況、空き家の活用の施策について質していきたいと思います。

まず、空き家の適正管理について質問いたします。

長和町空家等対策計画の施策実施による空き家の問題の進捗と課題ですが、令和４年度に行われた空き家調査にて空き家とされた５３８件、その中で、移住定住係への空き家に関する相談件数及び空き家バンクに相談があった件数、その後空き家バンクの登録及び成約に至った件数、また、家屋の解体に至った件数は５３８件中何件でしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　町の空き家対策につきましては、昨年１０月の町の機構改革に伴い、空き家関係の担当部署を統一をさせていただきました。

機構改革前は、空き家対策について担当する係と空き家の活用、いわゆる空き家バンクについて担当する係が別々になっておりましたが、これを統一し総合政策課の移住定住係において対応することとさせていただきました。

これによりまして、１つの係で空き家の状況等把握することができ、空き家バンクの活用の一層の推進が図られることとなりました。

今後、移住定住係を中心に空き家対策を進めてまいります。

さて、御質問の空き家関係の各種件数につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　それでは、御質問の各種件数についてお答えさせていただきます。

令和４年度に行いました空き家実態調査での町の空き家件数５３８件のうち、最初に、移住定住係への空き家に関する相談件数、これは４９件でございます。次に、空き家バンクに相談があった件数、これも４９件でございます。次に、その後空き家バンクに登録となった件数、これは３０件

でございます。このうち、成約となった件数は１７件でございます。次に、家屋の解体に至った件数、これは9件となっております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　相談件数等が５０件ということで、空き家が５３０件以上ある中で、まだまだいろいろな課題を解決できる可能性があると、私は認識しておりますので、引き続き、課題解決に向かって機構改革によって統合された係で鋭意進んでいっていただければと思います。

令和４年度の調査に基づく５３８件の空き家の所有者情報等のデータベース化は完了されているのでしょうか。

令和５年度の適正管理については、特定空き家等１５件及び管理不全空き家４６件の空き家管理者からの回答へ、令和６年度に長和町空家対策協議会にて進捗状況について説明がありましたが、令和７年度は空き家管理者５３８件に対して、何らかの適正管理に向けた継続連絡を行う計画はあるのか、また、次回の空家対策協議会の次期開催予定はいつなのか、質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家の管理状況などに関する御質問でございます。

空き家の所有者情報などのデータベース化は完了しております。

令和７年度の空き家の適正管理について、具体的な方法は決まっておりませんが、空き家の所有者などの皆様に対して何らかの連絡を行う計画です。

また、今年度の空家対策協議会の開催につきましては、今月３月の２６日を予定させていただいております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　ただいまの答弁の中で、令和７年度の空き家適正管理について具体的な方法は決まっていませんがということなんですが、具体的な方法はいつ頃決めるのでしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家の所有者の皆様に対する適正管理などの連絡に関する御質問でございます。

空き家の適正管理につきましては、多くの事例があり様々な手法がありますので、町として最適でなおかつ効果的な適正管理の方法につきまして、令和７年度中に空家対策協議会での協議を経て進めていく予定でございます。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　長和町空家等対策計画では、基本目標１として住民協働による管理不全空き家等の抑制が挙げられております。

具体的には、どのような住民協働を考えているのか、質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家対策に係る住民の皆様との協働に関する御質問でございます。

現在は、住民の皆様との協働の体制はございませんが、空き家の関係で住民の皆様から個々に連絡をいただいたものに関しては対応しております。

空き家の把握につきましては、町では空き家の実態調査を行っていますが、毎年行っているわけではございません。空き家の状況を一番よく分かっているのは、地元住民の皆様であると思います。

町としましても、空き家の実態を把握していくことは重要であると思っておりますので、自治会または区の皆様との空き家に係る情報収集体制などについて、現時点では具体的な対応を持ち合わせているわけではございませんが、今後検討してまいります。当面は、町のホームページ、広報紙、地域情報アプリＮナビ、チラシなどで空き家に関する情報発信を行うことによって対応していきたいと考えております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　空き家の管理について、住民との協働のメリットとしては、横のつながりで連絡先を把握している点などよい点が挙げられる反面、個人情報関係での問題点があるようです。計画にある住民との協働体制構築については、各地の事例収集を要望いたします。

次の質問ですが、同計画では、空き家の民間サービス等との連携として、空き家の維持管理、保守を進める観点から、空き家所有者の依頼により空き家、空き地樹木の伐採や清掃活動、防犯対策としての見回りなどについてのサービス機関の情報提供の対応・検討、シルバー人材センターなども協議し、見回りや管理への展開を検討と計画されていますが、計画の進捗状況について質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家の管理などに関する御質問でございます。

空き家の所有者から空き地の樹木の伐採などの依頼があれば、シルバー人材センターなどを活用し、シルバー人材センターなどができない樹木の伐採は専門の業者を紹介しております。今後は、民間サービスでの空き家管理の活用についても検討してまいります。

また、ふるさと納税の制度上、空き家などの管理を返礼品として扱うことは可能でございます。しかし、長和町ではその返礼品を提供することができる事業者がいない現状がございます。ふるさと納税ミッションの地域おこし協力隊の隊員とともに、商品開発の一環として空き家管理に係わります事業者の掘り起こしを行っていきたいと考えております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　同計画では、空き家の課題③として、空き家になってしまった場合、なるべく短い時間で利活用に向け促進を行うという課題があります。

長和町空き家バンクの相談件数、空き家バンクの登録状況、成約件数、また登録に至らなかった事情はどのようなものがあるのか質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家バンクの登録件数などに関する御質問でございます。
最初に、空き家バンクの相談件数でございますが、令和５年度が５０件、令和６年度は１１７件でございます。
次に、空き家バンクの登録件数でございますが、今までの累計で７２件、この中で取下げ、解体等は８件ございます。
次に、空き家バンクの成約件数でございますが、今までの累計で５０件でございます。
登録に至らなかった理由としまして、まず相続登記が済んでいない、抵当権が設定されている、建物の表示登記・保存登記が済んでいない、他人名義の土地に建物が建っている、長和町防災ハザードマップで土砂災害特別警戒区域に該当するなどの理由により、空き家バンクに登録できなかった事案がございました。
○議長（森田公明君）　佐藤議員。
○４番（佐藤恵一君）　空き家バンクに登録に至らなかった要因について、継続して要因解決のためフォロー、例えば司法書士の相談会の開催などは企画されているのか質問いたします。
○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家バンクに登録できなかった物件のフォローに関する御質問でございます。
空き家バンクに登録できない理由につきましては、相続や登記に関する理由が多いと思われることから、長野県司法書士会に対して、長和町を会場とした相続・遺言・成年後見無料相談会及び勉強会、これの令和７年度の開催について要請を行って対応を進めているところでございます。
○議長（森田公明君）　佐藤議員。
○４番（佐藤恵一君）　年１回程度の開催では、遠方に住んでいる方等が日程が合わない等のことが考えられますので、様々な機会を通じて空き家に関する相談を行う体制の充実を要望いたします。
時間が短くなってきましたが、空き家対策は非常に重要なことなので、このまま続けていきます。
空き家のうち、空き家の活用が積極的に考えられるＡランク４７７件のうち、空き家バンク等の相談は４５件で１割にも満たないです。空き家所有者への様々な情報提供や相談会の案内を送付して、空き家の有効活用を促進し、建物の老朽化を防ぎ、かつ利活用による移住・定住者を促進する重要な方策だと考えますが、令和５年、６年度はどのような案内を行い、今後はどのような施策を行うのか質問いたします。
○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家の所有者などに対する情報提供に関する御質問でございます。
先ほどのお答えと重複しますが、長野県司法書士会に対して相続・遺言・成年後見無料相談会と勉強会の、令和７年度中の町での開催について要請をしているところでございます。

また、自分自身に何かあったときに備えて、御家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すため、長野地方法務局と長野県司法書士会とが作成しましたエンディングノート、これの使用許可を長野地方法務局から得ましたので、長和町空家等対策協議会で協議の上、活用してまいります。

また、令和５年度と令和６年度は固定資産税の納税通知書に、空き家バンク登録のお知らせの案内をお送りしました。令和７年度はこの登録のお知らせと「相続登記が義務化されました」このお知らせを併せて送付させていただく予定でございます。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　イの質問は飛ばしまして、次の和田宿の空き家のリノベーションや大学生との地域づくりの状況について質問いたします。

和田宿の空き家の協力隊を中心としたリノベーションや長野大学生との地域づくりの状況はどうなのか。また、令和７年度の計画について質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家のリノベーションなどに関する御質問でございます。

地域の空き家問題と空き家を活用した地域活性化をテーマに、長野大学のゼミで地域協働学習に取り組んでいる学生グループ１９名とＮＰＯ法人和田のあしたを考える会、それと信州・長和町地域おこし協力隊の高田隊員が連携したプロジェクトチームであります長野大学地域活性化プロジェクトチーム和（なごみ）、ここが令和６年４月から空き家の片づけ、活用に向けた調査、活用計画のプランニングを行い、行政関係や地元住民の方々との意見交換会を、今年、令和７年１月１７日に役場のほうで行っております。

また、信州・長和町委託型地域おこし協力隊の依田隊員と上野隊員が起業した、合同会社ナワメ社によるプロジェクト「シェア＆ゲストハウス上海洋行」を和田宿のメイン通りに位置し、１０年ほど前まで金物屋を営んでいた上海洋行のシャッターを開け、希望の光を灯す活動を、令和７年４月開業に向け展開しております。

令和７年度につきましては、古民家ＤＩＹと地域交流と地域活性化プロジェクト、これを掛け合わせたプロジェクトを行いまして、地域活性化に力を入れているＮＰＯ法人和田のあしたを考える会と、長野大学、それと長和町、地域企業とが協働で地域課題に向き合い、産学官民連携による地域活性化プロジェクトチームを立ち上げ、新たな交流人口の創出と新しい地域活性化の形を目指して、空き家課題の解消を目指しております。

○議長（森田公明君）　佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　何やらわくわくするような取組でございますが、利活用の情報を広く公開し、水平展開として新たな地域おこし協力隊、また各地域で住民自らで町内の他の地域、例えば和田宿のほかに、長久保宿の空き家活用や他の地域の地域づくりには活用できないのか質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家の利活用情報の公開と町内のほかの地域、和田宿以外のほかの地域での空き家活用などに関する御質問でございます。
　空き家の利活用情報の公開につきましては、空き家対策を進めていく上で必要なことであると考えております。空き家の利活用の情報につきましては、町ホームページや広報紙などでお知らせできるよう努めてまいります。
　和田宿の空き家活用や改修の状況は、地域活性化に貢献していると感じております。和田地区以外の他の地域でも、空き家の改修を目指す地域住民や有志の方の団体の発足による活動、また地域おこし協力隊の活動などにより、よりよい地域づくりが進められ、長和町全体の活性化につなげることができるよう、現在行われております和田宿での空き家に関する活動を住民の皆様へお知らせするなどの対応について検討してまいります。
○議長（森田公明君）　佐藤議員。
○４番（佐藤恵一君）　非常に面白そうな取組ですので、広報紙以外の生の声を聴くような機会も設けていただければと思います。
　次の質問なんですが、空き家対策の空き家課題④について、空き家になっていない住宅を空き家にしないための予防保全対策について質問いたします。
　所有者とその関係者が事前に自宅について話合いを持つことは、その後の空き家となった場合、短期間で利活用が可能となる場合が多いと考えますが、例えば、相続人が遠方にて長和町に戻る予定がない場合や認知症で入院する以前などに、当該関係者が事前に話し合うことは空き家にしないための予防措置として有効だと考えております。
　以前、一般質問で安曇野市の住まいの終活のススメというハンドブックを紹介しながら、総合的な空き家対策の冊子作成を提案いたしましたが、その後様々な情報をまとめた冊子等の作成は検討されていないのか質問いたします。
○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。
○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家に関する情報冊子の作成に関する御質問でございます。
　安曇野市のような空き家対策のハンドブックの作成にはある程度の作成期間が必要になりますが、長野県内の北信４市町村において作成されたすまいの終活ノート「家のコト」、これにつきまして長野県に長和町での活用について確認したところ、無料で使用可能となりましたので、早期に対応できるこの「家のコト」の活用について、長和町空家等対策協議会で協議をした上、活用してまいります。
○議長（森田公明君）　佐藤議員。
○４番（佐藤恵一君）　最後の質問となります。長野県の下條村では、空き家の発生抑制策として、ライフステージの変化のタイミングで空き家の存在を捕捉し、除却、活用による将来像を所有者に提案する仕組みを構築して取り組んでいます。具体的には、住宅所有者の福祉施設の入所時、死亡

時等に空き家の所有者を把握し、外部提供に関する同意を取得する取組を参考にして、庁内の関係課との連携を基に捕捉した空き家所有者情報を集める手法は、長和町では取れないのか御質問いたします。

○議長（森田公明君）　宮阪総合政策課長。

○総合政策課長（宮阪和幸君）　空き家所有者の情報収集に関する御質問でございます。

空き家の発生につきましては、所有している方の入院、施設入所、死亡などのタイミングで発生していくケースが多いと思われます。この際に発生した空き家に関する連絡先などを把握することが、適正な空き家管理のためには大切なことでございます。

空き家所有者情報の提供についての同意取得を進めていくためには、提供の仕組みの構築と併せて、空き家所有者自身の空き家に対する問題認識や適正管理、活用に対する意識を高めていくための情報提供などの働きかけが必要となります。

エンディングノートなどの活用を図るとともに、固定資産税情報につきましては、自治体内部での利用が可能となっておりますので、空き家になるタイミングなど役場内の関係各所と連携をして、空き家の所有者情報の適正な収集に努めるとともに、相談窓口の充実についても検討してまいります。

○議長（森田公明君）　以上で、４番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで１０時４１分まで休憩といたします。

休　　憩　　午前１０時３１分

再　　開　　午前１０時４１分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

１番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。

阿部由紀子議員。

○１番（阿部由紀子君）　議長の許可を頂きましたので、私の一般質問を始めたいと思います。今回、私は２つの質問を用意してまいりました。

１つ目は、長和町のごみ問題、これまでと今後。２つ目は、地球温暖化対策実行計画の取組についてです。よろしくお願いいたします。

まず、１つ目の大きな質問事項です。長和町のごみ問題、これまでと今後。

私たちが日々の生活の中で何気なく出しているごみ、家庭から出るごみは、回収され、処理されるまでに多くの人の手を経ていきます。しかし、その過程や仕組みを知る機会はなかなか少ないのではないでしょうか。

今回は、長和町のごみ問題、これまでと今後、をテーマに、これまでの仕組みとこれからの変化を理解し、町民としてどのように関わっていくべきかを考えられるような一般質問にしたいと考えました。町民の目線、回収業者さんの目線、行政の目線からごみ問題を多角的に考え、よりよいご

み処理の在り方を探っていきたいと思います。

私たちの生活の中で毎日必ず出る生ごみ、特に、料理をする際には避けられないものですが、その処理方法によってごみの量や環境への影響が大きく変わります。

２０１２年に発行されたごみ分別収集の手引きによりますと、現在、長和町では生ごみを専用のごみ袋に入れ、燃やせないごみとして指定された曜日に出すことになっています。この方法で収集が行われていますが、今後、住民の負担を軽減し、環境に配慮した仕組みを考えていくことも重要ではないでしょうか。

そこで、生ごみの出し方について、以下の点をお伺いします。

生ごみの出し方についてですが、一部の御家庭では生ごみを燃えるごみの袋に入れて出しているという話を聞きます。生ごみを燃えるごみとして出すことで、どのような問題があるのでしょうか。また、少量しか出ない御家庭では、特に夏場になると収集日までに時間がかかり、悪臭や衛生面の問題が気になるという声もあります。

こうした状況を踏まえ、生ごみは分別して出すのが望ましいのか、町の考えをお聞かせください。

○議長（森田公明君）　羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　町の生ごみ処理に対する御質問でございます。

「町は、生ごみの農地還元を進めます」を基本理念に、老朽化した焼却場の年々高騰する修繕費や、ごみ処理経費に係る大きな財政負担の抑制を図るため、平成２２年度に生ごみ処理施設建設検討委員会を立ち上げ、１１回による検討委員会を行い、最終報告書といたしたところでございます。

平成２３年度には長門牧場敷地内に生ごみ堆肥化処理施設を建築し、地球温暖化防止の一助を担うことを目指し、平成２４年４月からは、長門牧場の牛ふんを混合して堆肥化を行い、完成した堆肥は町内の農地等へ還元することといたしました。

しかしその後、施設の不具合等も発生し、処理方法の再検討が必要となったこと、さらにはですね、上田地域広域連合による統合型資源循環処理施設の建設計画に伴い、今までの清浄園で処理をしていたし尿の処理を、各自治体で処理することになったこと、町の下水道処理施設から発生する、し尿・浄化槽汚泥についても安定的に処理する必要が生じたことなどの課題が出てまいりました。

これに対応するため、町では、生ごみ堆肥化処理施設を改修をしまして、下水汚泥とし尿等汚泥を一括して処理する方法を検討し、平成２９年度には施設の改修工事を終えまして、３０年度は段階的に、そして、平成３１年度からは牛ふんから町の下水汚泥に１００％切り替えまして、生ごみと混合した堆肥化処理を行ったところでございます。

今、生ごみを燃やすことができないのかというお話もございましたけれども、実は、この上小の資源循環型の建設に当たりまして、多くの住民の皆さんに少しでも燃えるごみ、いわゆるごみを少なくしようと。したがって、生ごみと燃えるごみを分けるということを広域連合で決めましたので、それに伴いまして各市町村もですね、いわゆる燃えるごみと生ごみの分別化をしておるということでございますので、御理解を頂きたいと思います。

生ごみ分別の質問につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。
○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。
○住民生活課長（上野公一君）　生ごみと可燃ごみの分別についての御質問です。
現在、可燃ごみは、上田地域広域連合で共同処理を行う事業の一つとして、丸子クリーンセンターで焼却処理を行っていますが、管理運営費に関する経費は、各市町村からのごみの投入量の割合に応じて負担額が決定しております。よって、生ごみと可燃ごみを分別していただくことは、焼却施設の長寿命化、町の可燃ごみの歳出抑制につながっております。
生ごみにつきましては、畑や生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機などで適切な処理を行っていただくことで、CO_2排出の原因となる可燃ごみを減らすこととなり、生ごみを堆肥として活用することは、循環型社会形成の実現や資源の有効活用、またフードロスの削減にもつながり、気候変動の抑制や持続可能な開発目標であるＳＤＧｓの取組にもつながります。
これらのことから、持続可能な行政運営と温室効果ガスを少しでも減少していただけるよう、今後も町民の皆様が生ごみは生ごみとして適正に分別し、処理していただくよう、今後も普及・啓発に努めてまいります。
○議長（森田公明君）　阿部議員。
○１番（阿部由紀子君）　令和７年４月１日から生ごみ袋のサイズと販売価格が変更されることが、長和町公式ホームページでも公報されていました。
生ごみ袋の大きさや価格について、これまでどのような経緯で検討・決定されてきたのかお聞かせください。
また、生ごみ袋の価格は新年度からどう変わるのか、どのような根拠に基づいて設定されたのか、教えてください。
○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。
○住民生活課長（上野公一君）　生ごみ袋の検討や決定についての御質問であります。
冒頭、町長の答弁にもありましたように、平成２２年度に生ごみ処理施設建設検討委員会を立ち上げ、１１回による検討委員会を行い、その中で、最終的に袋ごと堆肥化をしなければいけないことから、可燃ごみ等の素材である高密度ポリエチレンではなく、微生物の働きにより分解される生分解性フィルムという特殊な素材の袋とすることにいたしました。
また、この袋の大きさにつきましては、当時、生ごみ袋を導入している自治体の導入状況を調べたり、標準家庭から排出される１週間当たりの生ごみ量などを調べ、１１リットルに決定したと確認しております。
袋の単価につきましては、平成２３年６月から７月に行いました住民説明会の中で、１枚３０円ぐらいにしてほしいとの意見があり、その後、収集運搬費や運営費などの収支を勘案し、委員会で１袋３５円にすると確認され、その単価で販売を開始いたしました。
今回、４月からでございますが、まず、袋の容量を現行の１１リットルから１０リットルへ、袋

の単価を５円引き下げ３０円、袋の文字色を青から赤へ変更するなどの改定を予定していますが、改定する主な理由といたしましては３点ございます。

まず、仕入れ単価の問題です。町と同じ生分解性プラスチックの生ごみ袋を指定袋として取り扱うメーカーによりますと、他市町村は袋のサイズが１０リットルであり、発注枚数の多寡はございますが、１１リットルサイズは特殊で、通常の工程ラインから別に作製しなければならず、手間が別に生じているとの回答でありました。

第２に、生ごみの袋に入れて排出される野菜くずや食べ残しの残渣物の量であります。収集業者に聞き取りをすると、袋に入っている生ごみの割合は６から７割前後、リットルにして６リットルから７リットルとのことで、１０リットルサイズでも対応可能であること。

第３に、生ごみ袋の文字色でありますが、現在の生ごみ袋の文字色は不燃ごみの袋と同じ青色であるため、間違って生ごみを不燃袋に入れ、排出しているケースがあり、収集の際に支障が出ている場合があるとのことでした。

以上のことから、これらの課題を少しでも解消し、生ごみは生ごみとして適正に分別し、排出していただくため、本年度新たに立ち上げた町の廃棄物対策処理検討委員会の中で、生ごみ袋の単価の引下げ、サイズ、文字色の変更について御協議、御確認を頂きましたので、本議会での条例改正を上程し、４月１日から見直す予定としております。

○議長（森田公明君）　阿部議員。

○１番（阿部由紀子君）　近年の物価高騰により肥料の価格も上がっています。長和町には野菜作りを生きがいとしている方も多く、野菜の値上がりも重なり堆肥の確保が重要になってきていると感じます。

そこで、お伺いしたいのですが、生ごみの堆肥化について長和町ではいつから取組を始めたのでしょうか。以前あった長門牧場の牛ふん堆肥はなぜなくなってしまったのでしょうか。また現在、生ごみはどこでどのように処理されているのでしょうか。さらに、生ごみ堆肥をつくる目的について汚泥処理のためなのか、それとも堆肥としての活用を重視しているのか、町の考え方やこれまでの経緯について教えてください。

○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。

○住民生活課長（上野公一君）　生ごみ堆肥の取組の経緯については、私のほうから答弁をさせていただきます。

なお、これ以降の質問や答弁の中で生ごみ堆肥という名称が出てまいりますが、正式には当町の堆肥は下水汚泥やし尿も原料とした汚泥堆肥になります。今回、混乱を避けるため答弁の中では生ごみ堆肥という名称を使用させていただきますが御了承をお願いします。では、答弁をさせていただきます。

冒頭、町長の答弁にありましたように、平成２４年から長門牧場の敷地内にある生ごみ堆肥化処理施設にて、長門牧場の牛ふんと生ごみを混合し、希望される町民の皆様へ堆肥として還元をして

おりました。

生ごみ堆肥化処理施設は平成２４年から稼働し始めましたが、処理が進んでいく中でシステムの不安不具合が度々発生するようになり、処理方式の検討が必要となりました。

また、これとは別に下水汚泥の処理について当時は民間業者による堆肥化処理としていましたが、搬入先の処理施設の周辺では悪臭による公害問題が発生し、将来的に搬入が困難となることが懸念されたことに加え、し尿処理が上田地域広域連合から各自治体へ移行されることから、処理施設から発生するし尿・浄化槽汚泥についても安定的に処理する必要が生じてまいりました。

これらの課題を一括して処理する方式を検討する中から、町の生ごみを堆肥化処理施設を改修することとし、平成３１年度からは、牛ふんから町の下水汚泥に１００％切り替え、生ごみと混合して堆肥化処理をしているところでございます。

国からも下水処理における発生汚泥等の処理に関する基本的考え方が示されており、その中で、下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先とし、最大限の利用を行うこととするといった通知も出ておりますので、町としても引き続き下水汚泥の適正な処理を行い、将来的には農林水産業の持続性に貢献ができる肥料として、販売や販路も視野に入れて活用を検討してまいります。

○議長（森田公明君）　中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　それでは、長門牧場の堆肥の件につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

長門牧場の堆肥でございますが、長門牧場は今年度から自給飼料・放牧型酪農を目指しまして、一般社団法人日本草地畜産種子協会の指導を通じて、株式会社関東甲信クボタと最新農機や技術指導を併せた協力・支援を受けまして、土壌改良、草地更新等のコスト低減の取組を進めているところでございます。

長門牧場の創業以来、海外からの購入飼料で賄ってきておりましたが、ロシアのウクライナ侵攻の影響による供給網の混乱、円安や物価高騰等による社会情勢の変化を受けて、飼料価格も高騰し、牧場経営に多大な影響が及んでいるところでございます。

このプロジェクトの実施に当たっては、牧場で飼育している牛の排せつ物を堆肥化し、採草牧草地に投入して地力の回復を図った上で飼料作物の播種、栽培を行っているところでございますが、非常に広大な採草牧草地を有していることから、町民の方に提供するだけの余剰がないことに加えまして、初年度ということもあって、これまで耕作していなかった圃場では、牧草の丈が伸びない状況などから、秋にも堆肥の追加投入を行い、地力の回復に注力している現況でございます。

堆肥増産の取組もしているところでございますが、現状、堆肥の配布のめどについて明言できない状況でございますので、御理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君）　阿部議員。

○１番（阿部由紀子君）　作られた生ごみ堆肥は現在どのように活用されているのでしょうか。以

前の長門牧場の堆肥のように町民や農家が自由に使えないことに対して不満の声も聞かれます。こうした住民の声について町はどのように考えているのかお伺いします。
○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。
○住民生活課長（上野公一君）　生ごみ堆肥の活用についての御質問でございます。
生成された堆肥は長和町一般廃棄物処理場内の保管施設に運搬してあり、年、春と秋の２回、希望する町民の皆様への配布と、随時、希望する町民の皆様への配布を無料にて行っております。
御質問のありました町民や農家が自由に使えないことに対しての御不満は、今のところ町のほうへは特段ございません。
議員のおっしゃっている住民の皆様のお声というのがどのような御要望か分かりませんけれども、堆肥化の保管施設に自由に立ち入れないということであれば、保管施設は長和町一般廃棄物処理場内にあるため処理場の開場日にしか入場できません。
町民の皆様や農家の皆様が自由に使うために、保管施設に常に堆肥をストックしておくとすると、廃棄物処理施設の管理体制の見直しや、堆肥製造施設から保管施設までの運搬のための人件費、車両費などの経費もかさんでしまいます。
現在、無償で配布している生ごみ堆肥ではございますが、施設の維持費や利用者のお声も伺いながら普及に向けて検討を進めてまいります。
○議長（森田公明君）　阿部議員。
○１番（阿部由紀子君）　生ごみ堆肥の活用と配布について今回の質問で詳しいことが分かりましたので、また、町民の方とも共有をさせていただきたいと思います。
粗大ごみの手数料についてですが、町の一般廃棄物処理場に持ち込む場合と、民間業者に直接持ち込む場合とで料金に差があると聞いています。町民としては町の処理場で安く出せるのは助かりますが、その差額は現在、町が負担しているとのことです。
一方で、近年はごみに対する考え方も多様化しており、何でも町が負担するのは町のためにならないのではないかという声もあります。例えば、電子ピアノの処分についても、どこに持ち込むかで料金が異なり、町の負担が発生していると聞きますが、こうした状況について町としてどのように考えているのかお伺いします。
○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。
○住民生活課長（上野公一君）　現在、長和町一般廃棄物処理場にて町民の皆様が指定袋に入り切らず、粗大ごみとしてお支払いいただくごみの処理手数料は、長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第１０条により、運搬処理費の３割を御負担いただくと規定されておりますので、民間処理施設との差額の７割は町が負担をしていることになります。
廃棄物の引き取り価格は種別により年によって変動があるため、町民の皆様から粗大ごみとしていただく手数料の廃棄物の一つ一つの単価を見直すことを、１２月６日に開催した第２回廃棄物対策検討委員会にて御説明をさせていただき協議もさせていただきました。

その中で、議員がおっしゃるように、手数料が安過ぎる、もう少し手数料を上げてもいいのではないかとの御意見や、オルガンやエレクトーンなど各家庭から頻繁に排出されるとは言えないものについての引取りの是非などについても、貴重な御意見を頂いているところでございます。

町といたしましては、一般廃棄物処理場にトラックごと粗大ごみの重さが測れる大型の測りがないことや、施設で働く指導員間での粗大ごみの種類ごとの処理単価の共通認識の難しさなどから、現在一律になっている負担割合の見直しや特殊な粗大ごみの料金設定などについて、今後の検討委員会の中で御提案させていただき、御協議いただく予定でございます。

○議長（森田公明君）　阿部議員。

○１番（阿部由紀子君）　高齢者や障がいのある方のごみ出しの負担の軽減策として、戸別収集を導入する自治体が増えています。戸別収集は、自宅前などの指定場所にごみを出し、収集車が直接回収に来る仕組みのことですが、遠くの集積所まで運ぶ必要がないため、移動が困難な方でも無理なくごみを出せるというメリットがあります。

国立環境研究所の高齢者ごみ出し支援ガイドブック事例集では、全国で行われているごみ出し支援の取組１２事例について、自治体、事業者、地域コミュニティの主体別に詳しく紹介されています。近隣では諏訪市が高齢者ごみ出し支援事業を行っていますが、長和町での検討状況はいかがでしょうか。

○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。

○住民生活課長（上野公一君）　高齢者や障がいのある方のごみ出しの負担軽減策についての御質問です。

高齢者や障がいをお持ちの方がごみの集積所までごみを運搬することは、大変なことであると理解はできます。

御質問の中にありました国立環境研究所の高齢者ごみ出し支援ガイドブック事例集も確認させていただきましたが、議員のおっしゃっている高齢者のお宅の前まで直接収集車を回し戸別収集を行うことは、収集時間、費用などの面からも当町では不可能であると考えます。

また、議員が参考事例としてお示しいただきました諏訪市にも確認を取りましたが、諏訪市の戸別収集の制度を利用できる方は、６５歳以上の高齢者のみの世帯で、要介護２以上、もしくは認知症高齢者日常生活自立支援判定基準４ランク以上、身体に障がいをお持ちの方は視覚障害１級または２級、上肢、下肢、体幹の機能障害１級または２級、もしくは呼吸器障害１級の方が該当になります。さらに、自力でのごみの排出が困難であること、親族や周辺住民の支援も受けられないことなども市の制度を利用する条件となっております。

収集方法は、毎週木曜日に市から委託を受けたシルバー人材センターが、利用者のお宅の玄関先に排出されたごみを収集しているそうです。

利用料は１回１００円で、令和３年からサービスを開始しましたが、現在の利用者は市全体で６人、横ばいだそうです。

これだけで考えますと、当町では町の社会福祉協議会で行っている支え合いサポート事業のごみ出し支援も１回１００円で行っていただいていますし、そもそも諏訪市のような高いハードルに該当する方は、介護保険の介護予防・生活支援サービス事業によるヘルパーさんの訪問支援が受けられるのではないかと考えます。

いずれにいたしましても、高齢者や障がいをお持ちの皆様については、制度的な支援に加えまして、地域の支え合いなども必要となると思います。ごみ出しに限らず、生活のお困り事があれば、町や近くの民生委員、社会福祉協議会などにまずは御相談いただければと思います。

○議長（森田公明君）　阿部議員。

○１番（阿部由紀子君）　ごみの分別の仕方が複雑で分かりづらいとの声があります。分かりやすくするための取組はしているのでしょうか。

○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。

○住民生活課長（上野公一君）　各家庭で配布しておりますごみ分別収集の手引やごみ、資源物の分け方、出し方は、平成２４年に作成されたものであります。既に１３年も経過していることから、当時なかったものや、今はほぼ出回らないものなどもあり、廃棄物としての分別方法も多様化してきております。

この課題につきましては町の第２回廃棄物対策検討委員会に提案させていただき、令和７年度中の廃棄物対策処理検討委員会の中で、様々な御意見等を頂きながら他市町村の手引も参考するなどして、令和８年度から町の手引を一新することを予定しております。

また、昨年からは紙やポスター等の紙によるアナログだけではなく、今年度導入した長和町地域アプリＮナビや、リニューアルした町ホームページへの掲載はもちろんのこと、その中に家庭ごみの出し方のキーワード検索機能を追加し、家庭ごみの排出でお困りになられた際に御利用いただくためのツールの運用もスタートしております。

○議長（森田公明君）　阿部議員。

○１番（阿部由紀子君）　ホームページにありますごみのキーワード検索機能を先日私も拝見し、実際に使用させていただきました。大変分かりやすく、よい機能だと思いますので、町民の方に今後も利用していただけますよう引き続き広報していただきたいと思います。

町が定めた平成２４年保存版の一般家庭のごみの分別のてびきでは、缶は中をすすぎスチールとアルミを分けて燃えないごみ袋に入れて出すとされています。しかし、学者村ではごみ袋には入れず、ばらの状態で専用のボックスに入れる方式が取られています。また、近隣の自治体ではネットやコンテナを使用する形になっていると聞いています。近年では処理業者の対応も変化しており、スチールとアルミは磁石で選別できるため、実際にはごみ処理業者さんの方が袋から取り出す手間が発生しているそうです。

そこでお伺いしますが、現在の分別ルールとしてはどのように出すのが適切なのでしょうか。スチールとアルミを一緒に出しても問題はないのでしょうか。

○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。
○住民生活課長（上野公一君）　缶ごみの排出についての御質問でございます。
　缶のごみは大抵アルミとスチールの２種類に分類されます。近隣市町村、上小地域及び立科町の排出の仕方を調べましたところ、長和町だけが袋での排出方法で、他の市町村はネットやコンテナにばらで排出していただく方式であることが分かりました。
　排出された缶につきましては、その後収集され、中間処理業者に運ばれます。処理業者では強力な永久磁石を使いスチール缶とアルミ缶の選別を行っているそうです。この処理方法ですと中間処理業者にしてみれば、袋に入っている缶ごみについては袋を破く手間が別に発生していることになります。
　このことにつきましては、第１回の廃棄物対策処理検討委員会の中で資料として御説明させていただき、町の袋の製作に対する歳出抑制と町民の皆様の袋の購入費や分別の手間を抑制することを目的に、町でも混合してばらで排出する方式への変更を委員会の皆様に御確認いただきました。
　今後、町民の皆様への周知や、収集方法の変更に伴うスタンドやネットなどの資材の準備を進め、令和８年度からのごみ収集方法の見直しに合わせて実施していく予定でございます。
○議長（森田公明君）　阿部議員。
○１番（阿部由紀子君）　町では、生ごみ処理機を購入する際に助成金制度がありますが、これまでの利用者数の推移はどのようになっているのでしょうか。また、この助成制度は町民に広く利用されているのでしょうか。実際の利用状況についてお伺いします。
○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。
○住民生活課長（上野公一君）　生ごみ処理機の購入補助についての御質問でございます。
　町では、ごみの減量化を図り自家消費する方に対し、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機における購入費の補助を行っております。
　利用者数の推移でございますが、令和５年度以前、過去３年間の実績となりますが、生ごみ堆肥化容器が令和３年が９件、４年が３件、５年が５件と全体的には減少をしております。
　一方、生ごみ処理機のほうにつきましては令和３年が６件、４年が５件、令和５年が１０件と増加をしております。
　また、今年度１月末現在における実績につきましては、生ごみ堆肥化容器のほうが４件、生ごみ処理機のほうが８件という状況になってございます。
○議長（森田公明君）　阿部議員。
○１番（阿部由紀子君）　移住者や二点居住をしている方のごみの出し方について、自治会に入らないとごみが出せないといった声を聞いたことがあります。
　一方、ごみはどこにいたって出す権利はあるのではという声もありますが、定義はあるのでしょうか。分からないとトラブルになる可能性もあるかと思いますが、これまでにそうしたごみのトラブルになったケースはあるのでしょうか。

○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。
○住民生活課長（上野公一君）　ごみの出し方のトラブルについての御質問です。
廃棄物の処理等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められております。その中で、第４条には、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その機能率的な運営に努めなければならない、と、国及び地方公共団体の責務としているところでございます。
その中で排出された一般廃棄物である家庭ごみは、その他の地方公共団体がきちんと適正に処理をしなければいけないことになります。
各区に設置されたごみステーションや集積所は、町が地域の必要性に応じ設置をしたものであり、その後の維持管理は自治会や区で管理をしていただいております。
ごみの排出ができないといったトラブルについては、今のところ町に特段の御意見は頂いておりませんけれども、今後も各区の区長さんや環境衛生係さんの御理解と御協力を頂きながら、廃棄物の適正処理、地域の環境美化に努めてまいります。
○議長（森田公明君）　阿部議員。
○１番（阿部由紀子君）　以前、町民の方から道路のごみ拾い活動を始めましたと御連絡を頂きました。活動を続ける中で、拾ったごみの写真を撮って報告し、役場からごみ袋を提供していただいていると聞いています。こうした自主的な取組は町にとっても大変ありがたいことだと感じています。
その中で、尿入りのペットボトルはどう処理すればいいのかという疑問があり、役場に相談したところ、ペットボトル入りの液体は中身が不明で危険なため、町民の方が無理に拾う必要はないとの回答を頂いたそうです。このことで、活動されている方々は対応に迷うことがなくなり、ごみ拾いを続けやすくなったと伺いました。
しかし、路上に増え続ける尿入りペットボトルは、今や尿ペット、ションペット、黄金などと呼ばれ、全国的にも社会問題となっています。長和町でも国道沿いや道の駅、和田宿ステーションの木陰や草むらなどで大量に放置されているのが確認されています。
このようなごみの多くは、町民が捨てたものではなく、町外から出入りするトラックドライバーなどによるものと考えられます。そこでお伺いします。
佐久市では、景観を守るために市が国道に看板を設置したというニュースがありました。また、市にはポイ捨てに対し２０万円以下の罰金を科す条例があるとの記事も拝見しました。長和町でも尿入りペットボトルのポイ捨てが多く見られる状況があるように思います。町の景観を守るためにも、佐久市のようにポイ捨て防止の条例を制定し、看板の設置や啓発活動を進めることは検討できないでしょうか。

○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。
○住民生活課長（上野公一君）　ペットボトルのポイ捨てについての御質問であります。
町では、清潔で美しい環境を確保するため、ポイ捨て等及び不法投棄の防止を図ることを目的とする長和町ポイ捨て等及び不法投棄防止に関する条例が制定されており、合併前の長和町ポイ捨て等及び不法投棄防止条例に関する条例を引き継いでおります。
看板の設置につきましては、不法投棄の通報があれば、その土地の所有者や管理者と現地確認を行った上で、御希望があれば対応しております。
不法投棄は、心ない方による身勝手な行為であり、後を絶たない現状が続いております。また、その付近に住む町民の生活環境を害し、環境保全の妨げとなり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して山や川、空き地や道路沿いなどに廃棄物の投棄がされており、町では悪質な場合は警察に通報もしております。
不法投棄がされた場所が私有地であれば、基本その土地の所有者または管理者が自ら処分をしなくてはいけません。町に御相談いただければ、町の作製した不法投棄防止の警告看板を未然防止策として設置いただくことも可能です。
また、道路沿いの設置につきましては、不法投棄が常習化している箇所には既に設置をしてございますが、その他の場所についても道路管理者と協議しながら、看板等を必要箇所に設置するよう検討してまいります。
○議長（森田公明君）　阿部議員。
○１番（阿部由紀子君）　以前、私の一般質問で取り上げ、町にお願いしていた保育園の使用済みおむつの持ち帰り廃止についてですが、長和町では全国のほかの自治体に先駆けて持ち帰りを廃止していただきました。これにより使用済みおむつを町で処分してもらえるようになり、保護者の方々からも荷物が減って助かるという声を頂いています。
この保育園での使用済みおむつについて以前伺った際には、燃やすごみとして出しているとお聞きしましたが、ほかの自治体では使用済みおむつをエネルギーとして再生する取組が進められているようです。
例えば、鳥取県伯耆町では２０１１年から紙おむつをペレット化する事業を実施しており、保育園や福祉施設から出る使用済みおむつを専用の燃料化装置でペレット化し、町営の温泉のボイラー燃料として活用しています。また、新潟県十日町市でも、資源の循環とエネルギーの地産地消を目指し、保育園や福祉施設から使用済み紙おむつを回収し、福祉施設などで熱エネルギーとしての利用を進めているようです。
長和町の温泉施設や福祉施設においても、燃料価格の高騰が経営に大きな影響を与えています。
また、町では２０２２年８月２９日に長和町気候非常事態宣言を発令し、「美しき輝きを後世へ、２０５０年ゼロカーボンながわ」をスローガンに掲げています。こうした目標の実現に向け、長和町のすばらしい自然環境を守り、次の世代に引き継ぐための取組の一つとして、町から出る紙おむ

つごみを再生エネルギーへ活用することも検討できるのではないでしょうか。町としてこのような活用の可能性についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。

○住民生活課長（上野公一君）　使用済み紙おむつによる再生エネルギー活用についての御質問でございます。

以前は、全国的に保育園での使用済みおむつは各家庭で持ち帰っており、保護者にかかる労力や保育士の仕分けにかかる労力などの問題を踏まえ、保育園からおむつの持ち帰りをなくす会が令和４年２月から３月に実施した公立保育園における使用済み紙おむつの持ち帰り状況に関する全国調査の結果、持ち帰りなしと回答した自治体が７２３あったそうです。

この結果を踏まえ、厚生労働省が実施した調査により厚生労働省からも５年１月２３日付で、保育所等における使用済み紙おむつの処分について、保護者の負担軽減等に取り組むよう通知が出され、多くの自治体でここ数年の間、使用済み紙おむつの処分を保育所で行うようになりました。

なお、町ではこの通知より前の令和４年９月に保育園における子育て支援サービスを検討することを目的として実施した保育園の利用に関するアンケートの中で、保育園による使用紙おむつの処分に関し希望が多かったこと、おむつの交換時間短縮により、より安全な保育が実施できること、感染リスクの軽減などの理由により、保育園での使用済み紙おむつの処分について準備を進め、町では令和５年４月より保育園での処分を実施しております。

紙おむつにつきましては、使用済み紙おむつは製品自体が排泄物やパルプ、高分子吸水材、その他のプラスチック等から構成されているため、再生資源への回収利用は困難であり、処分に当たっては焼却処分となり、焼却炉への負担や埋立処理場の圧迫といった環境問題が指摘をされております。

その一方で、紙おむつそのものの素材については上質パルプなどが使用されており、再生処理の方法によっては有効利用が可能であるとも言われております。

そこで、環境省におきまして令和５年８月に使用済み紙おむつ再生利用等の促進に関するプロジェクトとして、適切な分別回収と独自の再生技術を組み合わせることで環境への配慮に加え、回収・再生利用を通じた資源循環型社会の実現を目指すことを目的に自治体向けのパンフレットが作成されました。

こうした中、昨年末に町の一般廃棄物の中間処理業者の担当者から、使用済み紙おむつの資源化について御提案を頂いております。

その業者では、国から助成を受け、鳥取県伯耆町と同じように、使用済み紙おむつの燃料化を目指し、紙おむつ燃料化装置を導入し、まずは上田市に提案をしているそうでございます。

使用済み紙おむつの資源化は、適切な分別回収を行い、再生利用を進めることで多くのメリットを生み出せる取組でございます。

町といたしましても、まずはその業者の行う紙おむつの収集に関する取組状況を調査させていた

だき、保育園や関係部署とも協議をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。
○議長（森田公明君）　阿部議員。
○１番（阿部由紀子君）　ぜひ、また調査の結果なども共有させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
大きな項目の２つ目の質問に移ります。地球温暖化対策実行計画の取組について。
地球温暖化は、私たちの生活にも少しずつ影響を及ぼしており、食品や燃料の価格高騰、異常気象による農作物の不作など、日々の暮らしの中で実感する機会が増えています。
長和町では地球温暖化対策実行計画に基づき、２０５０年ゼロカーボンを目指した取組を進めていますが、こうした計画が私たちの生活にどのようにつながるのか、主婦の視点からも考えていきたいと思います。
日々の買い物や家計のやりくり、家庭でのエネルギー消費など、身近な視点から町の取組を確認し、どのような支援や工夫ができるのかをお伺いしたいと思います。
家庭からのCO_2排出削減に向けた取組として、住宅の断熱性向上を支援する制度を設けている自治体もあります。例えば、窓のサッシを断熱性能の高いものに替えることで冬場の冷気を遮り、部屋の温度が下がりにくくなるなど、光熱費の節約にもつながります。
寒冷地である長和町では、冬の暖房費が高額になるため、高齢者の方が暖房を控え、寒さによる健康被害が懸念されます。こうした断熱改修や省エネ設備の導入に対する支援制度は実施しているのでしょうか。
また、現在利用できる補助制度があれば教えてください。
○議長（森田公明君）　羽田町長。
○町長（羽田健一郎君）　町の地球温暖化に対する取組についての御質問でございます。
国では、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るなどを目的に地球温暖化対策の推進に関する法律が平成１３年に施行されました。
町では、平成２５年に改正されました地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、町が実施している事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に取り組むための計画として、長和町地球温暖化対策実行計画を令和６年４月に公表したところでございます。
また長和町では、令和４年８月２９日に長和町気候非常事態宣言を発表し、「～美しき輝きを後世へ　２０５０　ゼロカーボン　ながわ～」をスローガンに町のすばらしい自然環境を守り育て、後世に残すことを宣言をいたしました。
長和町地球温暖化対策実行計画は、近年進行している地球温暖化の影響や、地球温暖化によって高まると考えられる、気象災害などのリスクを低減するためにCO_2の削減など、町として地球温暖化対策に対して取り組んでいく方向性を示すものであり、CO_2排出量の現状やCO_2排出量の

将来推計、CO_2削減目標を設定し、町の将来ビジョン達成のための５つの施策を推進することとしまして、事務事業編と併せて公表をしているところでございます。

議員の御質問の住宅の断熱改修等につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。

○住民生活課長（上野公一君）　住宅の断熱改修や省エネ設備の導入に対する支援制度についての御質問でございます。

住民生活課では、住民皆さん一人一人に地球温暖化に対する意識を高めてもらうために町の広報誌で「地球温暖化について知ろう」というシリーズを掲載させていただいております。

この２月号の記事に全国地球温暖化防止活動推進センターの資料を掲載しておりますが、これによりますと住まいにおける冷暖房時の開口部からの熱流の出入り割合は、窓からが５０％以上を占め、住まいを断熱性の高い住宅にすることで室内外への熱の出入りを抑え、夏は涼しく、冬は暖かい快適な室内環境となります。これにより冷暖房の使用量を抑え、CO_2排出量や光熱費を削減することができます。また、部屋同士の寒暖差が少なくなることで、入浴中のヒートショックを予防するなど健康面でも大きなメリットとなり得ることとされております。

議員御質問の部分では、国では既存住宅断熱リフォーム支援事業などや、長野県では信州健康ゼロエネ住宅助成金制度など、様々な支援制度が用意されています。

町の補助制度といたしましては、町内の施工業者により住宅本体に係る機能維持・住環境の向上のために実施する補修、改善、増築等の工事で１０万円を超える工事について最大２０万円の助成となる長和町住まい快適促進助成金制度があり、断熱リフォームにも御活用いただけます。

○議長（森田公明君）　阿部議員。

○１番（阿部由紀子君）　次の質問の項目は時間の関係で割愛をさせていただきます。

近年、燃料費の高騰や環境問題への意識の高まりを受け、電気自動車やハイブリッド車の導入を促進する自治体が増えています。

長和町では、公共交通の選択肢が少なく、車での移動が必要不可欠ですが、環境負荷の低減や燃料費削減の観点から、ＥＶやハイブリッド車の導入を支援する補助制度は現在あるのでしょうか。また、こうした車両の普及状況について、町としてどのように把握されているのでしょうか。

今後、ゼロカーボンに向けた取組の一環として、ＥＶやハイブリッド車の普及促進に向けた支援策を検討する考えはありますでしょうか。

○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。

○住民生活課長（上野公一君）　ＥＶやハイブリッド車の導入支援補助についての御質問です。

町では、子供からお年寄りまで、町独自の政策も含め、様々な手厚い支援や補助を行っておりますが、車に対する補助制度は今のところございません。

次に、普及状況の把握でございますが、令和６年４月に策定した長和町地球温暖化対策実行計画では、地球温暖化対策に関する知識や再エネ、省エネなどの取組の実態状況などについて意識調査

として町民５００人、商工会加盟の２４２事業所にアンケート調査票を郵送させていただき調査を実施いたしました。

アンケートをお答えいただいた人のみになりますが、すでに所有しているエコカー、まあ、ほとんどがハイブリッド車だと思われますが、全体の２８％あったということを把握しております。

ＥＶに対する町の支援策といたしましては、現在、町内４か所、５台のＥＶ充電設備の設置、運営がそれに当たると思われますが、車両の普及促進に対する町独自の助成は行っておりません。

環境温暖化対策は１市町村で解決できる問題ではありませんし、車は移動体でありますから、ＥＶやハイブリッド車の普及促進を進めるとすれば、国の実施するエコカー補助金のような制度の拡充がまずは先だと考えております。

○議長（森田公明君）　阿部議員。

○１番（阿部由紀子君）　他の自治体では、飲食店と協力して、「食べきりキャンペーン」を実施したり、スーパーで売れ残り食品を割引販売する「てまえどり運動」を促進するなどの取組が進められています。

てまえどり運動とは、消費者がスーパーなどで商品を選ぶ際に賞味期限の長いものを奥から取るのではなく、手前に並んでいる商品から選ぶことで食品ロスを減らす取組です。こうした意識が広がることで、食品の無駄を防ぎ、持続可能な社会につながると期待されています。

また、飲食店との連携では、食べ残しを減らすために小盛りメニューを導入したり、持ち帰り容器を提供する取組を行うお店もあります。小売店では、閉店前の割引販売や売れ残り食材を子ども食堂などに寄附する活動が進められています。

長和町では、町民の意識を高めるための食品ロス軽減に向けた取組や啓発活動は現在どのように行われているのでしょうか。

また、町内の飲食店や小売店と連携した取組はありますでしょうか。

○議長（森田公明君）　上野住民生活課長。

○住民生活課長（上野公一君）　食品ロス削減に向けた取組や啓発活動についての御質問であります。

長野県では平成２２年度から食品ロスの削減を目指し、飲食店や宿泊事業者の皆様にも御協力を頂き、食べ残しを減らそう県民運動を実施しています。平成２８年２月からは名称を「食べ残しを減らそう県民運動～ｅープロジェクト～」に変更し、身近なスーパーマーケット等の食品販売関連事業者の皆様にも御協力を頂き、さらなる食品ロスの削減を目指しているところです。

これを踏まえ、町では宴会の多くなる１２月から１月の重点取組期間に長野県からの要請に呼応し、「食べ残しを減らそう県民運動～ｅープロジェクト～」の一環として、「残さず食べよう！３０・１０運動宴会食べきりキャンペーン」や、食品ロスの削減のための取組を行っていただけるお店を、長野県が協力店として登録し、宴会で食べ残しをしないよう呼びかけていただく「３０・１０運動」の記事を、町の広報に掲載しております。

また、町内の飲食店や小売業者の食品ロスの取組については、町内では小規模な事業者が多く、特に生鮮食料品を取り扱っている業者がほとんどいないため、各事業所の自主的な取り組みや判断にお任せしているところが現状でございます。

今後も国や県、業界団体等の取組に対して、普及啓発等の要請があれば、関係者や住民へつないでいきたいと考えております。

○議長（森田公明君）　以上で、１番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君）　以上をもちまして、一般質問は全て終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

散　　会　　午前１１時４１分

第　　４　　号

（　３　月　２１　日　）

議　事　日　程

令和７年　３月２１日
午前　９時３０分　開議
長和町議会議長

日程第　１　議案第　３号　長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

日程第　２　議案第　４号　長和町税条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

日程第　３　議案第　５号　長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

日程第　４　議案第　６号　長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

日程第　５　議案第　７号　長和町景観審議会条例を廃止する条例について
（町長提出）

日程第　６　議案第　８号　長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

日程第　７　議案第　９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
（町長提出）

日程第　８　議案第１０号　長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

日程第　９　議案第１１号　長和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

日程第１０　議案第１２号　長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

日程第１１　議案第１３号　長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条

例について

（町長提出）

日程第１２　議案第１４号　長和町直営別荘地用機械器具貸与に関する条例を廃止する条例について

（町長提出）

日程第１３　議案第１５号　長和町直営別荘地管理棟等条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第１４　議案第１６号　長和町営開発地テニスコート条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第１５　議案第１７号　令和６年度長和町一般会計補正予算（第８号）について

（町長提出）

日程第１６　議案第１８号　令和６年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）について

（町長提出）

日程第１７　議案第１９号　令和６年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

日程第１８　議案第２０号　令和６年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

（町長提出）

日程第１９　議案第２１号　令和６年度長和町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

（町長提出）

日程第２０　議案第２２号　令和６年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第３号）について

（町長提出）

日程第２１　議案第２３号　令和６年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第２号）について

（町長提出）

日程第２２　議案第２４号　令和６年度長和町上水道事業会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

日程第２３　議案第２５号　令和６年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

日程第２４　議案第２６号　令和７年度長和町一般会計予算について

（町長提出）

日程第２５　議案第２７号　令和７年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

（町長提出）

日程第２６　議案第２８号　令和７年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について

（町長提出）

日程第２７　議案第２９号　令和７年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について

（町長提出）

日程第２８　議案第３０号　令和７年度長和町介護保険特別会計予算について

（町長提出）

日程第２９　議案第３１号　令和７年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算について

（町長提出）

日程第３０　議案第３２号　令和７年度長和町観光施設事業特別会計予算について

（町長提出）

日程第３１　議案第３３号　令和７年度長和町和田財産区特別会計予算について

（町長提出）

日程第３２　議案第３４号　令和７年度長和町上水道事業会計予算について

（町長提出）

日程第３３　議案第３５号　令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について

（町長提出）

日程第３４　議案第３６号　指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）

（町長提出）

日程第３５　議案第３７号　指定管理者の指定について（長和町特産物直売所（和田宿ステーション））

（町長提出）

日程第３６　議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

（町長提出）

日程第３７　陳情第　１号　「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

追　加　議　事　日　程（第４号の追加１）

令和７年　３月２１日
長　和　町　議　会　議　長

日程第　１　意見書案第１号　最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
（議員提出）
日程第　２　議案第３９号　長和町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
（町長提出）
日程第　３　議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
日程第　４　総務経済常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
日程第　５　社会文教常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
日程第　６　広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
閉　会

令和７年長和町議会３月定例会（第４号）

令和７年３月２１日　午前　９時３０分開議

出席議員（１０名）

１番	阿　部　由紀子　議員	２番	龍　野　一　幸　議員
３番	荻　野　友　一　議員	４番	佐　藤　恵　一　議員
５番	田　福　光　規　議員	６番	羽　田　公　夫　議員
７番	原　田　恵　召　議員	８番	小　川　純　夫　議員
９番	渡　辺　久　人　議員	１０番	森　田　公　明　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽　田　健一郎　君	副町長	髙見沢　髙　明　君
教育長	藤　田　仁　史　君	総務課長	藤　田　健　司　君
総合政策課長	宮　阪　和　幸　君	住民生活課長兼会計管理者	上　野　公　一　君
保健福祉課長	清　水　英　利　君	保健福祉課参事	小　林　義　明　君
産業建設課長	中　原　良　雄　君	産業建設課参事	米　沢　　正　君
教育課長	笹　井　佳　彦　君	総務課長補佐	遠　藤　　剛　君
代表監査委員	丸　山　淳　子　君		

議会事務局出席者

事務局長	長　井　真　樹　君	議会事務局書記	齊　藤　照　恵　君

開　　議　　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○議長（森田公明君）　おはようございます。

令和７年３月長和町議会第１回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第１　議案第３号　長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第２　議案第４号　長和町税条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第３　議案第５号　長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第４　議案第６号　長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第５　議案第７号　長和町景観審議会条例を廃止する条例について

（町長提出）

◎日程第６　議案第８号　長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

○議長（森田公明君）　日程第１　議案第３号　長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、日程第６　議案第８号　長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君）　社会文教常任委員会では３月６日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

なお、報告書には出されました質疑応答の全てを記載しておりますが、時間の関係上、丸印をつけたものだけ読み上げて報告とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議案第３号　長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いた

します。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

国保税が上がることについて不満等は出ていないかとの問いに対して、資産割の廃止について以前より住民の方へ周知をしてきておりますので今のところ苦情はありませんとの答弁でした。

次に、議案第４号　長和町税条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第５号　長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりであります。

古い生ごみ専用袋はどのくらいの期間まで使えるのかとの問いに対して、古い生ごみ専用袋は微生物が分解できる特殊な素材で作られており、製造から９か月という使用期限が設けられております。現在販売しているものは昨年の７月に製造したものであり、今年の夏頃までは使用していただいて大丈夫ですとの答弁でした。

粗大ごみの料金も変わるというううわさも聞くが、そちらは変わらないのかとの問いに対して、袋に入らないごみについては処理場で粗大ごみとして回収しているが、その手数料自体の単価は１０年も前のままであり、実情に応じた単価に設定することで廃棄物対策検討委員会でお認めいただき、取引をしていただく手数料自体を見直すという形になっておりますとの答弁でした。

次に、条例上では粗大ごみの持込みで運搬処理料の３割という規定になっている。改定したものもこれに沿っているという理解でよいかとの問いに対して、そのとおりですとの答弁でした。

議案第６号　長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第７号　長和町景観審議会条例を廃止する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第８号　長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（森田公明君）　委員長報告が終わりました。

初めに、議案第３号　長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第３号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第３号は可決されました。

次に、議案第４号　長和町税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第４号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第４号は可決されました。

次に、議案第５号　長和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第５号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第５号は可決されました。

次に、議案第６号　長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第６号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第６号は可決されました。

次に、議案第７号　長和町景観審議会条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第７号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第７号は可決されました。

次に、議案第８号　長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第８号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第８号は可決されました。

◎日程第　７　議案第　９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

（町長提出）

◎日程第　８　議案第１０号　長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第　９　議案第１１号　長和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第１０　議案第１２号　長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第１１　議案第１３号　長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第１２　議案第１４号　長和町直営別荘地用機械器具貸与に関する条例を廃止する条例について

（町長提出）

◎日程第１３　議案第１５号　長和町直営別荘地管理棟等条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第１４　議案第１６号　長和町営開発地テニスコート条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第７　議案第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、日程第１４　議案第１６号　長和町営開発地テニスコート条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君）　総務経済委員会は３月７日に委員会を開催し、今定例会に提案された委員会付託となりました案件について審査をいたしました。

議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第１０号　長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきも

のと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

育児または介護を行う職員の時間外勤務等の制限等について、委員より、育児休暇に関する改正かの質問に対して、育児休業関係でなく当該の基準を満たす者については申請することによって超過勤務を免除する条文の改正ですとの答弁でした。

議案第１１号　長和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

長和町では勤続３０年以上の対象団員はいるのかの質問に対して、現在はおりませんが、近年中に３０年に達する団員が出てくる見込みとなっておりますとの答弁でした。

下位階級に降格した場合、退職報償金も下がってしまうのかの問いに対しまして、在籍した最高階級が適用となり、勤続年数が加算されますとの答弁でした。

議案第１２号　長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第１３号　長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑応答、討論を行い、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

利用料金について、委員より、夏山リフトの運用開始に向け、マウント長和から収支計画は出ているかの質問に対しまして、国定公園の変更には非常に時間がかかるため、冬季のリフト運行状況を夏季に置き換え、概算料金ということで計上いたしました。今シーズンの入れ込み状況と併せて、夏山リフトの収支計画につきましては、改めて御報告いたしますとの答弁でした。

委員より、本年度キャンプサイトを開設したと思うが、条例化していないもので料金を取り、運用したということかとの質問に対して、本年度実施しましたキャンプサイトは試験的運用ということで実施してまいりましたが、令和７年度より本格的に運用したいということで、条例化、条例、要綱の整備をしたいとの答弁でした。

議案第１４号　長和町直営別荘地用機械器具貸与に関する条例を廃止する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第１５号　長和町直営別荘地管理棟等条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、管理棟の名称「山の家」を「風の庭」に改める件について、場所も分かるし新しいものになったということだと思うが、番地等は同じなのかの問いに対しまして、同じ番地になりますとの答弁でした。

議案第１６号　長和町営開発地テニスコート条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（森田公明君）　委員長報告が終わりました。

まず、議案第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第９号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第９号は可決されました。

次に、議案第１０号　長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第１０号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第１０号は可決されました。

次に、議案第１１号　長和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第１１号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第１１号は可決されました。

次に、議案第１２号　長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第１２号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第１２号は可決されました。

次に、議案第１３号　長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

原田議員。

○７番（原田恵召君）　議案第１３号　長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

条例の中にうたわれたキャンプ場について、本６年度キャンプサイトを開設したと思うが、条例化していないもので料金を取り、運用したということかという質問に対しまして、本年度実施しましたキャンプサイトは、試験的運用ということで実施してまいりましたが、令和７年度より本格的に運用したいということで、条例化また条例、要綱の規則、要綱の整備をしたいとの答弁でありました。

町の施設料に試行期間があるわけがなく、条例でなかったら規則や要綱で定めるとの発言でありましたが、これも曖昧で理解ができません。たかやまスキー場においては、従前よりレンタルスキーについても曖昧であると指摘をしてまいりました。条例違反の疑いすらある内容でございます。

今回は、きちんとした説明ができておらず、今回、条例化は先送りしてでも専門家の判断を仰ぎ、納得して進めるべきであるとの考えから、この条例制定に反対の立場から討論をいたします。

○議長（森田公明君）　討論ございますか。

荻野議員。

○３番（荻野友一君）　議案第１３号　長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

この条例につきましては、来年度以降に向け対応するために行政上必要な手続であり、一番に株式会社マウント長和の業績を伸ばすための手だてであることを考え、賛成いたします。

ただし、今後の株式会社マウント長和の新規の事業計画や事業概要、また収支に関しては改めて報告をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森田公明君）　ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第１３号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙　手　多　数）

○議長（森田公明君）　賛成多数。よって、議案第１３号は可決されました。

次に、議案第１４号　長和町直営別荘地用機械器具貸与に関する条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第１４号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第１４号は可決されました。

次に、議案第１５号　長和町直営別荘地管理棟等条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第１５号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第１５号は可決されました。

次に、議案第１６号　長和町営開発地テニスコート条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第１６号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第１６号は可決されました。

◎日程第１５　議案第１７号　令和６年度長和町一般会計補正予算（第８号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第１５　議案第１７号　令和６年度長和町一般会計補正予算（第８号）についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

まず、社会文教常任委員会に付託された住民生活課、保健福祉課及び教育課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君）　議案第１７号　令和６年度長和町一般会計補正予算（第８号）についてのうち、住民生活課、保健福祉課、教育課が所管する総務費、民生費、衛生費、教育費及び関係歳入について、審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりであります。

まず、住民生活課窓口保険係です。

歳入の戸籍住民基本台帳費手数料３０万円減額というのはどういう意味なのかとの問いに対して、戸籍住民基本台帳手数料は証明書発行件数が例年より減っております。正確な原因は把握しておりませんが、昨年３月より戸籍の広域交付が始まり、それまで本籍地でしか取得できなかった戸籍を、御本人と直系の親族の方は本籍地以外の役所で戸籍を取得できるようになり、一般の方の郵送請求の数が減っております。また、婚姻届等の戸籍届出を本籍地以外の役所へする場合、戸籍謄本を添付することになっておりましたが、昨年３月より戸籍の添付が不要となりましたので、戸籍を取得する方が少し減ったかと思いますとの答弁でした。

次に、住民生活課環境温暖化対策係です。

ＥＶ充電器のシステムを変えるという話だが、変えると時間が短時間で済むようになるのか、年間で何台が利用しているのかとの問いに対して、入れ替えた急速充電器は電力稼働型、今までの蓄電池は蓄電池内蔵型で、電力稼働型である今のほうがそのままの電力という形で充電できます。利用件数については、和田宿ステーションは昨年９月に入れ替えており、１２月末現在で１８件の利用をいただきました、同様に古町のほうは２月に入れ替えており、２月末現在、３件の利用がありましたとの答弁でした。

太陽光パネルの設置について、町民への負担軽減等の効果は考えなくて、施設の建物内の電気量に関係するものが主ということの解釈でよいのかとの問いに対して、今回の調査は、２６か所の施設に太陽光発電を置いた場合に、どのような発電量が見込めて、それを売電して得られる収入があるか、また、ただで使われるわけではないので、設置経費を償却していくためには、どのくらいの期間を要するのかのシミュレーションを行いました。町民の皆様への還元という部分については、施設の維持運営費の中で電気のＬＥＤ化なども含めて、不労部分が生まれれば、その分は施設の運営費の助けになると思います。また、広い意味では、地球環境保護の部分で電気量が少なくなれば、その分だけ持続可能な地域社会の形成にお役に立てるものと思っていますとの答弁でした。

次に、保健福祉課福祉係です。

障害者自立支援システム改修について、改修内容は何かとの問いに対して、制度改正によるもので、就学前障がい児の発達支援無償化に関わる認定手続の簡素化と、同一世帯における複数児童の上限額管理に伴うシステム改修となりますとの答弁でした。

システムの改修は今後も頻繁に起こり得るのかとの問いに対して、報酬やサービス等の制度改正があれば、その都度改修が必要となりますとの答弁でした。

障害者自立支援システム改修費について見積りの内訳はとの問いに対して、制度改正対応パッケージ一式９９万５，０００円、プラス導入作業費５万円、７．５日分ということですね。プラス消費税１３万７，０００円、合計で１５０万７，０００円となっておりますとの答弁でした。

見積金額について妥当と言えるのか、県に確認する等精査する方法はないのかとの問いに対して、共同化システムのため、共同化旧市町村で同等の金額となっており妥当であると考えております。また、市町村により使用しているシステムが異なるため、県で改修費用が妥当かどうかという判断を行うことは難しいと考えますとの答弁でした。

要望として、今後もシステム改修費用については、共同化市町村と比較する等慎重に精査してもらいたいとの要望でした。

次に、教育課社会教育係です。

古町コミュニティセンターの指定管理料の増額は、当初の指定管理料への増額になるものかとの問いに対して、そのとおりですとの答弁でした。

他の課などからの話から指定管理料の変更はできないと認識しているが、可能であるのかとの問

いに対して、年度協定書に増額できるとうたってありますので、可能ですとの答弁でした。

次に、文化財係です。

長和の里資料館、文書館について、利用者と設立の目的は何かとの問いに対して、町内外から見学者利用があり、歴史資料の閲覧調査が可能です。町では１０か所以上の博物館、資料館がありますが、そこに収まり切れない資料を保管しています。文書館は、古文書や行政資料など将来に残していくべき資料を保管し、一般の方にも情報提供して対応するために設立していますとの答弁でした。

利用者数と小学校で授業に活用されているのかの問いに対して、令和５年度は７００人ほどの利用者がありました。最近も和田小学校３年生が昔の道具調べで来館し、長門小学校には千歯こぎなどの古民具を貸し出していますとの答弁でした。

施設の有料化はできないのかとの問いに対して、下水道施設からの転用認可の際に無料の施設であることが条件になっており、有料にできませんとの答弁でした。

報告を以上で終わります。

○議長（森田公明君）　次に、総務経済常任委員会に付託された議会事務局、総務課、総合政策課及び産業建設課が所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君）　議案第１７号　令和６年度長和町一般会計補正予算（第８号）についてのうち、議会事務局、総務課、総合政策課、産業建設課が所管する補正予算について、審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

議会事務局、質疑なし。

総務課の所管する補正予算について、巡回バス運行業務委託料、委員より、バスの委託料を減額した内訳は何か、契約時の差金を減額するものですとの答弁でした。

委員より、委託契約の契約日などはどのようになっているのかの質問に対して、４月１日からの契約ですが、突発的な費用への対応も考慮し、年度末での補正となりましたとの答弁でした。

次に、危機管理係です。

個別避難計画策定業務委託料、個別避難計画について作成数の目標などは定めているかの質問に対して、作成目標としましては、対象避難行動要支援者全員としておりますとの答弁でした。

防災備品購入費の件について、委員より、防災備品購入について、ベッド、パーテーションのほかに購入備品はあるのかの質問に対しまして、今回の防災備品につきましては、簡易ベッド５０台、段ボールベッド５０台、パーテーション２０セット、大型テント２張を申請しておりますとの答弁でした。

委員より、備品設置場所はどこを想定しているのかの質問に対して、保管場所については、広域

避難所の空き具合を確認しながら、分散して設置することを想定しておりますとの答弁でした。

委員より、消火栓改修負担金について、工事２か所の内容、場所はどこかの質問に対して、工事箇所については、小茂ケ谷地区、桜町地区各１か所であり、事故により消火栓が破損したものでありますとの答弁でした。

委員より、消火栓は老朽化による更新の見込みはあるのかとの質問に対して、老朽化による更新については、設備の状況を鑑みながら検討してまいりたいと考えておりますとの答弁でした。

総務課所管の補正予算について、委員より、広報紙の紙質を変えて住民からの意見はあったのかの質問に対して、特段ありませんでしたとの答弁でした。

次に、ケーブルテレビ施設運営の件について、委員より、ケーブルテレビのデータ放送で必要のないデータ等が掲載されている。また、お悔やみの情報もなかなか掲載されないが、誰が入力しているかの質問に対して、入力については、情報管理係で入力する分と、各担当職員で入力する分があります。情報管理係でも掲載内容を確認しており、不必要なデータについては削除してもらうように各担当者へ依頼しています。また、お悔やみ等につきましては、依頼主さんの希望に沿って掲載をしておりますとの答弁でした。

キャッシュレス機器等導入委託料について、委員より、キャッシュレス機器等導入委託料の２９８万円の減額とのことですが、システムの構築ができなかったと捉えていいのか、また、それであれば将来にはどのようにするのかとの質問に対しまして、システム自体は構築できているのですが、キャッシュレスで払ったお金の流れが違うこと等により、行わないと判断いたしました。将来的にはできるところからしっかりと取り組んでいきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、総合政策課所管の補正予算について、町債の減額により一般財源が増額となり、マウント長和の負担が増えるが、マウント長和側は知っているのかとの質問に対して、スキー場担当者の商工管理係に話してはおりますが、商工観光係から会社には話してあるのか、確認はできていません。また、財政管財係から会社には話はしていないとの状況ですとの答弁でした。

令和６年度中に財政推計ができないのはなぜか、今後の予定はとの質問に対して、財政推計については、令和６年度中に作成し、皆様にお示しする予定でありました。今年度は、会計検査や長野財務事務所による実地監査、機構改革への対応等、予期せぬ業務が発生し、財政推計の作成に時間を割くことができませんでしたので、令和７年度中には作成してお示しできるようにしたいと思っていますとの答弁でした。

産業建設課所管の補正予算について、委員より、長門牧場の駐車場のトイレが老朽化して使えない状況にある。繁忙期には駐車場も満車で利用できない状況である中で、トイレについても修繕するのか、新設する場合は、場所の変更も含めて検討する必要があると思うので、長門牧場と協議してほしいとの問いに対しまして、昨年の春にはトイレの修繕の要望を受けていましたが、そのときは自動水栓の水が漏れてしまう状況で、軽微な補修で対応していただくこととし、他にも食品加工施設等の優先すべき修繕もあり、順位をつけて対応してきた状況です。御意見を含め、長門牧場に

確認、協議をしていきたいと思いますとの答弁でした。

次に、産業建設課所管の補正予算について、たかやまスキー場施設改修工事財源の変更について、委員より、辺地対策事業債の対象とならなかった部分について、そもそも対象外であったのか、それとも、他の市町村等に割り振られたため当町まで回ってこなかったのかとの質問に対しまして、令和６年度全国の起債計画額が地方債計画額を上回ったため、減額調整された結果、当町の要望額を満たすことができず、過疎債を充当する形となったためですとの答弁でした。

以上です。

○議長（森田公明君）　委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第１７号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第１７号は可決されました。

◎日程第１６　議案第１８号　令和６年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）について

（町長提出）

◎日程第１７　議案第１９号　令和６年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

◎日程第１８　議案第２０号　令和６年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

（町長提出）

◎日程第１９　議案第２１号　令和６年度長和町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第１６　議案第１８号　令和６年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）についてから、日程第１９　議案第２１号　令和６年度長和町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君）　議案第１８号　令和６年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第１９号　令和６年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第１号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

和田歯科診療所について、診療日が少ないと思うが、この辺りはどう考えているのかとの問いに対して、スタッフの不足により予約制で運営している状況でありますが、和田の地域医療を守るために、町としても広報等でスタッフの募集をかけたりしております。スタッフが見つかれば本来の診療日に戻せるという話も聞いておりますので、和田歯科診療所と協議しながら経営改善に向けて進めていきたいと思いますとの答弁でした。

医師が和田歯科診療所に行くと、ながと歯科は閉めなくてはならないということは、ながと歯科も同じような状況ということかとの問いに対して、ながと歯科の現状は分かりませんが、歯科医師自体が不足している現状があり、院長が兼務していると聞いております。そのため予約制での対応となり、急患については、ながと歯科へ行っていただいておりますとの答弁でした。

和田歯科診療所は必要かとの問いに対して、和田歯科診療所は以前別の場所にあり、施設の老朽化に伴う移転の際、旧和田庁舎の跡地利用検討の話合いの中で、１階執務室は和田診療所、和田歯科診療所に入ってもらい、和田の地域医療を守っていこうという結論が出ております。

また、ながと歯科は民間経営の歯科ですが、院長の地域医療への思いもございまして、和田歯科診療所が運営できております。医師の不足等で苦しい部分もございますが、町も関与させていただきながら、和田の地域医療の保全について今後も検討していきたいと思いますとの答弁でした。

議案第２０号　令和６年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第２１号　令和６年度長和町介護保険特別会計補正予算（第３号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

施設給付費が大きく減額となっている理由は何か、また、今後の見通しはどうかとの問いに対して、重度の認定者が減ってきていることや介護予防事業に力を入れて実施しているため、その効果

も出ているのではないかと考えています。今後の見通しについては、重度の方が増えなければ、施設給付費も増えずに推移していくものと思われますとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君）　委員長報告が終わりました。

まず、議案第１８号　令和６年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第１８号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第１８号は可決されました。

次に、議案第１９号　令和６年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第１号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第１９号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第１９号は可決されました。

次に、議案第２０号　令和６年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第２０号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第２０号は可決されました。

次に、議案第２１号　令和６年度長和町介護保険特別会計補正予算（第３号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第２１号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第２１号は可決されました。

◎日程第２０　議案第２２号　令和６年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第３号）について

（町長提出）

◎日程第２１　議案第２３号　令和６年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第２号）について

（町長提出）

◎日程第２２　議案第２４号　令和６年度長和町上水道事業会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

◎日程第２３　議案第２５号　令和６年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第２０　議案第２２号　令和６年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第３号）についてから、日程第２３　議案第２５号　令和６年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君）　議案第２２号　令和６年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第３号）についての審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第２３号　令和６年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第２号）についての審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第２４号　令和６年度長和町上水道事業会計補正予算（第１号）についての審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第２５号　令和６年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）についての審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（森田公明君）　委員長報告が終わりました。

まず、議案第２２号　令和６年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第３号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第２２号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第２２号は可決されました。

次に、議案第２３号　令和６年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第２号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第２３号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第２３号は可決されました。

次に、議案第２４号　令和６年度長和町上水道事業会計補正予算（第１号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第２４号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第２４号は可決されました。

次に、議案第２５号　令和６年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第１号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第２５号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第２５号は可決されました。

◎日程第２４　議案第２６号　令和７年度長和町一般会計予算について

（町長提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第２４　議案第２６号　令和７年度長和町一般会計予算についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

渡辺予算特別委員長。

○予算特別委員長（渡辺久人君）　令和７年３月定例会において予算特別委員会に付託されました議案は、議案第２６号　令和７年度長和町一般会計予算についてであります。

当委員会は、令和７年３月１２、１３日に開催し、審査を行いました。

質疑と審査の結果は次のとおり、審査順に報告いたします。

最初に、住民生活課会計係になります。

委員より、キャッスレス端末使用料と決済利用料が昨年より大きく減った理由はに対し、６年度の予算計上時に提出してもらった見積金額と契約の段階の金額の差額により、大きく下がっておりますとの回答。

次に、窓口保険係になります。

委員より、コンビニ交付のコンビニに払う手数料は、国が補填してくれるのかに対し、コンビニ交付の手数料につきましては、証明書１通につき１１７円です。国の補助金はございませんとの回答です。

次のページになります。環境温暖化対策係。

委員より、汚泥再生処理施設の施設維持管理委託料が昨年より２００万円多い理由は何かに対し、主な要因としては人件費の増ですとの回答。

再エネ最大限導入のための計画づくり支援事業が前年度８５０万円と聞いたが、全て完了したということで、７年度の計上は一切ないという解釈でよいかに対し、本年度、公共施設の太陽光の導入量調査をさせていただきました。令和７年度から事業化するということで、国の補助金等も踏まえて財政部局と協議をさせていただきましたが、全額補助ではないため、補助裏にある一般財源の捻出が難しいということもあり、令和７年度は先送りをさせていただきますとの回答。

次に、住宅建築物の耐震診断委託料と住宅建築物耐震改良事業補助金について、来年度からの事業になると思うが、その概要について説明をお願いしたい。部分改修は対象とならないと記憶しているがどうかに対し、耐震診断委託料につきましては、耐震診断の専門家の方を町民に紹介し、町民は診断を無料で受けられるものです。１７万６，０００円につきましては、診断２件分を見込んでおり、診断士の方への派遣委託料となります。

建築物改修事業補助金１１５万円ですが、耐震改良工事１件に対する補助金を１１５万円となっております。改修事業補助金については、１件当たり工事費の２分の１で最大１００万円の事業でしたが、この４月から要綱が変わり、補助率が５分の４となり、最大金額も県の条例に合わせて１１５万円まで引き上がります。改修の補助ももらうためには、１．０以上に引き上げる補強工事が必要となります。部分的な補強工事をやって、家全体の評価が１．０になるという話であれば申請できますが、部分的な補強だけで０．５までしか評点が増えないような工事であれば、申請は通らないというイメージで考えていただければと思いますとの回答でした。

次のページになります。景観整備事業のうちマルメロについて、実はできるが量が取れないという話だったが、お土産品として売り出すことができるような量が取れるマルメロに交換できないか。また、マルメロでなく、目立つ花など樹種転換を行うことができないかと委員からの質問に対し、先日、奨励品認定証の交付があり、８事業者が認定を受けましたが、その中でＫＯＫＵＹＡさんが作っているフィナンシェというお菓子で、マルメロを使ったものが認定されています。昨年は、天候と消毒の関係で、マルメロ街道のマルメロを使うことはできなかったと伺いました。今回、奨励品として認定して継続して作成していただくことになれば、マルメロの駅という名称もありますし、マルメロ街道の整備を検討・協議していきたいと思っていますとの回答でした。

次のページになります。税務係になります。

航空写真共同撮影負担金について、３市町村共同で実施する有用性は何か、共同撮影に参画していない青木村や坂城町など近隣市町村の状況はどうかの質問に対し、前回、令和４年実施時の実績

として航空写真の比較調査を行うことにより、届出や登記がない家屋や発電設備等、建築物の新築の取壊し実態を把握することで、正しく固定資産税を課税することに寄与しており、正しい課税を行う上で不可欠と考えております。

市町村の共同実施の有用性という点につきましては、共同で撮影した場合と各市町村単独で撮影した場合を試算した結果、今回、当町においては共同撮影の上、面積割の負担金を支払うことで約１，２００万円の費用軽減効果があることから、共同撮影を実施することとさせていただきました。

今回、共同撮影に参画していない青木村は、６年に一度、航空写真を撮影することとなっていることから、３年前の共同撮影には参画しましたが今回は見送りということです。坂城町は、平成２７年以降、航空写真撮影を行っておらず、町の面積が小さいことから、目視による固定資産税の賦課調査を実施していると伺っております。

今回の航空写真についても、町の道路台帳、ハザードマップ等の防災管理情報、上下水道台帳、農地台帳、森林台帳、空き家台帳、町営別荘台帳等の情報をシステム上で航空写真等の地図と重ねることで、各部署において、現地確認の省力化や正確な事務処理ツールとして活用していますとの回答でした。

次のページになります。保健福祉課子育て支援係保育園になります。

委員より、保育園ＩＣＴシステム使用料の内容は何かに対し、システム使用料の内訳は、ながと保育園が月額３万８，５００円、和田保育園が月額２万７，５００円です。機能につきましては、登降園のＱＲコードによる打刻、遅刻・欠席連絡、園からのお知らせ・お便り配信、連絡帳などです。今後の実施予定として、延長保育料計算、健康管理、写真販売などを順次進めていく予定ですとの回答。

委員より、ＱＲコードはつけなければいけなかったのか、親が持っているのかの質問に対し、ＱＲコードの打刻で登降園の時間を記録することで、延長保育料の計算が正確に速やかにできるほか、お子さんが登園している、降園したなど所在の確認ができるため園児の安全管理につながります。スマートフォンの保護者アプリの中でＱＲコードが表示されるため、保護者が持っていますとの回答。

ＩＣＴシステムは、保護者の利便性の向上と事務負担軽減を目的として導入したかと思うが、逆に手間がかかってしまっているのではないかとの質問に、１月下旬頃から徐々に導入開始をしたところであり、不慣れなところがあり、うまくいかない面もありますが、慣れていくことにより負担軽減になるのではないかと考えていますとの回答。

保育園の図書購入の予算が少ないが、図書による保育をどのように考えているかとの質問に対し、保育園には蔵書がたくさんある中で、保育関係の職員向け図書や園児向けに新たに提供したい本があった場合に購入するための予算計上ですとの回答でした。

次のページになります。健康づくり係。

委員より、過疎債を使った依田窪病院施設等整備事業負担金は、今後も行っていく予定かの質問

に対し、過疎債による病院負担金は、病院施設整備や医療機器購入費の２分の１かつ市町村案分率を掛けた額となっておりますので、病院施設整備費に関わる費用は、今後も過疎債により負担していく予定ですとの回答。

委員より、出産・子育て応援交付金は、県からも補助が出ていたと思うが、令和７年度からは制度が変わって国からの補助のみになったということかの質問に対し、国からの補助１０分の１０となりますとの回答でした。

全く健診を受けていない町民に対しては、どのように対応しているかの質問に対し、電話や個別訪問による健診のお誘いと、依田窪病院通院中の方には定期診察に併せたみなし健診をお勧めするなど、健診受診の向上に努めておりますとの回答でした。

次に、福祉係になります。

配食サービスについて、委託料が増額になっている理由はなぜか。配食利用者によると配食の評判がよくないため、試食をして利用者が増えない理由を検討してほしいとの要望がありました。最初の質問に対して、今年度は、委託単価はおかずと御飯９５９円、おかずのみ９１５円で委託しておりましたが、来年度は物価高騰の影響もあり、委託事業者より、御飯とおかず１，０２５円、おかずのみ９８５円と委託単価増額の要望があり、増額となっておりますとの回答でした。

次に、運転免許自主返納補助事業について、タクシー利用券をバスの利用券やいきいき券など利用しやすいものに見直してほしいに対し、生活の足の確保をするという目的がありますので、デマンドバスの利用券など検討したいと思いますとの回答でした。

高齢者に優しい住宅改良促進事業について、何件分計上したのか、限度額は幾らかの質問に対し、１件分計上しました。限度額は７０万円、１割は自己負担となりますので、実際は６３万円の補助となります。

次のページになります。福祉企業センター係。

委員より、福祉車両購入補助金で購入する車両の用途は何かの質問に対し、社会法人樅の木福祉会で購入し、福祉企業センターから移行する利用者の送迎に使用します。事業委託は令和８年４月１日を予定しており、当初から車両を使用するため、令和７年度中に購入する必要があります。また、ワゴン車等は発注してから商品が届くまで日数がかかるため、早めの購入を考えていますとの回答でした。

次に、人権男女共同参画係になります。

児童クラブについて、土曜日の預かりが、人がいないからということで見てもらえなかった。また、長期休校中においても見てもらえないケースがあったと聞いている、何とかならないかと委員からの質問に対し、町の児童クラブ運営要綱が定められており、小学校休校日の月曜日から土曜日まで、午前８時から午後６時まで預かるとうたわれておりますので、御指摘はごもっともだと思います。職員の都合はあるとはいえ、そこは職員の中でやりくりをして、要綱に沿った運用が原則になってくると思います。和田児童クラブの構成員もそうですけれども、しっかり要綱に沿った形で

対応しないといけないと思いますので、早急につけさせていただきたいと思いますとの回答でした。

次に、委員より、男女共同参画について、取組がほとんど進んでいないのではないかと以前より指摘しているが、講師謝礼とあるが何をする予定かに対し、講師謝礼につきまして、身近なところで役場の職員への周知が必要と考えています。また、可能であれば、町内事業者向けの講演についても考えていきたいと思いますとの回答でした。

委員会は、令和６年度に何回開いたか、また令和７年度は何回開く予定か、内容についてはどのように考えているかの質問に対し、委員会については、令和６年度は開催しておりません。令和７年度については２回開催できればと考えていますが、内容については現状考えておりませんとの回答でした。

次のページになります。一昨年、アンケートを実施し、町民への男女共同参画問題についての意識の把握はされた。普通ならば、計画策定の委員会を何回も開催すべきと思うが、委員会を１回もやらないとなると、やる気がないというしか思えない。今後どうされる予定か課長の考えをお聞きしたいとの委員からの質問に対し、基本的には、町の男女共同参画推進協議会規則があり、この中でうたわれている内容について議論をするということになってくると思います。その中で、今、言われているように町の雇用の関係、また、既に実施しているアンケートの分析ということを次年度において、しっかりと取り組まなければいけないと感じております。具体的に、そのアンケート結果を町民の皆さんにどうお知らせしていくかについては、検討しないといけないと思いますが、少なくともアンケートの分析は必要になると思いますし、しかるべき対応で町民の皆様にも啓発を兼ねて周知をしていかなければと、そういった形で考えておりますので、そういう取組をしていきたいと思っておりますとの回答でした。

次のページになります。教育課学校教育係。

委員より、経田小交流５１年事業に関わる経費はどこに計上しているのか。その記念事業に代議士を呼ぶという話があるが誰を呼ぶのか。和田小との関連性はの質問に対し、和田小学校教育振興一般経費の節１８　負担金補助及び交付金の特別活動補助に含まれております。また、羽田次郎参議院議員を呼ぶ予定にしております。父親である故羽田孜先生が、当時、魚津市の議員先生と交流を深めたのがきっかけですので、そのようなつながりです。

委員より、誰を呼ぶのか、和田小学校との関連性について保護者に対して周知をしてほしいとの要望がありました。

次に、委員より、有機食材の仕入れに関して、給食運営事業に補助される予算はどこに計上されているか、幾らか、実績よりも予算を増やしてほしいがいかがかとの質問に対し、両校とも教育振興一般経費の節１８　負担金補助及び交付金の特別活動補助に計上しておりますが、長門小学校は約３万３，０００円、和田小は約６，０００円です。有機食材を増やしていきたいと思ってはいるが、一般的に有機食材のほうが高いため予算との兼ね合いもあり、大幅には増やせないと考えておりますとの回答。

委員より、両小学校の教育振興一般経費の節１８　負担金補助及び交付金の特別活動補助の内容は何かの質問に対し、長門小学校は、スキー教師の指導員謝礼、場所の借り上げ代に６９万円、総合的な学習補助１５万円、人権同和教育研究補助１万円、有機食材補助金３万３，０００円です。和田小学校は、総合的な学習補助１５万円、スキー教室３５万円、姉妹校交流関連の通常経費３０万円、交流５０回記念事業２９万９，５３８円、有機食材補助５万６，０００円となっておりますとの回答。

次のページ、社会教育係になります。

和田コミュニティセンターの電気料、床暖房に使われる燃料費が高額である。床暖房を止めてファンヒーターを使うなどの対策をすることで削減できるのではとの質問に対し、社会福祉協議会では、暖房を減らすなど節電に努めております。床暖房を前提に設計された建物であり、装置を止めてしまうことで設備や施設の劣化が心配されます。全てをファンヒーターにしてしまうことが難しい建物でありますので、減容して暖房できないか検討してまいりますとの回答。

次に、委員より、町のスポーツクラブでなく、別のスポーツクラブに入る子供がいるが、町のスポーツクラブへの入るための対策はしているかの質問に対し、上を目指す子供たちが別のスポーツクラブへ入っている状況です。町のスポーツクラブは、楽しく体を鍛え、仲間づくりを重点に置いていますので、楽しく気軽に入れるクラブであることで多くの子供たちが入れるようにしていますとの回答でした。

次のページになります。文化財係。

湧水の水質検査２か所はどこかの質問に対し、武田信玄の伝承があります大門の湧き水と、一福処の敷地へ引き込んでおります長久保の山の神湧水を町内の他の湧水と一緒に毎年検査を行っております。飲用水としての表示はしておりませんとの回答でした。

次に、長久保宿歴史館土地購入費について、一福処濱屋のことか。そのとおりです。当時、建物のみ寄附されて土地は借地として借り受けました。建物のある道等購入すれば一福処は全て町所有となりますが、広場、駐車場は別の所有者で借地しております。丸木屋は、土地、建物は町で買い上げておりまして全て町有ですとの回答でした。

次に、委員より、和田宿の資料館と管理委託料が昨年より２０万円ほど上がっているが、根拠は何かの質問に対し、シルバー人材センターに委託しておりますが、時給単価が事務費込みで５５円値上げされたためですとの回答でした。

次に、羽田野の指定管理料については、社会文教常任委員会に指定管理の審査が付託されているが、資料館として指定管理で委託するのかの質問に対し、委員会にお諮りしたところ３年間でなく単年度で指定期間で、引き続き米屋鐵五郎の運営管理で承認をいただきました。

ただし、委員の皆さんからは、和田宿の活用としてはすばらしい事業内容であるが、資料館としての指定管理の在り方としてはふさわしいものではなく、一般的な委託形式でよいのではとの質問・意見があり、この１年間に条例整備等を検討していくことでお認めいただいたものですとの回

答がありました。

次に、国際交流事業で、６年度にガバメントクラウドファンディングを行っているが、７年度は予定がないのかの質問に対し、６年度に引き続き、７年度も予定しております。ガバメントクラウドファンディングの制度では、募集期間が３か月に限定されておりますので、黒耀石大使第６期生を募集する夏頃に合わせてキャンペーンを行いたいと考えていますとの回答でした。

次のページ。議会事務局になります議会係。

ウェブ会議システムライセンス使用料だが、これはＺｏｏｍとかそういったものか。議員間で一度使ってみたほうがよろしいかと思うがいかがかの質問に対し、そのとおりです。ライセンスは既に使用できる状態になっておりますので、タイミングを見て議員の皆さんのタブレットにＺｏｏｍのアプリを入れることで、すぐ利用可能ですので対応させていただきたいと思いますとの回答でした。

次に、総務課総務係になります。

合併２０周年記念事業については、広告料と委託料の内訳は何かの質問に対し、広告料については、今のところ新聞掲載を企画しており、信毎の一面広告の費用で１５０万円を見込んでいます。委託料については、事業を進めるに当たり、業者への委託費用や広告のデザイン料を想定していますとの回答でした。

続いて、新聞広告では一過性で終わってしまうので、この先も残るものとしてモニュメントや記念パネルなどを検討いただきたいとの意見の質問に対し、承知しましたとの回答。

次に、デマンドバスのＩＣカードについてどのようなものか。バスにつける機械やカードの費用はどうなるのか。バスの車両について小型車両の必要性も聞いているが、検討状況はどうなっているかの質問に対し、カードについては、県が推進する地域連携ＩＣカードで使えるものは使えるようになると思います。また、機械やカードの費用などについては、県の協議会で詳細が決まってきます。早めの導入を考えているが、今後、交通計画ができた段階で国からの補助金などの話が具体的になるため、それ以降になると思います。必要な場合は、役場の車両を使うなど対応していきたいとの回答でした。

次のページ。危機管理係になります。

委員より、広域的な犯罪が増える中で、防犯カメラの増設をする予定はあるかの質問に対し、子供の見守りを重点に置いた事業でありますが、今後については、その他の区域についても設置検討してまいりたいと考えます。

役場建物への危害、ふるさとセンターではコンビニ付近ということで、治安悪化が懸念される設置に向けて検討いただきたいとの要望がありました。

続いて、開設が予定される指定避難所について、Ｗｉ―Ｆｉ環境がない箇所は幾つか。また現在、可搬型のＷｉ―Ｆｉ機器の保有台数及び１台の価格は幾らかの質問に対し、現在、広域避難所で開設が想定される箇所は６か所程度あり、可搬型の機器保有台数は５台であります。開設する場所に

ついて、不慮の状況にもよるのであらかじめ定めておりません。また、１台の価格については７０万円ほどでありますとの回答です。

要望になります。デジタル田園都市国家構想の中で町民の要望が多かった、開設されると予定される全ての避難所数のＷｉ―Ｆｉ機器を保有、整備していただきたいとの要望です。

次に、情報管理係になります。

国が、標準化でガバメントクラウドというのを使うようになり、使用料はどのくらいになるのか、また、権利というのはアメリカの企業が持っているということで間違いないかの質問に対し、ガバメントクラウドはＡｍａｚｏｎ、Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ、Ｏｒａｃｌｅ、Ｇｏｏｇｌｅ、さくらクラウドはあります。外資系の企業になるため、利用料についてはドル建てになってしまうというのが現状であります。長和町で使うクラウドについては、今のところＡｍａｚｏｎとＯｒａｃｌｅの２社を使う予定で、為替によって金額が変わってしまうため概算となりますが、１，６８０万円を計上していますとの回答でした。

次に、総合政策課移住定住係になります。

空き家等実態調査業務委託料５５０万円に、所有者アンケートの実施分が組まれていると思うが、内訳はの質問に対し、計画準備に６４万円、現地調査に２８２万円、意向調査に２０４万円を計上していますとの回答。

委員より、ＵＩＪターン起業・創業移住支援事業に４６０万円が計上されており、単身１件、子供ありの世帯で２件のそれぞれ２３０万円ずつ計上しているようだが、支給要件は何かの質問に対し、東京圏、愛知県または大阪府に５年以上在住していたこと、雇用保険の被保険者として就労していたこと等の要件があります。また、移住による前にどういう働き方をしていたかによって、例えば、テレワーカー、自営業者のような働き方をしていれば、その働き方を証明できるような書類を提出する必要があります。さらに、令和７年度より農林水産業に従事している者と家業等に従事している者が加わり対象者に拡充されますとの回答でした。

次に、委員より、公営住宅維持管理経費の建物修繕費の内訳はの質問に対し、一般修繕に１７０万円、退去に伴う修繕費に３００万円、経年劣化によるＩＨクッキングヒーター交換に１０５万円、同じく経年劣化に伴う給湯器交換に４１０万円、コーポ桜清水３号と２０３号室の修繕に１００万円を計上していますとの回答でした。

次に、企画政策係になります。

ふるさと納税について、現地決済型のふるさと納税導入の可能性はあるのかの質問に対し、現地決済型のふるさと納税につきましては、現状予算に反映していませんが、ふるさと納税を町として力を入れていくことを考えると、手段をいろいろ広げていくことは大切だと思います。また、費用もあまりかからないようですので、導入に向けた検討をさせていただきますとの回答でした。

次に、財政管財係になります。

財政調整基金ほか利子積立金の増額要因について、どこから何を購入しているのかの質問に対し、

国債や県が発行する県債などの債券を購入していますとの回答でした。

次のページ。産業建設課農政係になります。

信州・小県ご当地そばイベント事業について、今年度は青木村が単独で行っていた気がするが、来年度は一緒に行う予定なのかの質問に対し、令和７年度の詳細は未定ですが、農事組合法人、信濃霧山ダッタンそばや青木村の意向も踏まえながら、協議・相談をして対応していきたいと考えていますとの回答。

次に、直売施設運営経費について、和田地区ステーションのトイレの匂いの問題は修繕費で直すことができないのか、また、駐車場の後ろにある緑地帯はごみ捨ての温床になっているので、なくして舗装することはできないのかの質問に対し、令和５年度にトイレの便器等をリニューアルしたばかりということもあり、費用対効果や財政状況等を考えると難しいとの認識です。また、緑地帯については、昨年度、植栽や植木を伐採し、平らな部分を増やすなどごみが捨てられないよう対策はしましたが、舗装面の対応については、利用頻度などを踏まえるとそこまでの予算はかけられないと考えております。基本的には、トイレの清掃の際に消臭剤や薬液を排管に注入したりして対応しておりますが、根本的な解決には至っておりませんので、組合とも相談しながら対応を進めてまいりたいと思いますとの回答でした。

次のページになります。商工観光係。

旧和田中学校は、目的外使用に当たるため使用できないという話を聞いている、その点はクリアできるのかの質問に対し、旧和田中学校の用途変更につきましては、概算設計が完成次第、改めて上田地域振興局と協議を進めたいと考えておりますとの回答。

次に、温泉優待券について、令和７年度より半減するとのことだが、昨年度、優待券の利用実績が少なかったことによるものかの質問に対し、令和６年度１０月から令和７年１月末までの優待券利用実績ですが、やすらぎの湯、大人１，７８５枚、子供３１枚、ふれあいの湯、大人６８７枚、子供１６枚と利用者は多い状況にあります。しかし、地域いきいき券の普及や利用率を考えますと、優待券の減額分を地域いきいき券へ補填したほうが町民全体の利便性の向上につながるのではと考え、今回判断させていただきましたとの回答。

次に、委員より、やすらぎの湯の指定管理料について、全体の経営状況を詳細に把握しているのか。また、昨年３月議会で附帯決議という形で認めた経過がある。そのことも踏まえ、令和７年３月の半期決算等を議会へ示す必要があると考えるがどうかの質問に対し、２月末に行われた取締役会において、現在の状況について把握しております。また、議会への説明につきましては、振興公社と協議した上で説明する機会を設けたいと思いますとの回答です。

次のページ。建設林務係になります。

大門街道と国道の状況が非常に悪い、早急に修繕をお願いしたいがとの質問に対し、国道になるため県が道路パトロールで確認、また、県会議員や町長も含めた長野県の期成同盟会としても国に対して要望を行っているため、予算がつけば修繕いただけると思います。県に要望を行う際には、

場所を特定して確認していただいておりますとの回答でした。

次に、町道草刈り等委託料という項目があるが、作業を行う場所が国道なのはなぜかとの質問に対し、国道の草刈りについては、機構改革により旧環境生活係から移管された事業ですが、これまでは、マルメロ街道などの管理の一環として環境部門で事業を行っていると思います。下田バイパスにおいても、何らかの都合により国道の仕切りはありますが、町が対応しており継続して事業を行っている状況ですとの回答。

次に、委員より、各予算に森林環境譲与税が充当されているが、本年度においても約２，０００万円が入ってくる中で、７７０万円ほどを事業費として使用するということだったと思う。当町は、私有林が非常に多く、町が荒れ過ぎるのを防ぐために対策を行う必要がある。他自治体においても対策事業を行われていることから、町としても検討を重ねて事業を行うようお伝えしているが、この予算ではそういった対策をしているようには見えない。すぐに新しい事業を検討して実施するというのは難しいかもしれないが、積極的に取り組んでいただくようお願いしたいとの質問に対し、森林環境譲与税の基礎として、森林整備をするためには、まず林道を整備し、森林整備をしやすい環境をつくるということが一つの目的であります。また、ライフラインの維持を図るためにというのと、別荘地など環境整備という大きく分けて３つの使途を検討しております。森林整備に関しては、林道等の整備をした上で、森林経営管理制度を活用しながら計画的に進めていきたいと考えておりますとの回答でした。

最後のページになります。町が共済金として５８万円の支出を行っている山火事保険について、実際に山火事が起きた際に保険の対象となるのかの質問に対し、和田財産区と同じ森林国営保険でございますが、補償の根拠として、町、町有林の２２８ヘクタールが加入しております。また、火災や風水害、雪害、干害、凍害、噴火災の８つの災害対象としておりますが、鳥獣害に関しては対象外となっておりますとの回答でした。

以上、全ての課の質疑は終了。討論では、賛成討論がありました。採決の結果は全員賛成で、議案第２６号　令和７年度長和町一般会計予算は可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（森田公明君）　委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終わります。これより討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　次に、本案に賛成者の発言を許します。

龍野議員。

○２番（龍野一幸君）　私は、令和７年度予算に賛成の立場で討論を行います。

令和７年度の長和町一般会計予算は６０億７，８００万円、前年度５９億７，３００万円に比べ１億５００万円、７．３％の増となりました。

本予算に賛成する主たる理由として、デジタル社会への対応、脱炭素、持続可能なＳＤＧｓの推進に取り組み、急激な社会経済情勢の変化に対応した予算であると認めるものであります。人口減少に伴い、生産性と効率性向上に向け、国のＩＴ戦略やデジタルトランスフォーメーション推進計画に関連した費用が各課予算に計上されており、システムの導入、委託、更新など基幹システムの標準化対応が示され、巡回バス「ながわごん」では、地域連携ＩＣカード導入の費用も計上され、住民の利便性向上に一歩前進を認めます。遅かれ早かれはありますが、ソーラーパネル設置や住宅用蓄電池システム設置補助金の脱炭素に向けた取組も盛り込まれていること、また、無償化制度の対象とならない２歳児までの保育料軽減や給食費無償化など、各担当課においても町の振興や生活に必要な事業継続も計上されており、住民生活の維持向上に向けた予算であります。

現在の当町に置かれている厳しい財政状況の下にあって、住民の全てが満足をする予算を編成することは不可能であると感じます。多額の基金を取り崩して運営する厳しい財政状況の中、苦慮された予算であることも感じております。庁舎一般管理費や各支所管理費、公用車管理経費など職員が直接携わる需用費などを見ると、少しでも費用を抑制しようとする予算であることは予算書を見て理解しております。

一般会計総額で１億５００万が増額した根拠については、人事院勧告に伴う給与改定により、行政職員全員の手当が６年度当初予算、職員数２２０名の８億８，１６５万４，０００円だったのに対し、７年度は２２１名、９億６，３２２万３，０００円の計上となり、８，１５６万９，０００円増えたことが増加の大半を占めており、社会情勢の変化に伴い必然的な要因として捉えること、また７年度は、参議院選挙や町長・町議会議員選挙費で２，３５２万９，０００円に、５年に一度の国勢調査費なども加えると、差し引くと６年度を下回る計上との見方もできます。

地域おこし協力隊に関する人件費と経費では、およそ５，０００万円になると算出しました。定例会中、私は、消耗品費などが何に使われているのかの把握を要望しました。これは、けちで申し上げたのではなく、今後も町の発展を図るには協力隊の知恵と英知を生かすことが重要と考えます。隊員の購入を希望する額がたとえ高額であっても、町の発展につながるプレゼンであれば精査し、必要であれば購入する。節約ではなく投資もあり得る。そのために内容の確認の必要性を申し上げました。明確なミッションを用意し、活動しやすい指導助言を要望するものであります。

最後に、人口減少問題。当地はいち早く、給食費の無償化や通学費補助等、移住・定住に向けた取組をしてまいりました。まもなく、全ての市町村が同様の制度が導入されると推察しております。そのときに、長和町は選ばれる町として残るのか不安に思うところでございます。選ばれるよう、改めて農業、観光、自然環境などの多方面に魅力の発掘にみんなで考えていきたいと思います。

予算案から離れて要望も含みましたが、以上、長和町のさらなる飛躍と発展を切に願い、本議案への賛成の討論といたします。

以上。

○議長（森田公明君）　ほかに討論はございますか。

佐藤議員。

○４番（佐藤恵一君）　私も、賛成の立場より討論をさせていただきます。

令和７年度長和町一般会計予算は、総額６０億７，８００万円で、前年度５９億７，３００万円と比較すると１億５００万円の増の予算となりました。予算編成においては、多額の基金を取り崩して財政運営を行っているという町の置かれている厳しい財政状況を考慮し、財政が極めて厳しい中においても、実施する必要がある事業を精査したと、新年度予算概要に記載されていますが、住民福祉の向上を考慮しつつ、財政の硬直化が進む中で、人口減少や少子高齢化傾向の課題に歯止めをかけるべく予算編成がなされたと考えられ、令和７年度当初予算に賛成させていただきます。

しかしながら、毎年、依田窪医療福祉事務組合への負担金として取り崩している新町一体感醸成基金残高も枯渇が迫ってきており、さらに、財政調整基金も災害等の不測の事態に備えるため、取崩し可能限度があるため、財政の厳しさはさらに増してきています。

今後、住民の福祉向上のため、施策実施のための交付金等、財源確保がより一層必要になってきますが、その交付金は全国一律のばらまき交付金が少なくなり、自治体が自ら企画した案件で、他の自治体と争い獲得する交付金が増え、自治体間競争が激化してきました。多額の基金取崩し型財政運営から財政確保のために、自治体間競争で獲得した交付金を獲得できる企画力ある自治体を目指すことを要望して、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（森田公明君）　ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第２６号を採決いたします。本案の採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（全　員　起　立）

○議長（森田公明君）　全員賛成。御着席ください。よって、議案第２６号は可決されました。

ここで１１時２１分まで休憩といたします。

休　　憩　　午前１１時１１分

再　　開　　午前１１時２１分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第２５　議案第２７号　令和７年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

（町長提出）

◎日程第２６　議案第２８号　令和７年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第２７　議案第２９号　令和７年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第２８　議案第３０号　令和７年度長和町介護保険特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第２９　議案第３１号　令和７年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算について

（町長提出）

○議長（森田公明君）　日程第２５　議案第２７号　令和７年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてから、日程第２９　議案第３１号　令和７年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君）　議案第２７号　令和７年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

前年度の予算総額と比較すると７，９００万円の増額となっており、主な要因は保険給付費の療養諸費用約６，０００万円の増額だが、その額を見込んだ根拠は何かとの問いに対して、保険給付費の療養諸費につきましては、県から示される計算額を、試算額を基に計上しております。過去３年分の医療費等の実績から県のほうで算定しておりますが、長和町の１人当たり医療費につきまして、令和４年度４０万４，９１１円、令和５年度４５万２，７５７円であり、１年で約５万円増加している状況であります。医療費が増加するということは、保険給付費も併せて増加することになり、保険給付費だけで７，８００万円ほどの増加となっておりますとの答弁でした。

議案第２８号　令和７年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

令和６年度３月補正でかなり減額しているが、令和７年度は経営を持ち直す見通しということかとの問いに対して、例年に比べると今回の当初予算もかなり減額計上にはなっております。今後スタッフが増員されれば診療費も増えると思いますので、その際は増加補正をお願いする場合もある

かと思いますとの答弁でした。

議案第２９号　令和７年度長和町後期高齢者医療特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

保険料が増額となる理由はとの問いに対して、令和６年度より保険料率が変更となっております。令和６年度当初予算編成の時点では、令和５年度の旧保険料率を基に試算しておりましたので、その差額でございますとの答弁でした。

保険料率が上がったということかとの問いに対して、令和２年度から令和５年度までは所得割８．４３％、均等割４万９０７円でしたが、令和６年度から所得割９．４５％、均等割４万４，３６５円に増額となっておりますとの答弁でした。

議案第３０号　令和７年度長和町介護保険特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

配食サービスについて、利用者数と単価、食数が減った理由はなぜかとの問いに対して、利用者数は月３０名前後、配食の委託単価は御飯とおかずが９５９円、おかずのみが９１５円です。利用者負担金は御飯とおかずが４８０円、おかずのみ４３０円となっています。配食数が減っている理由ですが、民間の宅配業者や移動販売者等、食の支援に関する選択肢が増えているということもあると思いますとの答弁でした。

議案第３１号　令和７年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

定期納入者以外からの納入の見込みはあるかとの問いに対して、世代が代わっており難しいが、相続者の方に対して説明と納入のお願いをしていきたいと思いますとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君）　委員長報告が終わりました。

まず、議案第２７号　令和７年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第２７号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　賛　成）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって議案第２７号は可決されました。

次に、議案第２８号　令和７年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第２８号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第２８号は可決されました。

次に、議案第２９号　令和７年度長和町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第２９号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第２９号は可決されました。

次に、議案第３０号　令和７年度長和町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第３０号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第３０号は可決されました。

次に、議案第３１号　令和７年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算についての委

員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第３１号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって議案第３１号は可決されました。

◎日程第３０　議案第３２号　令和７年度長和町観光施設事業特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第３１　議案第３３号　令和７年度長和町和田財産区特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第３２　議案第３４号　令和７年度長和町上水道事業会計予算について

（町長提出）

◎日程第３３　議案第３５号　令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について

（町長提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第３０　議案第３２号　令和７年度長和町観光施設事業特別会計予算についてから、日程第３３　議案第３５号　令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君）　議案第３２号　令和７年度長和町観光施設事業特別会計予算についての審査を行った結果を報告いたします。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定しました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、防犯カメラの使用料やリース料が計上されているが、どこにつけているのか教えてほしい。防犯カメラですが、ふれあいの郷別荘地で出入口の上と下の２か所に設置を検討していますとの答弁でした。

委員より、弁護士謝礼金とあるが、支出の予定はあるのかの質問に対しまして、今年度は予定はないが、来年度から相続人がいない方との契約の解除を進めていく予定ですとの答弁でした。

議案第３３号　令和７年度長和町和田財産区特別会計予算についての審査を行った結果を御報告

いたします。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

森林国営保険について、対象の森林と保険の補償内容は十分であるのかの質問に対しまして、保険の対象となる山林については、和田財産区が旧和田村から引き継いだ面積で全て加入しています。

保険金額については、森林組合で毎年保険料を算定し、保険料を納めています。保険の補償金額は、森林の樹種や樹齢により異なりますとの答弁でした。

次に、森林造成事業負担金について、委員より、森林造成事業について先ほどの補正予算の説明では減額しているが、どのような内容を予定しているのかの質問に対しまして、令和６年度森林造成事業については、翌年度の令和７年度に地ごしらえや植林の事業を行います。この際に、前年度の木材の搬出後に必要になった整備や防災のための整備が必要になった場合に、負担をする森林造成のために予算を計上しておりますとの答弁でした。

議案第３４号　令和７年度長和町上水道事業会計についての審査を行った結果を御報告します。

担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第３５号　令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についての審査を行った結果を御報告します。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（森田公明君）　委員長報告が終わりました。

まず、議案第３２号　令和７年度長和町観光施設事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第３２号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第３２号は可決されました。

次に、議案第３３号　令和７年度長和町和田財産区特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第３３号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第３３号は可決されました。

次に、議案第３４号　令和７年度長和町上水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第３４号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第３４号は可決されました。

次に、議案第３５号　令和７年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第３５号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第３５号は可決されました。

◎日程第３４　議案第３６号　指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）

（町長提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第３４　議案第３６号　指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君）　議案第３６号　指定管理者の指定について（長和町資料館

「羽田野」）の審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は以下のとおりであります。

資料館の建物としての指定管理がメインであるはずだが、事業計画書では触れられていない、指定管理の在り方として整合性に疑問があるがとの問いに対して、あくまで資料館の維持管理が主であり、その上で有効活用のための自主事業という認識でおりますとの答弁でした。

テレワークや宿泊事業を行うのであれば、文化財施設としての指定管理ではなく、町の活性化というところで委託したほうがいいのではないかとの問いに対して、教育委員会の資料館としての条例に位置づけられておりますが、御指摘のように実際の運用状況から検討すべき課題であり、資料館として残すべきか、観光宿泊を主目的とするならば、担当部署や所有者との協議などを整理していかなければと思いますとの答弁でした。

整理していく考えだと理解してよいかとの問いに対して、そのとおりですとの答弁でした。

指定申請者の押印を見ると、教育委員会職員の印がなく関わっていないように思えるがとの問いに対して、指定管理者の募集や申請書の受付は総合政策課で行っており、申請書を受け付けたという意味での押印となりますとの答弁でした。

申請の承認はとの問いに対して、役場の指定管理者選定委員会で内容を確認、検討して、議案として提出しておりますとの答弁でした。

有効に活用されることは賛成だが、指定管理は国の制度であり、その定義は福祉にあるため、町民への福祉、公共性があるかが問われるところである。指定管理ではなくとも、別の形で町がバックアップしていったほうが問題がないのではないかとの問いに対して、言われることは十分に理解でき、昨年度も庁内で協議を行う中で、将来的に現状に合わせて主管理部署を変更することを提案しております。

また、先ほど教育長が答弁したように、条例整備や所管部署の検討、所有者の意向確認等を行う必要があり、かなり時間を要すると思われ、検討は行っていく考えでおりますので、今回につきましては、指定管理の更新という形でお願いしたいと考えておりますとの答弁でした。

質疑応答後、委員より、指定管理者から提出された利用目的は、大変すばらしいものであり、地域の活性化と和田宿の地域振興に寄与するものであるが、施設の設置目的は、資料館であるにもかかわらず、事業計画書の中に資料館として活用することが一切明記されていない。

しかしながら、さきの教育長及び教育課長の答弁により、今後の資料館「羽田野」の管理体制について、今後の所管部署及び羽田野の在り方について検討する答弁をいただいたこと。また、指定管理の開始時期が令和７年４月１日であることを踏まえ、指定管理期間を１年に変更して、原案を可決する修正案が提出されました。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で修正案を可決すべきものと決定しました。

なお、修正案につきましては、タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君）　委員長報告が終わりました。

議案第３６号　指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

小川議員。

○８番（小川純夫君）　委員長報告の最後の部分で、ちょっとこれ矛盾していないかと思うんだけど、「原案を可決する修正案」こんな案がある。原案を可決するのだったら修正案は要らないわけで、その辺の表現の仕方、まずいんじゃないの。

○議長（森田公明君）　田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君）　すみません。言葉が少し間違っているか不足した部分がありますけれども。そこの部分をちょっと訂正し後言います。

指定管理を、期間を１年に変更する修正案が出されました。その修正案を可決しておりました。修正部分を除いた原案を可決しました、というふうに変更させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（森田公明君）　ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第３６号を採決いたします。本案の委員長の報告は、原案の指定期間を３年から１年とする一部修正案です。

まず、委員会より出されました指定期間変更の一部修正案について、挙手により採決を行います。委員会の指定期間を３年から１年とする一部修正案に賛成議員の挙手を求めます。

（挙　手　多　数）

○議長（森田公明君）　賛成多数。したがって、委員会の一部修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、挙手により採決を行います。修正部分を除く原案部分を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙　手　多　数）

○議長（森田公明君）　賛成多数。したがって、修正部分を除く原案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３５　議案第３７号　指定管理者の指定について（長和町特産物直売所（和田宿ステーション））

（町長提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第３５　議案第３７号　指定管理者の指定について（長和町特

産物直売所（和田宿ステーション））を議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君）　議案第３７号　指定管理者の指定について（長和町特産物直売所（和田宿ステーション））の審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

○議長（森田公明君）　委員長報告が終わりました。

議案第３７号　指定管理者の指定について（長和町特産物直売所（和田宿ステーション））の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第３７号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第３７号は可決されました。

◎日程第３６　議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

（町長提出）

○議長（森田公明君）　次に、日程第３６　議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君）　議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

○議長（森田公明君）　委員長報告が終わりました。

議案第３８号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより議案第３８号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第３８号は可決されました。

◎日程第３７　陳情第１号　「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（森田公明君）　次に、日程第３７　陳情第１号　「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君）　陳情第１号　「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についての審査結果を御報告いたします。

質疑なく、討論なく、採決の結果、陳情第１号は全員賛成で採択すべきものと決定しました。

○議長（森田公明君）　委員長報告を終わります。

陳情第１号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより陳情第１号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、陳情第１号は採択されました。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休　　憩　　午前１１時４９分

再　　開　　午前１１時５４分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。ただいまお手元に配付のとおり、町長及び議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと存じますが、これに御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認めます。よってこれを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認め、追加した議案は本日審議することに決定いたしました。

◎日程第１　意見書案第１号　最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書

（議員提出）

○議長（森田公明君）　追加議事日程第１　意見書案第１号　最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書を上程し、議題といたします。

本意見書案は、先ほど採択された陳情と同趣旨でありますので、提案理由を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認め、提案理由は省略することに決定いたしました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより意見書案第１号を採決いたします。本案について原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、意見書案第１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第３９号　長和町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

（町長提出）

○議長（森田公明君）　次に、追加議事日程第２　議案第３９号　長和町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを上程いたします。

上程された議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君）　先ほどは、本定例会に上程いたしました。全ての議案につきまして、賛成、可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

御審議いただきました内容を十分に配慮しながら、着実かつ確実に、それぞれの事業執行に当たってまいりたいと考えております。

それでは、本議会に追加で提案をさせていただきました議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第３９号　長和町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、現在の農業委員の任期が、この３月３１日をもって満了することから、４月からの新しい農業委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加議案として提案をさせていただきました議案について、概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては、ご審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案をご承認賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（森田公明君）　提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中、議場におきまして議会全員協議会を開催します。そのままお待ちください。

休　　憩　　午前１１時５８分

再　　開　　午後　０時０８分

○議長（森田公明君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加議事日程第２　議案第３９号　長和町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

担当課長より説明を求めます。

中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君）　それでは追加議案書の４ページをお願いいたします。

議案第３９号　長和町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

次の者を長和町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、議会の皆様の同意をお願いするものでございます。

お願いしたい方の氏名でございますが、掛野剛さん、小林晴夫さん、小林祐太さん、清水學さん、鈴木孝一さん、関尊彦さん、龍野政則さん、田村喜久夫さん、長谷寛生さん、丸山秀樹さんの以上１０名でございます。

各地区、住所、選出区分につきましては、議案書に記載のとおりでございますので、御覧いただけたらと思います。

なお、任期につきましては、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間となって

おります。

以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君）　説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　討論を終わります。

これより本案を採決いたします。議案第３９号について原案のとおり同意することに賛成議員の挙手を求めます。

（全　員　挙　手）

○議長（森田公明君）　全員賛成。よって、議案第３９号は原案のとおり同意されました。

◎日程第３　議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第４　総務経済常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

◎日程第５　社会文教常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

◎日程第６　広報公聴常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

○議長（森田公明君）　次に、追加議事日程第３　議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、追加議事日程第４　総務経済常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について、追加議事日程第５　社会文教常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について、追加議事日程第６　広報公聴常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを一括して議題といたします。

それぞれの委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第７５条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、各委員会における事件について、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（森田公明君）　以上で、本定例会に提出された案件は全て終了いたしました。したがって、令和７年３月長和町議会第１回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君）　異議なしと認め、令和７年３月長和町議会第１回定例会を閉会といたします。

閉　　会　　午後　０時１２分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

長和町議会議長　　森　田　公　明

長和町議会議員　　羽　田　公　夫

長和町議会議員　　小　川　純　夫

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員